

貧困解消に向けての社会調査の重要性、可能性と困難性： ベトナム山岳地帯における「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる 参与観察型フィールド調査の事例から よりプロセス・アプローチを重視した社会調査を目指して -



貧困解消に向けての社会調査の重要性、可能性と困難性：ベトナム山岳地帯における「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる参与観察型フィールド調査の事例から
よりプロセス・アプローチを重視した社会調査を目指して

平成17年2月

独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所

平成17年2月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

総研
JR
04-57

貧困解消に向けての社会調査の重要性、可能性と困難性：
ベトナム山岳地帯における「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる
参与観察型フィールド調査の事例から
—よりプロセス・アプローチを重視した社会調査を目指して—

菅原 鈴香

名古屋大学大学院国際開発研究科国内客員研究員

平成17年2月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

本報告書は、平成16年度独立行政法人国際協力機構客員研究員に委嘱した研究成果をとりまとめたものです。本報告書に示されている様々な見解・提言等は必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。

なお、本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可無く転載できません。

発行：独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所 調査研究グループ

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

FAX：03-3269-2185

E-mail: iictae@jica.go.jp

目 次

要約

1. はじめに	1
2. 開発・援助理念および貧困関連の社会調査にかかる近年の開発議論の動向	4
2-1 開発・援助理念にかかる議論	4
2-1-1 世界銀行による「新社会開発戦略」	4
2-1-2 DFIDによる「人権伸張型開発」および「持続的生活アプローチ」	6
2-1-3 国際連合による「人間の安全保障」	8
2-2 貧困解消に向けての社会調査にかかる議論	10
2-2-1 世銀の社会調査の位置づけと基本枠組み	10
2-2-2 DFIDの社会調査の位置づけと基本枠組み	14
2-3 開発・援助理念および貧困関連の社会調査にかかる近年の開発議論の動向	18
3. 貧困調査の事例－調査結果の部分的紹介：ベトナムホアビンダム湖周辺保全林地区の 「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる調査結果から	22
3-1 フィールドワーク・サイトの風景	22
3-2 人々の「暮らし向き」にかかる認識と懸念・願望	24
3-2-1 人々の「暮らし向き」にかかる認識と懸念・願望	24
3-3 土地権利獲得プロセス：有利な者と不利な者	28
3-3-1 土地の種類：公的対 村人の見方	28
3-3-2 土地権利獲得に関する3種の異なる規範と手続き	30
3-3-3 村人のプラクティス：交渉手段としての規範・手続き	32
3-3-4 土地権利獲得プロセスにおける勝者と敗者	34
3-4 人々の生存・生活戦略と森林保全	35
3-4-1 植林事業の規則や正規の手続きから外れる行為	36
3-4-2 林産物利用にかかる規則や手続きに反する行為	37
3-4-3 「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる考察	40

4. 貧困調査の事例：調査事例にかかる検討領域・理解のプロセスを反芻して	42
4-1 調査事例の検討領域の考察－世銀、DFIDの社会調査の基本枠組みとの関連で	42
4-1-1 世銀の社会調査の検討領域との関連での事例の考察	42
4-1-2 DFIDの社会調査の検討領域との関連での事例の考察	44
4-1-3 包括的フレームワークの重要性と留意点	46
4-2 事例にかかるフィールド調査とそれを通じた理解のプロセスの考察	47
4-2-1 事例研究にかかるフィールド調査プロセスの概要	48
4-2-2 理解のプロセス	50
4-3 一過性の調査の限界と社会調査におけるプロセス・アプローチの重要性	54
4-3-1 社会調査（の理解）の本質	55
4-3-2 社会調査の困難性：「村人・貧困層の視点からの理解」の難しさ	56
5. 総括および実務への示唆	62
5-1 議論の総括	62
5-2 実務への示唆	64
参考文献	70

要 約

本調査研究は、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再認識するとともに、その可能性、困難性を検討し、今後の社会調査の方向性を探る一助とすることを念頭に実施されたものである。

本調査研究実施の背景には、以下のような個人的、しかし同時に開発問題全体と関連する問題意識がある。第一に、近年、貧困問題に対する認識が急速に高まる中で、調査面でも、遠隔地に位置する貧困地域での調査やPRAに代表される参加型調査が数多く実施されるようになっていく。これは、貧困問題への関心・コミットメントの高さを示すものとして歓迎すべきものであろう。しかし、他方で、議論や調査のペース・様式についてはどうしてもドナーの要請するものが主体となり、そのタイムフレームや様式に収まりきれないものは、最初から切り捨てられていくなど、形骸化現象も散見される。これと関連して第二に、国際協力業務の性質に関する認識がある。開発を含めた国際協力業務は、自分と異なる歴史や文化、社会状況の中で育ち・生活する人々と関わることが前提となる。特に貧困との関係では、「異文化」に加え、異なる「階級」、それに付随する政治力や経済力の差とその作用にことさら注意を払っていくことが必要となる。しかし、こうした「差異」とその作用を観念論でなく、具体的場において具体的に認識するには、ある程度の時間と人々との密接な関わりが不可欠と思われる。こうした点が、現在貧困関連の社会調査に関わる者にどの程度認識されているのか、また調査様式にどの程度反映されているか疑問がある。第三に、筆者自身の調査経験に根ざすものがある。筆者は、ベトナムや他の地で貧困関連の短期の情報収集や調査（PRAを含む）に携わったことはあったが、2003年度初めて長期にわたる参与観察型調査に従事する機会を得た。そしてその過程を通し、貧困層の置かれた状況を、彼／彼女らの立場・視点から理解することがいかに困難であるかを痛感し、一過性の調査の有効性に疑問を持つようになったという背景がある。

以上のような背景・問題意識のもと、本調査研究は以下を目的として実施された。第一に、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再確認するとともに、往々にして一過性の短期集中型情報収集に終始しがちである現在の社会調査プラクティスを再考する一機会を提供すること。第二に、特に「貧困層の立場・視点からの理解」を重視した社会調査を今後どのようにすすめていけるかにつき示唆を提供することである。そして本調査研究では、それを、主に筆者が2003年度ベトナムにおいて実施した調査を事例として取り上げ、そのプロセスを反芻することを通じて行った。

こうした目的およびアプローチより、本調査研究では以下を検討した。第2章において、世界銀行、DFID、国連の近年の開発議論を検討することにより、貧困解消における社会調査の重要性と照射すべき点を明らかにした。開発・援助理念レベルでは以下のような共通点を確認した。第一に、生存・生活が困難な状況にある者や集団に対する支援を最優先していく姿勢。第二に、潜在能力の発現や権利や自由の実現に関する阻害要因あるいは促進要因の把握・対処を、経済、社会、政治、文化を含め包括的に行っている点。第三に、人々、特に、生存・生活が困難な状況にある者の現実、彼／彼女らの立場や視点、評価をより重視すべきとしている点。そして第四に、政治資本の欠如や排除や排斥メカニズムなどの政治的側面・力学を注視しようとする姿勢である。

また社会調査に関しても、以下のような認識が見られる。第一に、社会調査の機能を状況把握のみならず、能力構築をも兼ね備えたものとして捉えていること。第二に、貧困状況を把握するための枠組みが非常に包括的であること。第三に、貧困層の置かれた現実を彼／彼女ら自身の視点や見方から理解することの重要性を強調していること。そして第四に、こうした人々の問題やニーズのみならず、能力側面にも照射していこうとしている点である。こうした開発・援助理念、および社会調査にかかる近年の議論の動向は、今後のJICAの貧困調査・対策の方向性を考えていく際にも参考とすべきであろう。

第3章、第4章では、2003年度にベトナムにおいて実施した参与観察型の貧困調査を事例として取り上げた。第3章では、調査地の村人の日々の営みを理解する試みを通じて得られた「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる調査結果を部分的に紹介した。それにより、貧困層の置かれた状況理解に関心を持つ向きや、今後、貧困対策や森林保全活動に関わる向きの参考としてもらうと同時に、第4章で、こうした理解はいかに可能となったのかを検討するための材料を提供した。事例では、「米」に関する村人の見方やニーズ・願望がいかに村人の置かれた物質的状况のみならず、ムオンの歴史や集団化時代の記憶と関連しているのか示唆し、また「暮らし向き」やその格差を人々の認識から明らかにしようとした。そして、「暮らし向き」を決定づける大きな要因となっている「土地（森林含む）」使用権の配分状況・獲得プロセスを慣習的規範の適用や植林活動の援用も含めて検討したのち、こうした状況が人々にどのような生存・生活戦略を選択させることになっているのか、さらにそうした戦略の森林保全への影響はどのようなものであるかを考察し、「貧困」と「森林破壊」の間に形成されつつある悪循環を説明した。

第4章では、上の結果を導き出すに至った調査事例の実施側面に照射し、いかにしてこうした理解が可能となったのかを検討した。そして調査事例を世銀やDFIDの社会調査における検討領域との関連で切り直すことにより、各機関が提唱している包括的フレームワークの重要性と有効性を再確認した。他方、プロセス面の考察、特に調査を通じた調査者自身の理解のプロセスを反芻することにより、貧困層の立場・視点からの状況理解を重視する場合には、たとえ、世銀やDFIDの社会調査の枠組みを念頭に置いたとしても、一過性の短期集中型情報収集では限界があることを示した。それは、こうした理解を得るには、調査者と人々の間にある程度の間人関係や信頼関係の構築およびコミュニケーションの深化があることが前提となるからである。また、調査者自身の中に、地域社会や貧困層を取り巻く政治、経済、文化状況（コンテクスト）についての知識やそこでの生活者としての経験がある程度蓄積されていることも重要となる。こうした前提条件が満たされないと、近年の開発議論が注視しつつある政治的要素や政治力学（排除・排斥の論理とメカニズム）、非公式規範や文化規範などに支えられるインフォーマルな行動様式、あるいは法に抵触するような活動の把握は難しく、貧困層の置かれた状況の包括的理解は困難となる。また、たとえこうした側面が把握できたとしても、それらを自分の通常の思考や価値観で解釈・判断してしまう可能性があり、結果、「貧困層の立場・視点からの理解」からかけ離れた状況理解となってしまう危険も残る。また社会調査にまつわる困難を認識論に関するものと政治力学にまつわるものに分けて議論し、こうした困難の克服という面でも一過性の短期集中型情報収集には多くの限界があることを指摘した。

最終章である第5章では、以上の議論を総括した上で、実務への示唆提供を試みた。前章までの議論は、事業立案前の包括的アンケート調査や現場重視型PRAなどによる社会調査の価値を否定するものではない。ただ、貧困層の置かれた状況を包括的に、かつ彼／彼女らの視点や見方を重視しながら理解しようとする場合には、これらが短期集中型の一過性の調査に終始するのであれば限界がある。よって、調査から得られる理解の暫定性に対する認識と、調査の継続性の担保を図ったプロセス・アプローチを、こうした既存の調査を部分的に代替し、また補完するものとして導入・活用していくことが重要となる。ここでは、こうしたプロセス・アプローチの導入・活用との関連において、①調査の実施様式、②参与観察型調査、③調査研究および人材育成・活用の面について今後の方向性を検討した。調査の実施様式に関しては、社会調査の継続性と貧困層の生活への密着性を担保する必要性を指摘した。そして継続性を高めるため、事業立案・計画段階を超えて、調査機能を拡充し、それをモニタリングに組み込んでいく必要性を示唆した。

しかし、本モニタリングの目的は、従来のPCMに沿ったプロジェクトの進捗状況の把握にとどまるものではない。それと並行して、貧困層の生活に大きく作用しているものの、事前調査段階ではまだ十分認識されていなかった要素の把握とその作用の理解を継続的に行っていくことが求められる。そのため、PCMの範囲内でのモニタリングではこうした任務遂行が難しいことを指摘した。そして、社会調査において貧困層の生活への密着性を高める必要性、そのための参与観察型フィールド調査の不可欠性を併せて指摘した。さらに、調査の継続性と有効性（実務への還元）を高めるために、事業立案・計画・実施に一貫して関わり社会調査・配慮を主任務とする人材配備を最初から行う必要性、さらに、こうした人への指示書に参与観察型の調査を現地の関係者とともに行うことを明記することも提案した。また、JOCV村落開発普及員の参与観察型調査能力と機能を強化し、具体的事業の立案・実施と関連して上で述べたような継続的参与観察型モニタリングを行ってもらうことも検討すべきであろう。ただし、この場合には、事前の研修と権限の拡大も不可欠となる。

調査の密着性を高める必要性との関連で、検討事項の第二点として、参与観察型調査の導入・活用の不可欠性を説き、それに向けてまず「参与観察」の意味と困難性（「参与」と「観察」を同時並行的に行うことに関する矛盾）について説明した。その上で、今後こうした調査を行う人のための一参考としてもらうため、参与観察型の調査では、インタビュー時の答えのように設定された場で言葉を通じて発出されたものを記録・偏重するのではなく、言語の周辺にあるもの（例：言葉づかい、態度、表情）、言語にならなかったもの（例：会話を避ける話題、誰が発言しないのか、たまたま目にした気がかりな現象）にも注意を払い、日々記録する努力が必要となることを指摘した。そしてこうした情報を定期的に見直す中で、自分の価値観・認識枠組みと相手のそれとの違いに気づき、前者を意識的に相対化し後者に基づいてそれまでに得た暫定的理解を再解釈し、その妥当性の再検討・確認、修正を不断に繰り返していくことの重要性を指摘した。参与観察には定式的な方法や様式があるわけではなく、ある程度の経験が必要となる。しかしだからといって、何の準備もなしにこうした調査を実施するのは無理がある。また定式がないとはいっても、様々な留意点や着目すべき点についてはすでに社会学・人類学分野でも議論され、またこうした調査に関わった人たちの経験を掘り起こすことも重要となる。

そこで第三点として、こうした参与観察型調査に関わる人材育成が緊急課題との認識のもと、以下を内容とする調査研究を実施し、研修手引書のたたき台を作ることを提案した。内容の第一は、参与観察型調査概論、第二は、参与観察型調査準備・実施の留意点、第三は、参与観察型調査に関わる者が直面する可能性のある生活上の問題点、そして第四は実地研修についてである。また、こうした参与観察型調査に関わる人材の登用面でも、開発分野に限らず、現地の言語をすでに習得し、参与観察型調査につき学び、実施を予定している社会学・人類学の研究者や大学院生と連携する可能性も示唆した。そしてこうした人々を特定案件の枠内で雇用するのではなく、例えば、JICAの専門家個人研修や、インターンシップ・プログラム、海外長期研修などを活用して、特定案件の計画・実施が予定されている地域の一部に入ってもらい、事業とは一定の距離を保ちながら、しかし同時並行的に連携しながら、貧困層を取り巻く状況につき継続的に調査をしてもらう可能性とそのメリットについても示唆した。

本調査研究報告書は、個人の調査経験を事例として取り上げ、それを分析することに主眼を置いて執筆された。よって、それを通じて検討した範囲、またそこから導き出された結論は、私個人の力量不足もあり、非常に限られたものである。それ故、今後は、社会調査、特に参与観察型調査の特性や限界、またそれにまつわる困難性につき議論を重ねてきた社会学・人類学の学問的業績も踏まえた上での議論の精緻化が求められる。また様々な形で社会調査や参与観察に従事した経験のある者が、その結果ではなく、困難や失敗を含めてそのプロセスを明らかにすることが肝要であろう。それにより、自分とは異なる状況下に生活する人々を理解しようとする社会調査の意義と今後の方向性、さらにはより有効な実施様式を包括的に議論・検討していくことが可能となるであろう。

1. はじめに

本調査研究は、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再認識するとともに、その可能性、困難性を検討し、今後の社会調査の方向性を探る一助とすることを念頭に実施されたものである。

少々長くはなるが、ここではまず本調査研究の問題意識を述べておきたい。本調査研究の実施は、以下のような個人的、しかし同時に開発全体に関連する問題意識に根ざしている。第一に、開発実務における近年の貧困への取り組みに対する賛否入り交ざった複雑な想いがある。近年、貧困問題に対する認識が急速に高まる中で、本課題を中心課題として議論する機会が増し、また貧困層のエンパワメントを目指した試みが様々な形で展開されている。そして調査面でも、遠隔地に位置する貧困地域での調査や参加型農村調査（Participatory Rural Appraisal: PRA）に代表される参加型調査が数多く実施されるようになってきている。これは、貧困問題への関心・コミットメントの高さを示すものとして歓迎すべきものであろう。しかし、他方で、議論の流れや調査の実態を垣間見るに、形骸化現象も見られる。例えば、それは、議論や調査のペース・様式がどうしてもドナーの要請するもの主体となり、そのタイムフレームや様式に収まりきれないものは、最初から切り捨てられていく危険性をはらむ。特に、近年の成果主義の流れの中で、「明示的なもの」や「論理的なもの」（ドナーの目から見て）が重視され、必ずしもこうした思考様式に入りこまない要素、あるいはそれに慣れていない者にとっては、限られた場・時間の中で自分の意思を伝えていくのさえ難しい場合がある。

これと関連して第二に、国際協力業務の性質に関する認識がある。開発を含めた国際協力業務は、自分と異なる歴史や文化、社会状況の中で育ち・生活する人々と関わることが前提となる。そのため、そこには当然、様々な「差異」（政治的、文化的、経済的等々）が存在し、それを認識し、また対峙していくことが求められる。特に貧困との関係では、「異文化」に加え、異なる「階級」、それに付随する政治力や経済力の差とその作用にことさら注意を払っていくことが必要となる。しかし、こうした「差異」とその作用を観念論でなく、具体的場において具体的に認識するには、ある程度の時間と人々との密接な関わりが不可欠と思われる。こうした点が、現在貧困関連の社会調査に関わる者にどの程度認識されているのか、また調査様式にどの程度反映されているか、自分自身も含めて、不安が残る。

第三に、自分自身の調査経験に根ざすものがある。筆者は、2003年度、国際協力機構のキャリアアッププログラムを通じてベトナム北西部山岳地において、あるまとまった期間、参与観察型フィールド調査を実施する機会を得た。それまで、ベトナムや他の地で貧困関連の短期の情報収集や調査（PRAを含む）に携わったことはあったが、長期にわたる参与観察型調査は今回が初めてであった。力量・経験不足から調査内容・結果は非常に限られたものとなったが、その過程を通し、貧困層の置かれた状況を、彼/彼女らの立場・視点から理解することがいかに困難であるか、また、それを一過性の調査ですることにはいかに限界があるかを痛感することとなった。その理由は、本稿の中でも明らかにされるが、社会調査から得られる理解とは、「そこにある情報を取ってくる」というものではなく、人々と生活することで、彼/彼女らの生きるコンテクストを部分的ではあるが自ら経験し、また人間関係の深まりを通じて、「人々とともに徐々につくりあげ

ていくもの」、そしてそれはあくまである時点での暫定的理解にすぎないと認識するようになったからである。また、その過程で、第二点で述べたような様々な「差異」に気づかされ、自分がそれまでに得た理解の妥当性をそのたびに再検討・修正するプロセスでもある。こうした理解に立てば、PRAであろうが、インタビューであろうが、それが一過性の情報収集に終始する限り、貧困層の状況理解を図るのは難しいと思われる。

以上のような問題意識のもと、本調査研究は以下を目的としている。第一に、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再確認するとともに、JICAの社会調査にも見られるように、往々にして事前調査段階に特化した短期集中型情報収集に終始しがちである現在の社会調査プラクティスを再考する一機会を提供すること。第二に、特に「貧困層の立場・視点からの理解」を重視した社会調査を今後どのようにすすめていけるかにつき示唆を提供することである。そして本調査研究では、それを、特に2003年度実施した調査を事例として取り上げ、そのプロセスを反芻することを通じて行いたい。

こうした目的およびアプローチより、本調査研究は以下を具体的検討内容とし、本報告書もこれに沿って構成されている。第2章において、近年の開発議論を検討することにより、貧困解消にかかる社会調査の重要性と照射すべき点を明らかにする。具体的には、世界銀行(以下、世銀)、英国国際開発省(Department for International Development: DFID)および国連の開発・援助理念、および前2機関の社会調査にかかる議論を概観することにより、その動向を探っていく。第3章、第4章では、2003年度ベトナムで実施した参与観察型調査を事例として取り上げる。「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる調査結果を部分的に紹介した第3章は、こうした問題に関心を持つ向きが独立して読める内容となっている。しかし、本報告書全体における本章の目的と位置づけは、調査結果の紹介にとどまらず、第4章で調査事例を検討するための材料を提供することにある。第4章は、調査事例の実施面・プロセス面に照射し、第3章で紹介した事例にかかる理解がどのようにして得られたのかを検討する。そこでは、事例を第2章で検討した世銀およびDFIDの社会調査枠組みとの関連で切り直すことにより、貧困層の置かれた状況理解に際しての包括的フレームワークの重要性と有効性を示したい。しかし、同時に、調査を通じた調査者自身の理解のプロセスを反芻することにより、たとえこうした包括的フレームワークにのっとったとしても、それが短期集中型の情報収集で行われた場合には、第3章で紹介したような理解に至ることは難しかったことを示す予定である。そして、それはなぜなのかを、社会調査の理解の本質、および「貧困層の立場・視点からの理解」にかかる困難性との関係で、調査事例にも言及しながら具体的に明らかにしていくつもりである。最終章である第5章では、以上の議論を総括した上で、今後の貧困関連の社会調査に対する示唆提供を試みる。すでにこれまでの議論の流れでもわかるように、本調査研究の根底にあるのは、近年の開発議論の中で強調される「貧困層の立場・視点からの理解」の重要性に対する再認識と、それを行うに当たっての一過性の情報収集の有効性に対する疑問である。こうしたことから、第5章の示唆も、社会調査におけるプロセス・アプローチの重要性に対する注意を喚起し、いかに調査の継続性と密着性を担保するかという視点から検討されている。

本調査研究は、個人の調査経験を事例として取り上げ、それを分析することに主眼を置き執筆

されている。よって、それを通じて検討できる範囲、またそこから提供できることは、私個人の力量不足もあり非常に限られたものである。しかし、ここで示唆する問題は、私個人の経験にとどまらず、貧困関連の調査に従事したことのある者、あるいは参与観察型の調査を実施しようと試みた経験のある者、あるいは青年海外協力隊などで地方の村で人々とある一定期間生活を共にしたことのある人なら、少なからず経験し、疑問に思い、また困惑したことのある性質のものであろう。また第4章の最後で触れる認識論や政治力学にまつわる困難性など社会調査の理解のプロセスに関連する議論については、社会学、人類学でも長く取り上げられてきた問題でもある。

今後は、こうした学問的議論を踏まえた上で、様々な形で社会調査や参与観察に関わった人たちが、その結果の紹介ではなく、失敗談や困惑事項も含めたそのプロセスや現実を明らかにしていくことが求められる。それにより、自分とは異なる状況下に生活する人々を理解しようとする社会調査の意義と今後の方向性、さらにはより有効な実施様式を包括的に議論・検討していくことが可能となるであろう。

2 . 開発・援助理念および貧困関連の社会調査にかかる 近年の開発議論の動向

本章では、近年の開発議論の動向を概観することにより、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再認識しておきたい。そのためここでは開発議論を2つの異なるレベルに分けて取り上げる。第一は、開発・援助理念の変化にかかる動向、第二は、貧困関連の社会調査にかかる議論である。前者に関しては、世銀、DFID、国連が近年提唱している開発・援助理念を取り上げるが、こうした理念で着目・重視されつつある点を探ることは、後に社会調査の位置づけや機能、あるいはその実施方法を検討する際に有益と思われる。後者に関しては、世銀とDFIDによる貧困関連の社会調査にかかる議論を概観するが、それにより、社会調査の重要性、有効性を再確認するとともに、こうした社会調査を可能とする基本枠組みの一例を示したい。

2 - 1 開発・援助理念にかかる議論

ここでは、世銀、DFID、国連がそれぞれ提唱している「新社会開発戦略」、「人権伸張型開発」と「持続可能な生活様式アプローチ」、および「人間の安全保障」を取り上げ、開発・援助理念の変化を探ることとする。

2 - 1 - 1 世界銀行による「新社会開発戦略」

(1) 背景・経緯

世銀は、今後の開発業務に対する世銀の取り組みの方向性と姿勢を表明するものとして「新開発戦略」の策定をすすめている。その背景には、1980年代後半からの構造調整批判に始まり、1995年のコペンハーゲン「社会開発サミット」、さらには国連主導のミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) 採択など、開発の目的を経済成長一辺倒のものからより広く捉え直そうとする国際社会の一連の動きがある。こうした中で世銀自身も政策変更を余儀なくされ、近年の貧困削減への取り組み開始や、今日の社会開発重視という動きにつながってきたといえる。また、世銀は昨年、過去30年にわたる業務の見直し・評価を行っているが、それも開発における社会的側面重視をより強力に推進することにつながったといえるであろう¹。ここでは、社会開発の促進は事業をより効果的なものとし、またその実施にあたり遭遇する可能性のあるリスクを回避・縮小するという報告がなされている。

より具体的には、社会的側面の検討・配慮は、プロジェクト・デザインを改善し、プロジェクトにより生じる可能性のある正負のインパクトにかかる理解を深め、プロジェクト活動・効果の持続性を高め、また 裨益者との関係構築・改善に資すると評されている。こうした背景から近年、世銀は、経済開発と並び、社会開発への取り組みを積極的にすすめる姿勢を明確に打ち出している。

¹ 詳細については、World Bank (2003a) 参照。

(2) 世銀の「社会開発」の考え方

2004年2月の「新社会開発戦略」ドラフトペーパーによると²、世銀による社会開発の基本的な考えは以下のようなものである。

「社会開発とは、望まれる社会変化である」(social development is positive social change)³と捉えられている。そして「望まれる社会変化とは、社会をより貧困削減に適したものとする変容を指す」(Positive social change refers to transformations that better equip society to reduce poverty)⁴。そして、概念的・理論的枠組みとして、アマルティア・セン (Sen, A.) の「潜在能力」(capability) にかかる議論に基づき⁵、貧困削減を標榜する社会開発においては、人々が何を持っている / 持っていない (assetsの側面) のみならず、人々の「潜在能力」(capability) すなわち、人々がそれらにアクセスし活用できる状態にあるのかどうか、あるいはそうした条件・能力を備え、発揮できるのかどうかに着目することが重要だとしている。こうした「潜在能力」の発現・非発現には様々な要素が作用するが、そうした要素とその作用の仕方は、ある社会の固有の歴史や社会・文化状況により異なる。それ故、人々の「潜在能力」に着目する社会開発では、「潜在能力」発現促進要因や阻害要因を、ある集団が置かれた社会的文脈に照らし合わせて、政治力学、文化、価値体系、公式・非公式規範の作用などとの関連で、把握・理解することが肝要であるとしている。また、貧困削減を標榜する社会開発は、その成果を持続的なものとするためにも、最終裨益層である貧困層や社会的弱者の声、彼 / 彼女らのものの見方や認識・評価、さらには彼 / 彼女らの現実を重視することから始めるとしている。

こうした概念的・理論的枠組みに基づいた上で、世銀は、実際社会開発をすすめていく上での指針として次の3原則を提示している。その第一は、「参加を促進する社会(づくり)」(Inclusive societies)、第二は「共同・共生を基盤とする社会(づくり)」(Cohesive societies)、そして第三は「説明責任を果たせる制度(づくり)」(Accountable institutions)である。

第一の「参加を促進する社会」については、貧困は、排除・排斥⁶と密接に関係しているため、開発のあらゆる側面への参加に関しすべての人に均等な機会を提供できる社会をつくることは、貧困削減に直接資すると考えられている。そのため、力の弱い人々の参加を阻止・制約している公式・非公式規範の見直しが重要であるとしている。

第二の「共同・共生を基盤とする社会」については、類似概念である社会資本の機能強化が集団内の貧困削減に資するという考えのもと、貧困削減に向けて共同精神・共生努力を伴った社会づくりの重要性を提起している。こうした努力のない社会では、利害関係の異なる様々な集団間

² 以下は、World Bank (2004) を参考にまとめられている。

³ *Ibid.* p.6

⁴ *Ibid.*

⁵ 例えば、Sen (1993)(1999)などを参照のこと。

⁶ ここでは、排除・排斥を程度の違いとして使い分けている。前者は、様々な資源やサービス、便益への貧困層によるアクセスの拒否がより明示的であり、例えば、経済的資力がないという理由で、貧困層のある事業への参加を拒否するという例を含む。後者は、より把握しにくい形の拒否で、例えば、誰でも参加できると謳っている事業において、例えば字が読めないと事業についていけないなど、その実施様式が貧困層の置かれた状況にそぐわず、意図する・しないを別として、結果として彼 / 彼女らの参加を阻止するものとなっているものを含む。

に生じる紛争を平和的に解決することができず、治安の悪化や暴力の横行を招くとしている。

第三の「説明責任を果たせる制度（づくり）」に関しては、説明責任は、自らの行動に責任を持つため権力の座にある者の義務とし、こうした説明責任を果たせる制度づくりを行うことは、その機関の政策・事業の決定・実施プロセスの透明性・公正性を高め、より効果的・効率的に公共益を実現することにつながるとしている。そしてそれを通し、良き統治が実現され、また貧困層もエンパワーされ、貧困層へのサービス提供の質が向上することにより、貧困削減に資すると考えられている。

2 - 1 - 2 DFIDによる「人権伸張型開発」⁷および「持続的生活アプローチ」⁸

(1) 背景・経緯

英国政府による1997年の「国際開発白書」(White Paper on International Development)は、本分野におけるDFIDの政策・事業を通し「人権伸張型開発」をすすめるという政策方針を表明した。それは、国際開発における政策や事業が人々のニーズとそれへのクレームに基づき行われるものという認識から、人は生まれながらにして基本的な「権利」(=「人権」)を持っているが故、その権利の実現、保護、伸張は社会の義務であるという認識への変化を表し、国際開発事業はその義務を積極的に果たす役割を持つものと位置づけ直したものと見える。また、「人権伸張型開発」を推進するにあたっては、その実効性に限界はあるものの、世界人権宣言、国際人権規約、男女差別撤廃や子供の権利、さらには難民保護などにかかる各種の国際法や条約、さらにはそれを協議、推進、監視する制度や機関などの法的・制度的基盤が国際社会にすでに存在していることが、メリットとして挙げられている。「白書」は、同時に今後のDFIDが重視すべき課題・分野として、「持続的生活」を実現するための政策・事業展開、貧困層へのより良い教育、保健、機会の提供、自然・物理的環境の保護と適正な管理を挙げ、社会的、物理的、制度的環境整備を行うことによりDFIDの国際開発の目標である貧困解消を促進するとしている。そして、それまでの一連の研究成果に加え、1998年よりDFID職員、非政府組織(Non-governmental Organization: NGO)、研究機関、コンサルタントなどの間で情報・意見交換を開始し、その成果をまとめ、定期的に内容更新が行われる性質のものとして「持続的生活ガイダンス・シート」を1999年よりWebサイトを通して発行している。

(2) 「人権伸張型開発」および「持続的生活アプローチ」の基本的考え方、両者の関係

「人権伸張型開発」は「あらゆる人のすべての人権の実現を目指し」⁹「人権を開発政策の中心に据える」¹⁰ものである。こうした人権は、様々な市民的・政治的権利(言論の自由、結社の自由など)、および経済的・社会的・文化的権利(健康な生活を営む権利、教育を受ける権利など)により構成されるとしているが、具体的には世界人権宣言、そこから派生した様々な種類の人権

⁷ 英文ではRight-based approach developmentであるが、その意味から捉え、「人権伸張型開発」という仮訳を行った。

⁸ 英文のsustainable livelihood approachに上のような仮訳を当てた。

⁹ DFID (2004) Section 6.4

¹⁰ ODI (1999) p.1

にかかる各種の国際規約を議論の基盤としていると見られる。これらの権利は万人に普遍的な権利であり、またすべての権利が同等な価値を持ち、その重要性において優劣をつけるべき性質のものではないとしている。

他方、「持続的生活」アプローチは、特に貧困解消との関連で提唱されてきたもので、貧しい人々を開発プロセスの中心に据え、そうした人々の生活の持続可能性を高めることを目指す開発アプローチである。そして具体的には、以下を行うことにより、貧困層の生の営みをより持続的なものとし、貧困解消に資するとしている。より良い教育や研修、技術、情報、栄養・保健を得るためのアクセスの改善、貧困層を支援し、共同・協調を基盤とした社会環境づくり、天然資源に対する適正なアクセスの保証とその管理、基礎インフラへのアクセスの改善、財源・経済的資源へのアクセスの改善、多様な生存・生活戦略を支援し、万人に市場への公正なアクセスを提供する政策や制度づくりである。そして、こうした6領域は、後に検討する「持続的生活」アプローチにかかる枠組みの基礎を提供している¹¹。

このように、「人権伸張型開発」は、DFIDの国際開発全般にかかる政策・事業の基本哲学・原理を示し、「持続的生活」アプローチは、DFIDが最重視する貧困解消との関連で、その取り組みへのより具体的方向性と政策・事業立案・実施に適用できる枠組みを提供しているものと位置づけられる。この両者の間には根本的矛盾があるわけではなく、目指す方向は同じであり、また相互補完的であるとしている¹²。すなわち、両者とも、貧困層を含めすべての人は同じ権利を持つにもかかわらず、資源や様々なものに対するアクセス状態が不平等なため、すべての人がそれを実現できる状態には至っておらず、その阻害要因を取り除き、促進要因を強化していくことを目指すとしている。そして、「持続的生活」アプローチは、貧困層の生活を中心に据えながら、こうした人々を取り巻く社会的状況を包括的に把握・理解することにより、どの種類の人権が実現され、また他のどの種類の権利が発現されずにいるのか、またその原因が何かを示す。そしてそれにより、そうした人々の生活を持続可能とするための導入口を示し、そこからより包括的に「人権伸張型開発」をすすめるための道筋を描くことに貢献するとしている¹³。逆に、「人権伸張型開発」は、「持続的生活」アプローチのみを適用する場合に比し、貧困原因と密接に関係する社会的排除・排斥側面や政治的資本の欠如の問題をより前面に押し出し、そうした面への取り組み責任を明らかにしていくことに資するとしている¹⁴。さらに「人権伸張型開発」が国際法にその存在基盤を求めているところから、「人権伸張型開発」は「持続的生活」アプローチにより広い視野を提供し、本アプローチによる分析や方策の検討・実施において、法整備や法制度分野の改革などを含むことにつながるとしている¹⁵。

なお、貧困との関連では「持続的生活」アプローチが、より実務的意味合いを持つが、その促進にあたっての基本原則は次の6点である。人々を開発の中心に据え、人々の視点・生活の重視、包括的アプローチ、複眼的視点の重要性、変化を射程に入れた動態的思考・アプローチ、

¹¹ DFID (2004) Section 1.2

¹² *Ibid.* Section 1.1 および6.4

¹³ *Ibid.* Section 6.4

¹⁴ *Ibid.*

¹⁵ *Ibid.*

ニーズの把握と同時に人々、集団の持つ能力・可能性への照射、マクロとミクロ両レベル、およびその両者の関係・作用への照射、持続性の重視である¹⁶。

2 - 1 - 3 国際連合による「人間の安全保障」

(1) 背景・経緯

「人間の安全保障」という概念は、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）の1994年版『人間開発報告書』に初めて登場する。UNDPがこうした概念を導入するに至った背景には、1990年代初頭より当機関が推進してきた「人間開発」の考え方が少なからず影響し、「安全保障」の考え方にも再検討を迫ったことと関係している。そこでは、個人よりも国家との関連で議論される傾向にあった「安全保障」の考え方に疑問が呈され、また人々の不安や生存・生活への危険は、武力紛争の可能性やその勃発によるもののみならず、環境問題や麻薬、失業や貧困など日常レベルの問題群とも密接に関連しているという認識を示し、「安全とは何か」につき新たな問題提起をした。その後、世界各地で勃発・激化した地域・民族紛争、一連のテロや武力紛争、国外難民・国内避難民の問題の再燃などにより、武力にまつわる旧来型の「安全保障」の早期検討・確立が国際社会の緊急課題となり、2001年には国連により「人間の安全保障委員会」が新たに設置された。こうした一連の動きの中で、時代により強調点に違いはあるものの、国家単位・レベルではなく、個々人のレベルにまで掘り下げ、かつ有事のみならず平時における危険や不安も射程に入れたより包括的な「人間の安全保障」概念が提示されつつある。

(2) 国連の「人間の安全保障」の基本的考え方

人間の安全保障委員会は、「人間の安全保障」を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義している¹⁷。すなわち、「人間の安全保障」とは、「人が生きていく上でなくてはならない基本的自由を擁護し、広範かつ深刻な脅威や状況から人間を守ること」を意味するという（同上）。「生」の中枢とは、「人が享受すべき基本的な権利と自由を指す」が、しかし何が人にとってかけがえがなく、生きていく上でなくてはならないものであり、決定的な意味を持つかは、個人によっても社会によっても異なるとしている¹⁸。

また、従来为国家と有事を中心に据える狭義の安全保障概念に対し、新たに提示されつつある「人間の安全保障」概念は、領土偏重・国家中心の安全保障から人間を重視した安全保障、軍備による安全保障から「持続可能な人間開発」による安全保障へとという広い観点に立つ概念である¹⁹。そしてその安全保障は、概ね 経済の安全保障、食糧の安全保障、健康の安全保障、環境の安全保障、個人の安全保障、地域の安全保障、政治の安全保障の7種類を含むとされており²⁰、開発、平和、安全保障すべての面での同時並行的取り組みが必要とされている。

¹⁶ *Ibid.* Section 1.3

¹⁷ 人間の安全保障委員会（2003）p.11

¹⁸ *Ibid.*

¹⁹ 国連開発計画（1994）p.24

²⁰ *Ibid.* p.25

こうした国連全体による「人間の安全保障」推進の動きに理論的・概念的基盤を提供したものは、開発分野からはUNDPの「人間開発」概念導入の基盤となったアマルティア・センの「潜在能力」や「自由」にかかる一連の議論、および法律・政治分野からは「人権」概念にかかる議論がある。ここでは、「人間開発」、「人権」、「人間の安全保障」概念と関係の捉え方についても簡単にみておきたい。まず、「人間開発」は人間の能力を高めていくプロセスであり、各人が尊厳と価値のある生活を送ることができるよう選択肢と機会の幅を広げることである²¹。そのため「人間開発」は、「人間の生命を制約・束縛し可能性の開花を阻害する、様々な障害を取り除くことを主眼とする」²²。これに対し、「人間の安全保障」の概念は、「状況が悪化する危険性（downside risks）に直接関心を向けることによって」（同上）人間の生存と日々の暮らしの安全を脅かす要因、例えば、疫病や困窮、紛争などの危険に対処し、それを克服できるよう、人々を保護し、その能力強化を図ることを求めている²³。センによれば、「人間の安全保障」と「人間開発」には根本的な矛盾があるわけではないが、その重点と優先事項が異なると説明されている。すなわち、「人間開発」は、多くの場合「成長下における衡平の確保」に焦点を当てているのに対し、「人間の安全保障」は「危機下における安全の確保」に焦点を当てている²⁴。それでは、「人権」との関係はどのようなものであろうか。まず「人権」とは、法の存在以前に「生得の」あるいは「人としての」権利が存在し、世界中のすべての個人が尊重されるべき基本的権利・自由を持つという考え方である²⁵。

そして「人権」概念は、以下7種の自由の保障と伸張を目指すものとされている。差別からの自由、 欠乏からの自由、 人間としての潜在能力を開発し実現する自由、 恐怖からの自由、 不正および法の支配に対する侵害からの自由、 意思決定に参加する自由、 思想・表現・結社の自由、 搾取のない、まともな仕事に従事する自由²⁶。しかし、ある意味で「人権」は何でも入る箱であるため、「人間の安全保障」という概念を導入することで、安全の重視と人間に対する危険要因克服の重要性の観点から、広範な権利と自由の中から、優先されるべきものを限定・明確化することに資するとしている²⁷。すなわち、「人間の安全保障」は「人権」の一部であるが、その中でも、その保障・実現がより緊急かつ優先されるべきものと捉えることができるであろう。

また「人間の安全保障委員会」報告書では、「人間の安全保障」をすすめるためには「保護」と「能力強化」の2つの側面が重要であることを指摘し、特に後者に関しては、困難に直面する人々に対し国連機関やドナーなどが外側から何ができるかということよりも、そうした人々自身の取り組みと潜在能力をいかに活かしていけるかに重点が置かれるべきだと主張している²⁸。このことは、まさに、貧困層も含め、困難な状況下にある人々の生存・生活戦略を含め、こうした人々の営みとその環境をまず把握・理解するよう努めなければならないことを指摘していると言

²¹ 国連開発計画（2000）p.2

²² セン（2003）p.31

²³ *Ibid.*

²⁴ *Ibid.* pp.32-33

²⁵ *Ibid.* pp.33-34

²⁶ 国連開発計画（2000）p.1

²⁷ セン（2003）pp.34-35

²⁸ 人間の安全保障委員会（2003）pp.18-21

えるであろう。

2 - 2 貧困解消に向けての社会調査にかかる議論

それでは、こうした一連の開発・援助理念にかかる新たな動きの中で、貧困解消にかかる社会調査はどのように議論されつつあるのでしょうか。ここでは、機関全体として本件にかかるガイドライン的なものを整備・導入している世銀とDFIDの例を取り上げることにより、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再認識し、またそれを可能とする枠組みの一例を紹介したい²⁹。

2 - 2 - 1 世銀の社会調査の位置づけと基本枠組み

すでに見てきたように、世銀は、貧困削減に向けての社会開発を促進する上で、人々が生活する社会的文脈の把握や、社会的に弱い立場にある人々の認識・評価の理解の重要性など、社会調査を重視する議論を展開している。ここでは、世銀の社会調査全般につき一般的ガイドラインを提供している『社会調査ソースブック』³⁰を参考とし、世銀の社会調査の考え方を概観する。

(1) 社会調査の位置づけ・役割

世銀支援事業に関連した社会調査は、その規模・実施主体により次の3種類に分けられる。

第一に全国や地域レベル、あるいはセクターレベルを対象とし、世銀が実施するマクロ社会調査、第二に、同じく世銀がプロジェクト審査との関係で実施するプロジェクトレベルの社会学的調査、そして第三にプロジェクト運営・管理との関連で借入国側により実施される社会分析調査である。

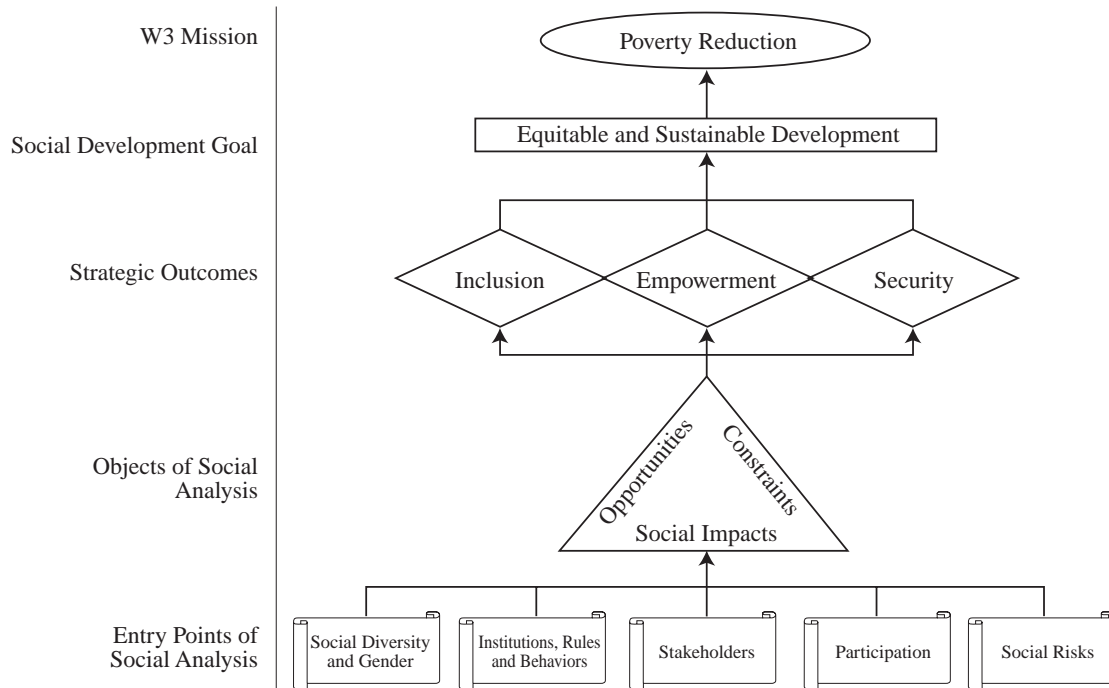
しかし、ソースブックによればこれら3種の社会調査はすべて、目指される開発像、世銀の活動との関係で同じ位置づけ、また共通の目的を持つとされている(図2-1参照)。貧困削減促進のために「公正で持続的な社会」の実現を目指す世銀は、そうした社会実現に不可欠な「参加促進」(inclusion)、「エンパワメント」(empowerment)、「安全保障」(security)を各事業の実施を通じて高めていかなければならない。これらの要素を強化する方向で各事業を展開していくために、社会調査は以下を行い、事業計画・実施・監理の改善に資する役割を持つものと位置づけられている。

第一に、「参加促進」、「エンパワメント」、「安全保障」を強化するにあたり当該社会におけるそれらの促進要因、制約要因、そして事業により生じる可能性のある負の社会的影響を同定、検討・分析すること。第二に、事業計画・実施プロセスにおける裨益者の役割や能力の把握・検討を行うこと。そして第三に、調査プロセスを通して借入国政府が各事業において達成すべき社会開発目標と、それに伴い生じる可能性のあるリスクを明確にし、効果的な事業監理を行えるよう

²⁹ 人間の安全保障を提唱している国連は、様々な専門機関、実施機関により構成される。それ故、貧困関連の具体的政策立案や事業の計画・実施はそれぞれの機関に委ねられているのが現実である。よって、社会調査の基本的考え方・実施方法などにつき国連全機関対象に作成されたガイドラインのようなものは存在しない。

³⁰ World Bank (2003b)

図 2 - 1 世銀の社会調査の位置づけと基本枠組み



出所：World Bank (2003b) p.3

支援することである。

(2) 社会調査の基本枠組み

以上のような位置づけ・役割を持つ世銀の社会調査は、以下のような5つの検討領域により構成される基本枠組みのもとに実施されることが推奨されている。すなわち、社会的多様性とジェンダー側面 (Social diversity and gender)、制度、規範、行動様式側面 (Institutions, rules and behavior)、利害関係者側面 (Stakeholders)、参加側面 (Participation)、社会的リスク側面 (Social risk) である。ただし、これら5領域は先に述べた「参加」、「エンパワメント」、「安全保障」を基盤とする「公正かつ持続的社会」実現を大きく作用するためその検討が重要となるという観点より提示されているものであり、すべての調査でこれら5領域すべてが網羅される必要は必ずしもない。これらのどの領域に焦点を当てるのか、あるいはどこまでを調査範囲とするのかは、事業の目的、既存の調査・情報量や質、当該社会の状況などにより異なり、個々の社会調査において取捨選択されるべきとしている。ここでは、各検討領域において何が検討・分析され、また実務への還元を鑑み、どのような成果が期待されているのかを簡単に見ておきたい。

1) 社会的多様性とジェンダー側面の検討

ここでの目的は、ある社会内に存在する多様な集団がどのような分類軸 (複数) のもとに組織され、結果としてその社会全体を構成しているのかを理解し、それらにより分類される様々な集団の存在がどのように開発のプロセス・結果に作用する、あるいはまたそれらから影響を

受けるのかを把握することにある。そのため、第一に、想定される事業に関連した活動に従事・関与する社会集団を同定し、第二に、こうした活動からの裨益度と個々の集団の持つアイデンティティー（例：女性、少数民族）との間には何らかの関係があるのかどうかを検討し、第三に、想定される開発事業により引き起こされる集団間の相互作用により、個々の集団の裨益可能性はどのように改善あるいは影響を受けるのかにつき理解することが重要となる。

こうした調査から実務への還元が期待される成果としては、第一に様々な社会集団が与える影響の把握、第二に、事業計画・実施において大きな役割を果たすと思われる集団の同定、第三に、モニターする社会集団の細分化やセンシティブな指標選択により、貧困削減、リスクに対する脆弱性、排除・排斥など社会開発目標達成との関連で重要となる側面についても把握・検討が可能なモニタリングシステムの確立が挙げられている。

2) 制度、規範および行動様式側面の検討

ここでの目的は、対象社会において開発に関与する様々な組織・機関、制度の機能や活動を方向づける公式・非公式の規範を把握・検討し、それらの相互作用がどのように社会開発を促進、あるいは制約しているのかを理解することにある。そのため、第一に、想定される開発事業に関連する組織・機関およびその母体となっている制度を把握し（政府、市場、地域社会に関連するものすべて）、第二に、それらの機関や制度の機能・活動を規制・方向づけている規範を検討する。ここで重要となるのは、公式文書や声明から得られる情報に基づく公式見解のみならず、実際その制度や機関、およびそこに働く人々の行動を方向づけている非公式な行動規範（例えば縁故関係や収賄に基づく意思決定プロセスなど）を把握することである。第三に、こうした公式・非公式規範が、種々の制度や機関の関係性において、どのように作用し合い、開発プロセスに影響を与えるかを理解することである。

実務への還元が期待される成果としては、第一に、想定される事業に関連する機関や制度の役割と相互関係を示す制度・組織関係図（static and process maps）の作成、第二に、想定される事業との関連で、その展開プロセスに応じて必要とされる任務と既存の組織・制度との適合・整合性を示す図の作成（counterpart matrix）、第三に、事業実施にあたり各機関や制度に期待される任務やそれらの間の望まれるべき関係と現状との齟齬の把握、強化が必要とされる側面についての検討、対処法の明確化、第四に、事業の進捗状況に即してこうした制度・組織面での成果を図りうるモニタリング指標・システムの確立が挙げられている。

3) 利害関係者側面の検討

ここでの目的は、想定される事業に利害関係を持つ集団、組織などを同定し、事業に対するそれらの関心度やその性質、利害の程度、事業への影響力等を把握・検討することにある。そのため、第一に、想定される事業に利害関係を持つ集団、組織・機関などを把握し（事業に影響を与えるもの、事業から影響を受けるものの両者）、第二に、各々の利害の性質・程度と影響力を物質面、非物質面（例：パトロンクライアント関係による影響）の両側面において検討し、さらに第三に、利害関係を持つ各々の集団の現状維持志向、変革志向を検討・把握する。

最後にこれらの調査結果を、利害関係、変革志向、事業への影響力の強弱から総合的に検討する。

こうした調査から、より効果的な事業計画・実施に向け、以下を期待できるものとしている。第一に、事業実施による潜在的勝者と敗者がある程度特定し、第二に、関係者の事業実施に向けての当事者意識・責任感の把握、第三に、事業目的達成を後押し、あるいは阻む集団とその利害の把握が行われるため、これらに対し、事前に必要な対処を検討することが可能となる。そして第四に、事業のモニタリングシステム構築にあたり、利害関係の調整度や事業に対する責任感の増幅など本側面における達成度を図り、問題の早期把握・対処を可能とする指標を盛り込むことが可能となるとしている。

4) 参加側面の検討

ここでの目的は、想定される事業により影響を受ける集団が、その事業から期待される便益をどの程度享受する可能性があるのかどうかを検討・把握することにある。そのため、対象社会の参加側面に関し、その程度・範囲を問題とする参加の「公正性」と、既存の参加様式の「有効性」が検討される必要がある。

前者の参加の「公正性」に関しては、第一に、想定される事業により何らかの影響を受ける集団を把握し、第二に、事業による便益享受の可能性・程度をそれぞれの集団が持つ物質的資産（例：土地、資金）と潜在能力（例：健康状態、組織力）の両観点より検討する。

後者の参加様式の「有効性」については、異なる社会には異なる参加理解・参加様式があるとの前提のもと、第一に、対象社会で現在機能している参加様式を把握し（例えば、村の長老、儀礼をつかさどる者などを仲介とする意思伝達、参加様式）、第二に、事業の便益を特定集団（例：貧困層）が享受するために必要な参加のあり方との関係で、それらの有効性と限界を検討し、そして第三に、そうした限界に対処し、既存の参加のあり方、参加様式を変化させるに必要なインセンティブやメカニズムを検討する。こうした調査から期待される成果としては、第一に、事業の公正な便益配分の実現性の把握、第二に、それを可能とするために必要とされる参加のあり方（誰、どのように）を実現させるための処方箋の提供、第三に、参加のあり方の変革、参加促進に伴うコスト（事業に参加する人の時間的、経済的機会費用、人間関係の悪化など社会的コストなど）負担をどのように物理的・心理的に軽減させるかにかかる検討・計画がなされるとしている。

5) 社会的リスク側面の検討

ここでの目的は、想定される事業実施に伴う社会的リスクやその成果達成を危ぶむ可能性のある要因を把握・分析し、それらに対する事前策を講じるのに資することにある。こうした社会的リスクは、少なくとも次の5種のリスクを検討することで可能となる。第一に、裨益者、特に貧困層や社会的に弱い立場にある人々に関連するリスクで、事業参加に伴い生じ、彼らの生存・生活基盤をより脆弱化する可能性のあるリスク（Vulnerability）の検討である。次の3種のリスクは、プロジェクトの実施プロセス、その成果達成を左右する種のリスクであり、これには、第二として国内の紛争や治安、宗教対立、武力衝突など国状にかかるリスクと、第三

として影響力を持つ集団による事業妨害や不正など政治・経済的リスク、さらに第四として、関係機関の事業管理能力やガバナンス・倫理にかかる組織・制度にかかるリスクが検討される必要がある。第五として、交易条件や気候の変化、地域紛争の勃発なども、予測はしがたいものの、検討領域に含まれる必要があるとされている。

こうした調査の結果は、プロジェクトの成否に影響する不確定要素やリスク要因の把握・理解をある程度可能とし、こうしたリスクに対する裨益者自身やプロジェクト地域内の対処の経験からも学び、またその限界も見極めつつ、そうしたリスク回避や、直面した場合にもその影響を最小限とするよう事前策の検討と、それらの効果・問題点を継続的に検討するモニタリングシステムの確立に資することができるとされている。

こうした5つの検討領域を念頭に置き、基本枠組みとする社会調査は、事業が実施される複雑な社会環境の理解を助け、そうした社会環境における、事業目標、ひいては社会開発目標の達成に向けての促進要因、阻害要因を明確に示す地図を提供することになっているとしている。

2 - 2 - 2 DFIDの社会調査の位置づけと基本枠組み

すでに上で見てきたように人権を根幹とするDFIDの「人権伸長型開発」にしる、また貧困に焦点を当て貧困層の生の営みをより持続可能なものとする「持続的生活アプローチ」にしる、まずは、人権や持続的生活の実現にあたり、何が阻害要因、促進要因となっているのかを理解することが肝要となる。そのため、DFIDでは、特に貧困層の生活との関連で、「持続的生活フレームワーク」を提唱し、それに基づき政策・事業の立案・実施を図ることがすすめられている。「持続的生活フレームワーク」は必ずしも社会調査機能のみに特化したものではないが、ここでは、その位置づけ、基本的考え方を概観することにより、どのようにして貧困層の置かれた状況理解を図ろうとしているのかを探りたい³¹。

(1) 社会調査の位置・役割

貧困層の生活の持続可能性を高めていこうとする「持続的生活アプローチ」は、その基本原則にも見られるように、まず貧困層のニーズと能力、さらにこうした人々の置かれた状況把握・理解を、特に貧困層の生活・視点から行っていくことの重要性を強調している。しかし、このような貧困層の生活状況を把握する活動・調査は、必ずしも政策・事業立案前の段階のみに集中し、外部者主導で実施されるものとは位置づけられてはいない。逆に、その基本原則にも示されているように、貧困層の生活状況の把握は、事業立案に向けての一過性の調査の域を超え、貧困層の生活状況の変化に照射し、事業実施段階での問題の早期発見や対処、さらには事業の見直しを行い、また有効なM & E (Monitoring and Evaluation) メカニズムの検討・設置・活用など、事業のすべての段階で活用されることが望まれている。また、外部者主導の客観的調査というよりは、こうした状況把握のプロセスそのものに貧困層や関係団体・個人が関わり、異なる理解や意見が

³¹ 以下は、DFID (2004) のSection 2および3を参考としてまとめられている。

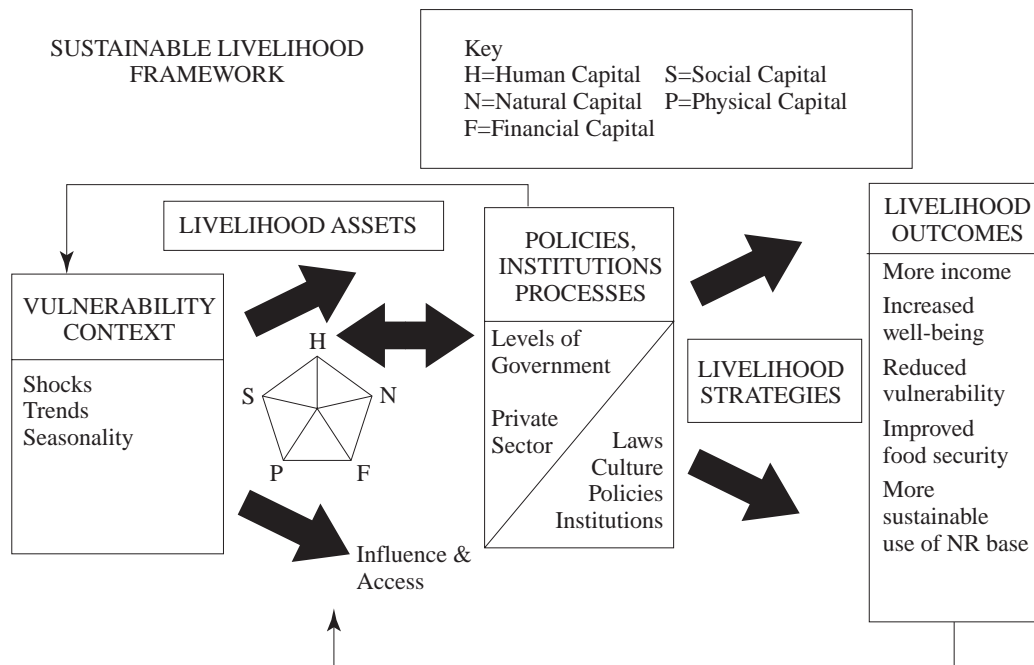
出されるとともに、そうしたプロセスを通じて個人、集団内に技術、知識や経験が蓄積されるとともに、それらが個人や集団間に共有される土台をつくることが期待されている。言い換えれば、貧困層の生活状況調査は、現状の把握・理解にとどまらず、貧困層の生活の持続可能性を高めるために必要となる個々人・集団、機関の能力形成とそれらの間の関係構築に貢献していこうとするものと捉えられる。

(2) 社会調査の基本枠組み

以上のような機能を持つ貧困層の生活状況にかかる社会調査は、「持続的生活フレームワーク」を念頭に実施される。すなわち、このフレームワークが貧困層の生活状況理解にあたり考慮・検討すべき領域を示していると言ってよい。本フレームワークは、貧困が経済的・物質的側面の欠如のみならず、より多くの要素により構成されるという貧困の多面性を強調してきたロバート・チェンバースなどによる1980年代以来の一連の研究成果³²に基づき構築され、継続的に更新されているものである。よって、本フレームワークも貧困層の生活の多様な側面に照射し、またそれを取り巻く環境とその作用・結果を包括的に捉えようとするものになっている。

貧困層の生活理解をすすめる「持続的生活フレームワーク」は次の5領域からなる（図2 - 2参照）。貧困層の生活に作用する外部環境（Vulnerability context）、貧困層の生活を支える資財（Livelihood Assets）、貧困層の生活に影響を与える構造・プロセス（Transforming structures and processes）、生存・生活戦略（Livelihood strategies）、期待される成果（Livelihood outcomes）。

図2 - 2 DFIDの持続的生活フレームワーク



出所：DFID（2004）Section 2

³² こうした研究成果については、例えば、Chambers, R. & Conway, G. (1992) を参照のこと。

これらの5領域とその間の矢印は、貧困層の生存・生活に作用する主要な領域と領域間の関係を表すものであるが、実際の活用にあたっては、貧困層の生活状況を5領域とそれらの関係すべてを詳細に調べて把握するためのものというよりは（もちろんこれが必要とされる場合もあるが）、状況理解、事業立案・実施にあたり念頭に置くべき点を整理したチェックリストや指針の提供という機能が強い。ここでは各検討領域と領域間の関係、およびそれらを考慮・検討することにより何が可能となるのかにつき簡単に説明を加えておく。

1) 貧困層の生活に作用する外部環境側面の検討

ここでは貧困層の生存・生活に影響を与え、貧困層自身の力ではその作用の方向や程度を制御するのが難しい外部環境の作用を考慮・検討する。ここでは、特に、外部環境の 変化の傾向、急変によるショック、季節変動に留意する必要がある。変化の傾向には、例えば人口動態、国内・国際市場の動向などが、ショックには、疫病、自然災害、紛争の勃発などが含まれ、また季節変動には、雇用機会の有無や農閑期・農繁期など生産活動にかかる季節変動などが例として挙げられる。これらは、緩慢あるいは急激に貧困層の生活を支える様々な資財のあり様に影響を与え、貧困層をさらなる窮乏状態に陥れたり、あるいは時として貧困を緩和する。こうした変化の傾向、ショック、季節変動などを把握あるいは予測し、外部環境による貧困層の生活への負の影響を緩和させる政策・対策を早期に検討・実施することを可能とする。例えば周期的に自然災害による農産物被害が予測される場所では、貧困層の資財側面に働きかけ、農民によるグループ基金や保険導入、あるいはマクロレベルでの新たな政策・制度の導入が必要と判断される場合には、政策協議・提言などを通じて構造・プロセス側面に働きかけていくことなどが考えられる。

2) 貧困層の生活を支える資財側面の検討

ここでは、貧困層の能力に焦点を当て、こうした人々の生存・生活を支える様々な資財がどのような状態にあり、また時間とともにどのように変化しているのかを把握・検討する。こうした資財は、人的資本、自然資本、経済的資本、物理的資本、社会資本に分けられるが、各々の資本の賦与状況や異なる集団間での資財状況の違いや時間軸に沿った変化を把握するため、5種の資本により構成される五角錐を想定して、その形状を比較することが一案として出されている。また、5種の資本間関係にも着目し、どのような種類の資本が貧困からの脱出により重要となるのか、また、異なる資本間には代替関係があるのかどうか（例えば、教育がなくとも他の資本があれば貧困脱出は可能かなど）を検討することも重要とされている。同時に他の検討領域側面との関係では、外部環境や構造・プロセス側面が貧困層の資財側面に与える影響や、様々な資本の賦与状況と生存・生活戦略の選択肢の幅、その結果としての生活の持続性確保の違いなどが検討されることが望ましく、それにより、当該社会の貧困層の生活保障に当たり、優先されるべき課題や対策・戦略選定の道筋を得られるとしている。

3) 貧困層の生活に影響する構造・プロセス側面の検討

ここでは、家庭や地域というミクロレベルに始まり、国家政策や制度などよりマクロなものまで、貧困層の生活に影響を与えている組織などの構造、および規範、政策・制度、文化・行動様式など、それらの構造を機能させているプロセス面を検討することが目的となる。これらは、貧困層の様々な資財へのアクセス状況や決定権の程度に作用し、生存・生活戦略の成果とその配分に影響を与えるため重要である。こうした側面の検討方式には特に定まったものはないが、一案としては、ある対象社会や集団と関連組織、機関を同定し、それらがどのように機能しながら、社会や集団の生活状況に作用しているのかを検討することである。その場合、各集団、組織や機関に課せられた任務・役割と実際の機能、与えられている権限と義務とその実情、ある集団と他の組織・機関との関係などを把握し、これらがどのように貧困層の生活の安定や脆弱性、持続可能性などに影響しているのかを検討することが重要である。このような側面の検討結果は、関連組織・機関の構造や制度、それを動かす政策の方向性や内容、権限・義務を定めた各種規範の内容や適用の見直し・改善などに直接に活かされるとともに、そうした改善を経て、間接的には、外部環境の変化、あるいは生存・生活戦略の選択肢の増幅を引き起こし、より持続可能な貧困層の生活を可能とする成果を生み出すことにつながるとしている。

4) 生存・生活戦略側面の検討

「持続的生活」アプローチは、人々の生活の持続可能性を高めるため生存・生活を可能とする選択肢と機会を増やし、またその戦略を多様化することをすすめるものである。そのため、まず貧困層の能力や脆弱性検討との関係でこうした人々が現在とっている生存・生活戦略を把握することが肝要となる。過去の研究から、人々は、貧困の中にあっても生活のために様々な戦略をとっていることがわかってきており、このような戦略の把握にあたっては、主要な生計手段や家族内の主要な稼ぎ手のみに目を奪われるのではなく、遠方への出稼ぎ家族や季節労働など、時空領域で視野を広げることが重要である。また、こうした生存・生活戦略の変化や選択傾向にかかる集団間の違い、貧困層自身による各戦略への評価や志向とその理由の把握なども検討されるべきであろう。これは、支援事業により強化すべき生活戦略を特定し、その間に優先順位をつけることを可能とすることにより、貧困削減への道筋をつける一助となる。またそうした戦略の強化に必要となる様々な資財側面の検討・強化、あるいは、こうした生存・生活戦略に影響を与えている各種の構造・プロセス側面での見直し・改善を迫ることにもつながるとしている。

5) 期待される成果側面の検討

ここでは、上の生存・生活戦略により期待される成果とその変化を把握し、そうした成果やその変化に対する人々の見方・評価を把握・検討することを目的とする。ここで注意しなければならないのは、人々が異なる生存・生活戦略をとることから期待できるとする成果は必ずしも、収入向上側面に限らず、人々を取り巻く社会的文脈の中で、非物質的成果を含め極めて多層的かつ複雑であることである。こうした期待される成果は、一般的には、収入向上、幸

福の増長、脆弱性の緩和、天然資源の持続的管理・利用に貢献するものが考えられるが、この中には、対象社会や集団の置かれた状況によっては、あまり重視されないものもある。さらに、人々がどういう成果を重視するのかは集団によって異なり、その追求は集団間の潜在的紛争要因となる場合や、また異なる種類の成果の間には、その追求過程においてトレードオフの関係が見られる場合もあり、ある成果を追求するためにどの程度他の成果を犠牲にしてもよいかと人々が考えているかを把握することも、本領域の検討では重要となってくるであろう。こうした側面の検討結果は、人々が望む成果との関連で、優先し支援すべき生存・生活戦略の選択を可能とし、そのために必要となる資材面や構造・プロセス面での検討・支援を促進し、また、成果の達成程度や具合、その実現過程での問題を把握するに適した形でのモニタリング指標やメカニズムの構築に貢献できるとしている。

このようにDFIDは、上の5つの領域により構成される「持続的生活フレームワーク」を基本枠組みとしながら、貧困層のニーズ・能力、さらには彼/彼女らを取り巻く環境を文化的・社会的側面を含め包括的に理解し、また人々の価値判断を重視しながら、人々の置かれた状況により適した有効な事業の展開をすすめていこうとしている。

2 - 3 開発・援助理念および貧困関連の社会調査にかかる近年の開発議論の動向

以上、世銀、DFID、国連の開発・援助理念、および前2者の貧困関連の社会調査にかかる考え方を個別に見てきた。ここではそれらを総括する形で近年の開発議論の動向を探る試みとしたい。

表2 - 1は、各機関の理念および社会調査の捉え方の特徴を簡単にまとめたものである。

理念のレベルに関しては、3機関の間に強調・重視する側面にある程度の差が認められるものの、共通点も見られる。差異に関しては、例えば、世銀の「新社会開発」が貧困削減を目標として掲げているのに対し、国連による「人間の安全保障」は基本的権利の実現を、またDFIDはあらゆる人権の実現を目指してはいるが、特にそれを貧困層の生活保障との関連で優先する姿勢を打ち出している。また目標を世銀は、社会というより抽象的・マクロなレベルに設定し、社会変容・構築を行う中で貧困削減、すなわち貧困層の生活改善を図ろうとしているのに対し、DFIDおよび国連は、特に、貧困層や安全が脅かされている人々の権利に照射し、そこを起点とすることにより、あらゆる人々の人権実現を可能とする社会変革の方向性を探ろうとしている。

こうした違いは見られるものの、3機関が提唱している近年の開発・援助理念には以下のような共通する傾向も見られる。第一には、それが貧困層であろうが、安全に対する脅威が深刻な状況にある集団であろうが（この両者は往々にして重なるが）、現状において社会の周縁部に追いやられ、生存・生活が困難な状況にある者や集団に対する支援を最優先させるという姿勢である。第二に、これらの理念に概念的基盤を与えている潜在能力や人権は非常に広義な概念である故、そうした潜在能力の発現、権利、自由の実現に関する阻害要因あるいは促進要因の把握・対処も、経済、政治、社会、文化領域を含めて包括的に行っていこうとしている点である。第三に、特に世銀、DFIDにおいては、人々（貧困層）の立場や視点、彼/彼女らの現実とそれに基づく声や

表 2 - 1 各機関の開発・援助理念および社会調査の捉え方

		世銀	DFID	国連
開発・援助理念	提唱理念	「新社会開発」	「人権伸張型開発」 「持続的生活アプローチ」	「人間の安全保障」
	目標	より貧困削減に適した社会の構築。	(1)あらゆる人の人権実現。 (2)貧困層を開発の中心に据え、持続的生活を担保。	人が生きていく上で享受すべき基本的権利と自由の実現。
	基盤概念	潜在能力	人権 / 持続的生活	自由(潜在能力) / 権利(人権)
	開発・援助の任務 重視点	人々や集団の潜在能力発現の促進・制約要因の包括的把握とそれらの強化・除去。 a) 貧困層や社会的弱者の声、見方、現実を重視。	人権の実現に向け阻害・促進要因を把握し、それらの除去・強化。 a) 貧困状況を貧困層の視点を重視しながら包括的に理解(持続的生活アプローチ)。 b) 排除・排斥メカニズム、政治資本の欠如に着目(人権伸張型開発)。	人間の生存と日々の暮らしの安全を脅かす紛争時、平穏時両方における様々な要因を克服できるよう、人々を保護し、その能力強化を図る。 a) 安全に対する脅威が深刻な状態にある個人や集団。
	実務における基本原則	(1) 参加促進 (2) 共同・共生 (3) 説明責任	(1) 人々の視点の重視 (2) 包括的アプローチ (3) 動的アプローチ (4) 人々の能力へも照射 (5) マクロ・ミクロの関係・作用への照射 (6) 持続性の重視	(1) 保護 (2) 能力強化
貧困にかかる社会調査	位置づけ・役割	貧困削減に向け、促進・制約要因を明示し、有効な事業計画、実施、管理に資するもの。 (1) 促進要因、制約要因、負の社会的影響の同定、検討。 (2) 裨益者の能力、役割の把握・検討。 (3) 調査プロセスを通じて借入国政府の社会開発目標設定、事業管理能力育成を側面支援。	事業立案に向けての一過性の調査のみならず、貧困層の生活の変化に照射しながら、有効な事業展開に資するため、すべての段階で活用されるもの。 (1) 貧困層の生活・視点を重視しながら、ニーズと能力、置かれた状況を包括的に理解。 (2) 状況理解プロセスを通じた貧困層、集団、関連機関の能力形成と関係構築。	
	検討領域	社会的多様性とジェンダー側面、制度、規範、行動様式側面、利害関係者側面、参加側面、社会的リスク側面	「持続的生活フレームワーク」 外部環境側面、資財側面、構造・プロセス側面、生存・生活戦略側面、期待される成果側面	

出所：筆者作成。

評価を重視していこうとしていることである。そして第四に、以前にもまして政治的側面や政治力学に焦点が当たっていることである。それは例えば、世銀やDFIDの議論に見られるように貧困の根本原因としての排除の論理とメカニズム、および収賄の横行と貧困層の政治資本欠如への照射、さらには、国連も含めて取り上げられている利害関係にかかる対立や民族、地域、集団間

紛争などへの懸念が挙げられる。

それでは、世銀、DFIDの貧困にかかる社会調査についてはどのような特徴が見られるであろうか。第一に、両機関とも社会調査を貧困層状況の把握・理解を行い、より良い事業の計画、実施、管理に資するものと捉えているが、状況把握機能にとどまらず、調査プロセスを通じた関係者の能力育成が少なからず目指されている。世銀の場合には特に社会調査プロセスを通じて融資受入国政府の社会開発目標設定や事業管理能力向上を目指すとしているが、DFIDの場合には社会調査による能力育成機能がより強調され、政府レベルにとどまらず、貧困層の能力育成・強化を重視し、関連する個人や組織の能力向上や関係構築を行うことが目指されている。第二に、社会調査の基本枠組みが非常に包括的な点である。検討領域を見ると、世銀の枠組みが、想定される事業を機軸に、それに影響を与える要素、逆にそれにより影響を受ける要素を様々な側面から包括的に捉えるものとなっているのに対し、DFIDの枠組みは、貧困層の生活を中心に据え、そこを出発点としながらそれに影響を与える要素と要素間の作用を理解しようとするものである。こうした違いはあるものの、両機関ともマクロ・ミクロの両レベルを視野に入れ、様々な領域からの検討を促す包括的フレームワークを提唱している。第三に、両機関とも、貧困層の置かれた現実を彼/彼女ら自身の視点や見方から理解することを社会調査においても重視し、さらに直面する問題のみならず、こうした人々の持つ能力側面にも照射していこうとしている点である。貧困層の視点の重視は、開発・援助理念にかかる議論でもこの両機関において少なからず強調されてきた点でもある。

こうした開発・援助理念、および社会調査にかかる近年の開発議論の動向は、今後JICAが貧困対策関連の社会調査を進める上で参考となる指針を提供するであろう。そしてこうした議論のもとに、貧困層の置かれた状況の包括的理解をどのように行うのか、またそれを往々にして敬遠しがちな政治的側面や政治力学にも照射し、かつ貧困層の視点や見方、さらには彼/彼女らの能力も重視しながら行うとはどういうことであるのか、さらには、社会調査を調査機能にとどめるのみならず、貧困層をはじめとした関連個人、集団、機関の能力・関係強化の試みの一環として行うことはどのように可能なのか等々が、今後検討されていかなければならないであろう。しかし、このように多領域、多視点（貧困層の視点を最重視するにしても）内包する社会調査を、事業立案段階の短期集中型情報収集のみで行うことは、貧困層の置かれた状況の包括的理解という点でも、また関係者の能力育成という意味でも様々な無理と困難を生じさせると思われる。この点については、特に、DFIDが一過性の調査に終始させることなく、事業のすべての段階での社会調査機能の活用の重要性を指摘している。本調査研究の後半では、特にこの点に焦点を絞り、なぜ有効な貧困対策実施にあたり事業立案段階のみの一過性の調査では限界があるのか、なぜ、より継続的なプロセス・アプローチが社会調査にも必要とされるのかを、具体的調査事例を通じた理解のプロセスの検討を行うことにより明らかにしていきたい。そのための材料提供の第一段階として、次の第3章では、2003年度にベトナムにおいて実施した「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる調査の結果の一部を紹介し、貧困層の置かれた状況とそこでの生活ニーズや願望と生存戦略、そしてそれらがどのように複雑に森林保全に影響を与えているのかを示したい。それ

に続く第4章では、その事例を世銀、DFIDの検討領域との関係で切り直すことにより、貧困層の生活やそれを取り巻く理解にあたっては、いかに様々な側面に触れなければならなかったのかを示すことにより、包括的フレームワークの重要性を再確認するとともに、後半では、理解のプロセスに照射し、その深化のプロセスと直面した困難を明らかにすることにより、社会調査におけるプロセス・アプローチの重要性を示す予定である。

3 . 貧困調査の事例 - 調査結果の部分的紹介 :

ベトナムホアビンダム湖周辺保全林地区の「貧困」と「森林破壊」 の関係にかかると調査結果から

本章および第4章では、2003年度ベトナムにて実施した参与観察型調査を貧困調査の一例として取り上げる。本章では特に結果部分に焦点を絞り、こうした調査により得られた貧困に関する理解の一部を紹介する。具体的には、調査地の「貧困層」と言われる人々の最重要関心事項と願望、それを実現するための生存・生活戦略、そして森林への影響とそれらの関係を、なるべく調査地の人々の立場・視点から探っていく。そのため、本事例を他の章と独立して、当地あるいは類似状況にある貧困層の生活や貧困と森林破壊の関係理解、あるいは今後の貧困削減や森林保全プロジェクトに役立てるために読まれるのも可能であろう。また、そうした形での本事例の活用を筆者自身望むものである。しかし、本報告書全体における本章の位置づけ・目的は、貧困と森林破壊の関係を示すことのみにあるのではない。ここで人々のニーズ・願望、生存・生活戦略と森林との関わりにつき調査から得られた理解、すなわち調査結果を紹介することにより、後続する第4章で、どのようにしてこうした理解は可能となったのか、またそれにまつわる困難はどのようなものであったかを検討する土台を提供するものである。そしてそれにより、貧困調査を特に「貧困層の立場・視点から行う」ためには、一過性の情報収集ではなく、継続的なプロセス・アプローチが社会調査にも重要となることを次章で議論するための準備をすることである。

本章では、まずフィールドワーク・サイトの状況について簡単に説明を加え、その後本章の本題である人々の「暮らし向き」にかかる認識と懸念・願望、それと密接に関係する土地所有権の獲得プロセス、および人々の生存・生活戦略を検討することにより、村の人が置かれた「貧困」状況と「森林破壊」の関係を探っていくこととする。

3 - 1 フィールドワーク・サイトの風景

筆者が2003年7月中旬から2004年4月にかけて（ただし9月は中断）フィールド調査を行ったT村は、行政区分では北西部山岳地帯ホアビン省カオフォン郡トゥンナイコミューンに属し、首都ハノイより北西へ110km、車で3時間強の山間地にあるホアビンダム湖周辺に位置している。ここでの調査の目的は次の2つであった。その第一は、フィールドワークを通じて「貧困」と「森林破壊」の関係も含め、ここに暮らす人々の「暮らし向き」と「土地」（森林含む）に関する認識とプラクティスを理解すること。そして第二に、本ダム湖周辺地域をプロジェクト地域とし2003年10月に事業を開始したJICA「ホアビンダム湖水域天然保全林回復プロジェクト」(The Project for Rehabilitation of Degraded Watershed Area in the North of Vietnam: RENFODA)に調査のプロセスおよび結果をフィードバックし、活用してもらうためである。調査は、週7日のうち4~5日は村に寝泊まりし参与観察、2~3日はホアビン市に戻りノート・文献整理を行うという形ですすめ、村滞在中の半分はムオン族のリサーチパートナーと一緒に行動した。村での主な対話者は子供をもうけた女性たちで、越語での会話であるが、住民の9割以上がムオン族であ

リムオン語を日常言語としていることから、言語面で今回の調査には限界があることを付記しておかなければならない。

T村には100世帯（内3世帯は未登録世帯）470人余りが居住している。民族構成では、人口の98%がムオン人であり、2%がキン（ベト）人である。世帯の6割はもともとこの地の居住者で、残り4割のほとんどはダム建設による隣接村からの避難民であるが、2世帯は新経済地区政策のもとにこの地に移住してきたキン（ベト）人である。生業形態は、農業と林業であり、農業はトウモロコシ、カッサバ、陸稲、サトウキビ、豆などの栽培のほか、鶏、豚、牛、水牛の飼育に携わっている者もいる。水田はごく限られており、一期作である。一部のトウモロコシや水稻は、田植え・収穫の時期を誤るとダム湖の水位調整の影響を受け、収穫前に水没する場合もある。林業は、植林事業に従事することによる労賃および林産物（竹材・タケノコ）が主な収入源である。政府による遠隔地貧困ライン80,000VNドン/月収入を基準とすると、2002年の当地の貧困率は45%であり³³、これは全国平均29%を大きく上回っている³⁴。

T村の歴史については、この地の土地問題を理解する上で不可欠となる次のことだけを記しておきたい。T村は1959年に初めて行政側から「村」(xom)(行政機構の一部ではない)として認知されたが、1969年定住政策が実施されるまで住民は「移動居住移動耕作」を行っており、その居住・耕作地域は広範囲にわたっていた。定住政策実施後すぐに合作社を中心とする集団生産体制に組み込まれ、各世帯は森林地・傾斜地を焼畑耕作のために開拓することを禁止された。1970年代末に生産請負制が導入されたが、それ以降、合作社を中心とする集団生産体制は急速に崩壊していった。並行して政府は新経済地区政策を導入し、ハノイ周辺紅河デルタの人口圧緩和のため、T村を含む山岳地へのキン人の移住を奨励した。さらに、1979年より旧ソ連の援助で水力発電のためのホアビンダム建設が開始され、ダー川堰き止めによる水没被害を逃れた谷地、中腹地の住民が1983年頃よりT村に移住することになった。こうした中、T村の土地資源に対する人口圧はますます高まり、土地使用に関する規定が不明瞭だった1980年代から本地で土地法が実施される1990年代中盤までの期間に、人々の耕作地獲得競争の中、丘陵地の森林破壊が徐々にすすんでいった。その後、1991年に森林保護法が公布されるが、1997年村に車が通れる道路が出来ると、「米」が商品として村に恒常的に入ってくると同時に、木材買い付け人も頻繁に出入りするようになり、天然林伐採の急増に伴い1990年代終わりから森林破壊は急速に進行した。現在こうした森林破壊の影響で、土砂がダム湖に流出し、湖底に堆積した土砂がダムの寿命を短縮することが懸念されている。当地では、ドイモイ以降に導入・改訂された1993年土地法に基づき、居住地、菜庭園地、農業地にかかる使用权配分プロセスが1996年より開始され、2001年よりそれらに対する「土地使用権利承認書」が各世帯に発行されている。また同法および森林保護法に基づき、森林地である傾斜地は、ダム湖保全のための「特別保全林」地区に指定されている。

こうした中、調査村には土地に関し次のような特別な状況が存在している。まず移住民が多いということから土地資源に対する人口圧が高い。また調査村が山岳地に位置していることから、農業耕作に適した平坦地が極めて限られている。さらに森林地がすべてホアビンダム水域「特別

³³ コミューン人民委員会からの聞き取り。

³⁴ Socialist Republic of Viet Nam (2002)

保全林」に指定されていることから、土地利用に関し、「国」と「村人」のニーズが競合関係にある。「国」にとっては、傾斜地にダム保護の「保全林」をいかに造成・維持するかが課題であるのに対し、「村人」にとっては、食べるための耕作地（＝焼畑地）をいかに確保するかがさしあたっての課題だからである。村人の生活維持にあたり土地へのアクセスは不可欠であり、村人はそれを獲得するため様々な試みをしている。以下、調査地の村人の「暮らし向き」や「土地」にかかる認識・プラクティスを説明することにより、本地の「貧困」と「森林破壊」の関係を探っていきたい。

3 - 2 人々の「暮らし向き」にかかる認識と懸念・願望

すでに述べたように、T村の貧困率は政府の推計で45%であり、それは全国レベルの貧困率27%を大きく上回り、ホアビン省においても最貧地区の一つとみなされている。しかし、これはあくまで所得を基準に政府が設定した貧困ラインに基づくものであり、必ずしも調査地に住む人々自身による認識・評価を示したものではない³⁵。また貧困を所得面から捉える試みは、人々のニーズを所得向上側面に安易に集約しかねない。ここでは、こうした外部者の基準による「貧困」の捉え方を補足・修正するため、まずは、フィールド調査中に見聞きした村の日常生活や会話から、村の人々自身が、自分たちの暮らしをどのように捉え、またそこにおいて何を望んでいるのか、また「豊かさ」と「貧しさ」を分かち要因をどのように理解しているのかを明らかにしたい。以下、特に断りがない限り、調査時点である2003年7月から2004年4月の状況を説明していることを断っておきたい。

3 - 2 - 1 人々の「暮らし向き」にかかる認識と懸念・願望

(1) 「米」への執着と「貧しさ」にかかる認識

村人は全員、「米」に対し特別な関心と執着を持っている。そしてそれは、日常生活において多々、物の価値を米換算で行うことに端的に表れている。例えば、飼い犬を盗まれた女性が「本当に腸が煮えくり返る思いよ。もし売れば10kgの米が手に入ったのに」と言い放ったり、また竹材の切り出し・運搬労働に従事している男性が「こんなに重労働なのに、労賃は3kgの米を買うのもままならない」と不平を言うといった具合である。また村人はしばしば「この村が貧しいのは“水田”がほとんどないからだ」と言い、また村の生活をよくするために必要なのは何かという質問に対しては、地理的条件からその実現はほぼ不可能にもかかわらず、口を揃えたように「水田」と答える。

こうした「米」や「水田」に対する執着の理由には、村人が置かれた物理的・経済的状况のみならず、ムオンや村の歴史と関連する「米」の象徴性やそれにかかる記憶からくる「米」への憧憬があると思われる。物理的・経済的状况については、天水農業、焼畑農業に依存する山岳地の

³⁵ 所得貧困の限界については、すでに多くの議論がある。例えば、Jodha (1988)、Chambers (1997)、Kabeer (1996) 参照のこと。

この村には水田はほとんどないという状況がある。加えて、村のまわりの森林状態が悪化した現在では、丘陵地での焼畑による陸稲栽培はほとんど収穫を期待できない。そのため、大多数の世帯は「米」を自家生産できず購入しているが、現金の蓄えのある世帯はほとんどないので、「つけ」(an chiu gao)で買っている。この「つけ」は「米の前借り」と同義であり、3,300VNドン/1kgで借りた米は、3ヵ月後には3,700VNドン/1kgで計算されるといった具合に、その返済時には利子分を加算して支払わなければならない。こうした村人の置かれた物理的・経済的状況が村人の「米」への執着を一部説明すると思われる。

しかし、「米」以外に他の雑穀が一年中十分にある中で、なぜ、借金までして「米」を購入するのであろうか。また、「米」を毎日のように食べるようになったのは、ここ3年ほどのことであり、それまでは、カッサバ、トウモロコシが主食であり、村人はそうした食生活を長年にわたり続けてきた。「米」主体の食生活、また借金までして「米」を買うという近年の現象には、村人の置かれた物理的・経済的状況、および味覚的な嗜好によるものもあるかもしれないが、それに加え、ムオンさらにはこの村の歴史との関係で「米」の持つ象徴性も関係していると思われる。

「ムオン」というのは、ある境界を持つ一定の空間領域にある領土と、そこに住む人々の両方を指す。ベトナムにおいて社会主義革命が開始される1945年以前のムオン社会は、それぞれの領土に「ニャーラン(Nha lang)」と呼ばれる支配階層と「平民(dan)」の被支配階層が住んでいた^{36, 37}。「ニャーラン」階層の人々は、「ムオン」の領土を所有はしていなかったが³⁸、その領土に住む人々に土地使用権・耕作権、特に希少な水田に関する耕作権を配分する権限を一握していた。そして「ニャーラン」階層は、自身では耕作しないにもかかわらず水田の耕作権を得、その土地を「平民」に耕作させることで、その収穫物を自身のものとしていた。平民は、水田耕作権を与えられる者と与えられない者に分けられ、後者は森林の生い茂る丘陵地にて焼畑移動耕作に従事することで生計を立てていた。そしてこうした水田へのアクセスにかかる違いは、社会的地位の違いとなって現れ、各種の祭祀や儀礼への関わり・参加の度合いに影響を与えた。このようにムオンの歴史においては、「水田」は権力や階層・地位と密接に結びついており、こうした「米」の持つ象徴性が、村人の執拗な「水田」や「米」への固執をある部分形作っているとも考えられる。さらに、「ドイモイ」政策導入宣言が出される1986年以前の集団生産体制の経験・記憶も「米」への憧憬を駆り立てていると思われる。当時、すべての生産活動は合作社を中心に行われ、労働に従事する者は皆、労働点数を稼ぎ、それが必需品と交換されることになっていたが、全国的な食糧生産の低迷時にあって、村人の関心は労働点数をいかに食糧と交換するかということであり、特に「米」を得るということは非常に稀なことであった。こうした「米」の希少性についての記憶も、村人を1年のある期間「借金」をしても「米」の消費に駆り立てることにつながっているとも言える。

「米」への執着が、現在村人が置かれている物理的・経済的状況からくるのか、「米」にまつわる記憶や象徴性から生まれているのかは定かではないが、現在、村の100世帯のうち、79世帯

³⁶ ムオンの歴史、文化などについて関心のある向きは、少々古いがCusinier (1948)を参照。

³⁷ 現在でもその家族のもともとの出自がニャーランか平民かは姓からわかる。

³⁸ ムオン共同体による総有。

(約80%)が、1年のうち2ヵ月から7ヵ月(平均4ヵ月)の期間、「米」を「つけ」で買う、すなわち「米ローン」に頼っている。さらに、こうした「米のつけ買い」を行っている79世帯のうち、約20%(全体では15%)は、1年のある期間、カッサバやトウモロコシなど「米」以外の雑穀を米と混ぜて炊いて食べる、あるいは雑穀のみを食べる生活をしている。

以上の議論から、村人の生活状況や「貧しさ」にかかる認識には、「米」そして食生活がかなりの程度関係していると推察される。村人は、自分の村を他の村よりずっと「貧しい」と位置づけており、その理由は村にはほとんど「水田」がないこと、そして、大多数の村人が「米」を借金して買わなければならないからと認識している。また、村の中で誰が貧しいかを指し示す時も「米にカッサバやトウモロコシを混ぜて炊く家(an don)」、さらにもっと生活の苦しいと思われる家に関しては、「カッサバばかり食べている家」、「米がほとんど食べられない家」といった表現をよく使う。こうした中、村人の日々の生活においての一番の関心事そして切望は、「いかにして米をたらふく食べられるような生活をするか」、そして「それを米ローンに頼らず行うか」という事項に集中としているといっても言い過ぎではないであろう。

(2)「豊かさ」、「貧しさ」を分かつものとしての土地

それでは、村の人々は、村の中の階層分化や社会的・経済的格差をどのように認識し、その要因をどのように理解しているのだろうか。またそうした認識や理解は、村や各世帯の経済的実態をどの程度反映したものとなっているのだろうか。

村人の中には、自分たちの村にはいわゆる「金持ち(giau)」の世帯はおらず、何軒かの「少し余裕のある家(kha)」を除いては、すべて「貧しい(ngheo)」あるいは「非常に貧しい(ngheo kho)」世帯であるという共通認識がある。そして、彼/彼女らの日常会話から、「豊かさ」、「貧しさ」を分かつ要因として、「米」と「土地」(森林を含む)が重要であるという認識がうかがわれる。「米」については既に前節でも触れたとおりであるが、村人の大部分は、「水田」耕作を行っている世帯、「米」の売り買いに従事している世帯を、村の中でも「余裕のある家」と位置づけている。

しかし、こうした認識は必ずしも、各世帯の経済状況を反映したものとはなっていない。100世帯で構成されるこの村には水田耕作を行っている世帯が12世帯あるが、こうした水田はその使用权の性質から2つの異なる種類に分けられる(土地の種類については次節以降さらに詳細に説明する)。公的に農業用地の一部と認められ、その土地の使用に当たっては政府発行の「土地使用权承認書(その表紙の色から「赤本」と略される。以下、「赤本」)が交付されている水田。こうした農業用地(この場合は水田)に関しては、最低限、次回の使用権見直しが予定されている2018年に至るまで、法的にその使用权が保証されているものである。多くの場合、公的には「森林地」と分類されている土地の一部を開墾し水田として使用しているもの。後にも説明するが、本村の森林地はすべてダム湖流域保全林に指定されており、各世帯への「赤本」発給は行われず、水田としての使用はあくまで暫定的であり、将来にわたる使用权の保証を伴わない水田である。水田耕作に従事する12世帯のうち、3世帯は、法的に使用权を保証された水田を持っているが、こうした世帯は、米を自家生産分と即金払いで購入した米でまかない、「米」を「つ

け」で買った経験を持たない。このことから、こうした世帯の経済状況は、他の世帯に比べ実際にも「余裕のある」ものと位置づけることができるであろう。しかし、法的保証のない水田を耕している9軒中8軒は、「米のつけ買い」を恒常的に行っており、そのうち1軒は、1年間のうち7ヵ月をこうした「米ローン」に頼っている。さらに、この村で唯一米の売買に従事している一軒は、ほとんどの村人が「余裕のある家」と見ているにもかかわらず、必ずしもその経済状態は安定したものとはいえない。それは、この家が、村人に米を売るためにホアビン市の米商人から米の前借りを行っており、相当な借金を抱えていること、また、「つけ」で「米の前借り」を受ける村人の多くからその「つけ」を回収できないという問題を抱えているからである。さらにこの家は、農業地へのアクセスを持たず、その生計をすべて店からの上がりに頼っている。このように、「米」に関連する活動に従事している世帯は、「余裕のある家」と多くの村人には認識されてはいるものの、そうした認識は必ずしも個々の世帯の経済状況や実態を正確に反映したものとはなっていない。

村人はまた「土地」のアクセスと使用形態が、「豊かさ」と「貧しさ」を分ける大きな要因になっているという認識も持っている。土地の種類については後にさらに議論するが、村人は土地を異なる種類に分類しているのみならず、それらの間にある種のヒエラルキーを設け、どのような種類の土地を使用できるかが世帯の生活状況を大きく左右すると認識している。特に、「赤本」交付を伴った農業地を耕作できる状態にある世帯、その中でも先に述べたように「水田」耕作も行える世帯はある程度ゆとりのある生活を送ることができると認識している。もしこうした農業地へのアクセスを持たず、しかし、「赤本」による使用権の法的保証のない「水田」を耕作している世帯は、非常に貧しいとは見られないが、また余裕があるとも位置づけられない。これに対し、こうした農業地や水田耕作を行えず、丘陵地での焼畑耕作のみに従事している世帯は「貧しい」世帯と見られる傾向があるが、それでもこうした世帯の生活は、植林地のみにしかアクセスを持たない世帯やこうした植林地へのアクセスさえ持たない世帯の状況よりましだと見られている。このように、各世帯の生活状況に対する見方は、世帯の異なる種類の土地へのアクセス状況と密接に関係している。しかし、「貧しい」と見られている世帯がなぜ貧しいのかという形で問いを発すると、大きく分けて2種類の相容れない答えが返ってくる。その一つは、貧しいのは土地へのアクセス状況とは無関係であり、その家族が怠け者で、計算や計画をすることを知らないからだというものであり、貧しさの原因を基本的に個人(各世帯)の責任に帰す理由づけである。もう一つの種類の理由づけは、貧しいのは様々な土地へのアクセスが制限されているため、怠けてそうなっているのではないというものである。後者のような理解は、特にダム湖建設による浸水被害を逃れてきた移住ムオン人々との話によくうかがわれるものである。

しかし村の実情を見るに、ある世帯がどのような土地へアクセスを持つかはその世帯の生活状況に大きく影響している。そしてそれはある世帯が生産手段の多様化を図れるかどうか、それによるリスク分散を図れるかどうかと関係している。どのような種類の土地にアクセスできるかということは、土地利用にかかる選択肢の幅を左右し、その結果、生活手段の多様化を図る可能性の幅に大きく影響する。例えば、「赤本」発給を伴う「農業地」にアクセスを持つ世帯は、法によりその土地の譲渡、交換、貸借、抵当、相続に関する権利を少なくとも2018年までは保障され、

またその土地にどのような農産物を栽培するかはその世帯が自由に決定できる。これにより個々の世帯は自身の判断で本土地での農産物栽培の多様化や農業の多角化を図ることが可能である。これに対し、たとえ長年にわたり、また現在も焼畑地や水田として使用している実情があったとしても、こうした耕作地が公的には「森林地」に分類されている土地にある場合には、原則として本土地使用の決定権は国家にあり、保全林に指定されているこの森林地は長期的には植林目的のみに使用され、耕作活動はできなくなる可能性を包含し、また、植林される樹種に関しても世帯は決定権を持っていない。このためこの地の使用には大きな制限があり、本地での生産手段の多様化を図ることは難しい。しかし、稀ではあるが、土地のアクセス状態と生活状況にあまり関係がないと思われる世帯も幾つかある。こうした世帯は、「赤本」に裏づけされる「農業地」やいかなる種類の「水田」に対するアクセスを持たないのに、相対的に暮らし向きがいいと見られている。そして、こうした世帯は、「山へ登る仕事」に就いている、つまり、林産物の違法伐採・売買に関わっていると村人により説明されている。

このように、村人の「豊かさ」、「貧しさ」にかかる認識は、「米」と「土地へのアクセス」が密接に関係しており、実際、例外はあるものの、「米」に関連した活動に従事しているかいないか、あるいはどのような種類の土地にアクセスを持つかは、かなりの程度村人の生活状況を決定づけている。他の就労機会が限られる中、「米をたらふく食べる」という願望を叶えるため、村人は日々農作業や森林地での活動に携わっているが、そうした活動を行うに当たり現状では「土地」は不可欠な要素である。次節以降では、森を含めた「土地」に焦点を当て、その使用权配分がどのようなプロセスを通じて行われたのかを検討していきたい。

3 - 3 土地使用权獲得プロセス：有利な者と不利な者

3 - 3 - 1 土地の種類：公的分類 対 村人の見方

行政側が作成した土地利用計画図によると、T村の土地は、森林地、農業用地、菜庭園地、居住地および未使用地の5種類の土地に分類される。これは、現行の土地法に基づくものであり、基本的に土地利用目的別の土地分類である。しかし、本地での土地使用权獲得プロセスを理解する前提として、村人による土地分類と土地利用の現状と、法律・行政側の分類・計画との齟齬につき説明しておく必要がある。

村人は、異なる種類の土地を指し示すため様々な名称を用いるが、彼らはこれらの土地を2つの異なる座標軸に沿って分類しているように思われる。第一の座標軸は、土地利用を中心とした分類であり、第二は土地の位置（高度・海拔）と状態による分類である。村人の土地利用による分類は、土地法および土地利用計画図における分類とかなりの部分重なるが、村人の分類による「畑作地」、「焼畑地」、「休耕地」、「水田」は公的分類による「農業地」として認識されているだけでなく、「菜庭園」も併せて「食べていくための土地」という特別の分類に組み込まれて認識されている。第二の土地の位置・状態別の分類では、大きく分けて低地に位置するものから、「浸水地・川辺地」、「平坦地」、「丘陵地・傾斜地」、「岩山」の4種類がある（表3 - 1参照）。

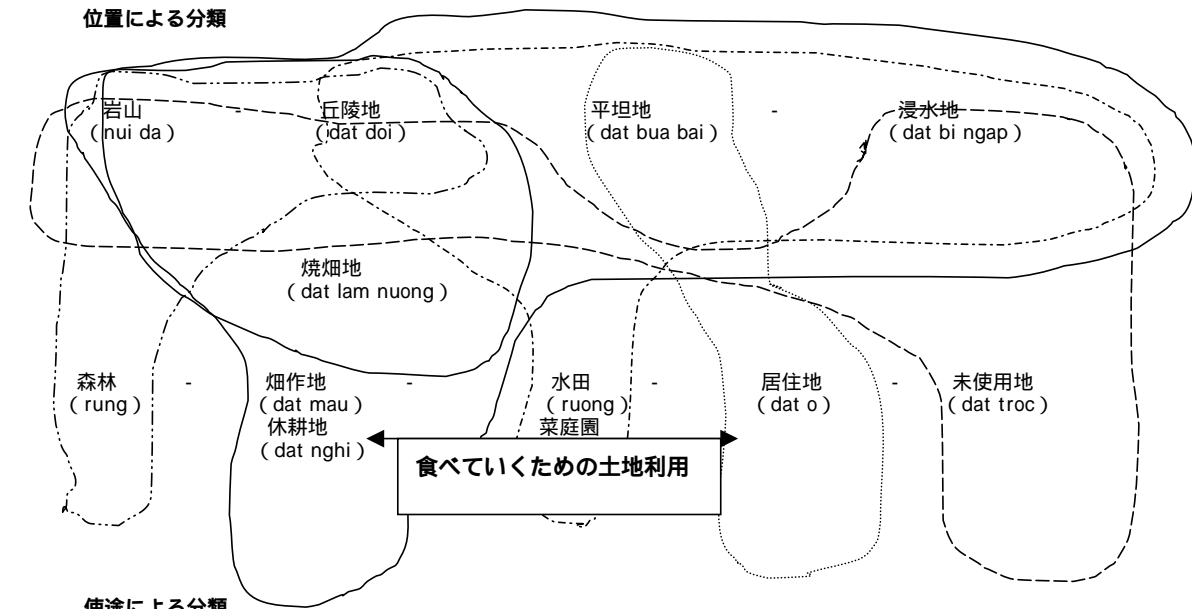
表3 - 1 2つの座標軸による村人の土地分類

位置（海拔・高度）と状態		用途					
↑	岩山	Nui da	森林・ 森林地	Rung Dat lam nghiep			
	丘陵地・ 傾斜地	Dat doi, dat ben doi, Dat tren 15 do	農業地	Dat Nong Nghiep	畑作地	Dat mau, dat trong mau, Dat canh tac	「食べていく ための土地」 Dat de an
					焼畑地	Dat lam nuong Nuong ray	
					休耕地	Dat nghi Dat cho nghi	
					水田	Ruong	
平坦地	Dat bang Dat bua bai	菜庭園	Dat vuon				
浸水地・ 川辺地	Dat bi ngap, Dat ben suoi	居住地	Dat nha, dat o, dat nha o, dat tho cu				
		(荒地 = 未使用地)	Dat troc				

注：網掛けは土地権利証書が発行されている土地。
出所：筆者作成。

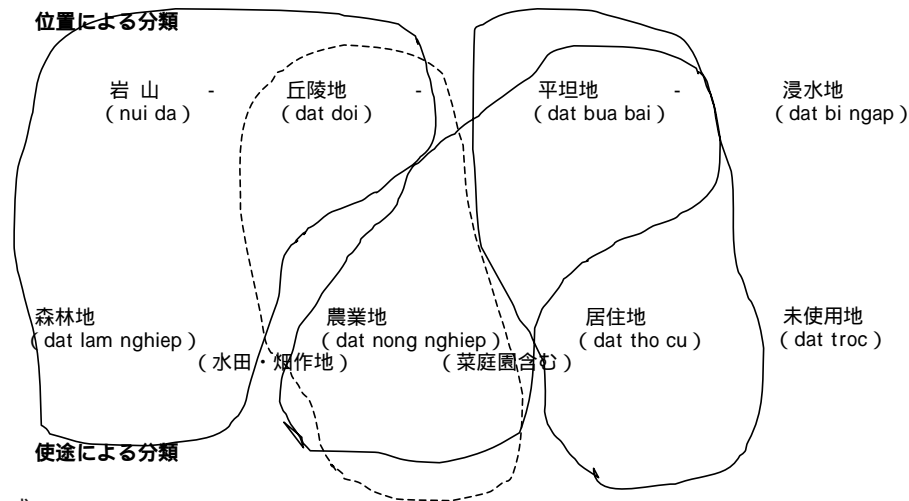
さて、ここで検討が必要となるのは、異なる用途のために用いられる土地がどこに位置するか、あるいは位置すべきかという問題である。まず、土地法は用途の異なる5種類の土地が位置上どのような土地に存在すべきかにつき明確な規定は設けていない。しかし、土地法に基づいて行政が作成した土地利用計画図を見る限り、岩山および丘陵地は森林地に指定され、農業用地、居住地、菜庭園地は平坦地のみが存在することになっている（図3 - 1参照）。他方、村人による現行の土地利用はこれとは異なるものである。一番顕著に異なるのは、岩山、丘陵地には自然林および植林地があるものの（すなわち「森林地」）、公的には「農業地」に分類されうる「畑作地」、「焼畑地」、「休耕地」、「水田」もかなり存在していることである。別の言い方をすれば、本来、平坦地のみが存在すべき「農業地」が、森林地として利用されるべき「岩山」と「丘陵地」にも存在している現状がある（図3 - 2参照）。このように公的分類、公的見解とは異なる種類の土地と土地利用の形態が村人の認識と日常生活には存在し、それは土地使用権配分を規定した土地法実施プロセスにも大きく作用することになる。

図3 - 1 村人の土地利用の現状



出所：筆者作成。

図3 - 2 土地法および土地利用計画図に基づくあるべき土地利用の形態



出所：筆者作成。

3 - 3 - 2 土地権利獲得に関する3種の異なる規範と手続き

それでは村人はこうした異なる土地への権利獲得をどのように行っているのでしょうか。土地権利獲得にあたり、現在村人が活用できる規範と手続きには公式、非公式のものを含め次の3種がある。

(1) 「土地権利承認書」発行との関連において適用されてきた法と手続き

利用目的区分上、居住地、菜庭園地、農業用地に適用されるが、それらの土地はすべて平坦地に位置し、その使用に関しては、地方人民委員会から各世帯に「土地権利承認書」(以下、「赤本」)が発行される。「赤本」には居住地と菜庭園地に対して発給されるものと農業用地に対

してのものの2種類があり、その使用承認期間はそれぞれ50年間および20年間（2018年まで）であり、土地法に基づき延長可能である。また「赤本」所持者には、土地法³⁹に基づき土地所有権の相続、譲渡、交換、抵当、賃貸借の5つの権利が認められている。調査村における「赤本」発行に向けてのプロセスは、1997年頃に各区画の土地測量が開始され、2000年から各戸に対する実際の「赤本」配布が開始された。菜庭園地については不明確だが、居住地に関しては1世帯当たり400m²、また農業用地に関しては1人当たり1,000m²を基準に各世帯に土地所有権が分与される予定であった。現在、住民登録世帯97戸中、居住目的のための土地所有権を承認した「赤本」は84軒に対し発行されているが、農業用地に関する「赤本」は40軒のみに発行されている。

（2）植林事業実施に関連して適用されてきた法と手続き

主に「保全林」造成・保持のための植林事業が展開される傾斜地の森林地に適用される。植林事業には通称「661」⁴⁰と「472」⁴¹と呼ばれる2種類があるが、両者の間には次のような違いがある。第一に「661」は保全林確保を含めた緑化目的の全国展開事業であるのに対し、「472」はホアビンダム建設で影響を受けた地域住民に対する賠償事業であり、その一環として苗木を現物で支給することが試みられている。第二に、「661」は、行政が植林地を計画し（現行の焼畑、休耕、未使用地など）、その地での植林活動に住民が参加する形で実施されるが、「472」は支給された苗木を住民が自発的に自分の使用地に植林する形ですすめられている。どちらの事業であれ、植林事業参加住民には、現行の森林保護法⁴²他に基づき、ある程度の便益と権利が与えられるが、それらは、次に挙げるものに限定される。植林・森林保護活動従事に対する労賃（一定期間）；植林地での単年性作物混合栽培（＝畑作）に関する権利（一定期間）；木材資源以外の林業生産物の利用・処分に関する権利；一部の木材資源の利用・処分に関する権利。1999年以前には、他の種類の土地と同様、森林地にも「赤本」発行予定であったが（準備としての区画割と測量済みおよび「赤本」も一部発行済み）、2000年以降は発行されず、またコミューン側の説明によれば近々発行予定もない。このことは、植林森林地利用に関し、各世帯の相続、譲渡、交換、抵当、賃貸借権利が認められないことを意味する。

（3）焼畑移動耕作の伝統に伴って発展・継承されてきた慣習的規範と行動様式

上記の公的性格を持つものと並行して存在しているものに、非公式な慣習的規範と行動様式がある。住民は30年前には定住生活を開始したので移動居住の伝統はすでに消失しているが、規模は縮小されたとはいえ焼畑移動耕作は現在も少なからず行われており、こうした耕作様式に付随して発展してきた慣習的規範は今も継承され、主に傾斜地の耕作地確保プロセスにおいて実効力を持っている。その原則は、「最初に山地を開き耕作した家族が、その土地の耕作権を恒久的に保持することができ（休耕期間含む）、そうした権利は子孫により継承される」というものであ

³⁹ Socialist Republic of Viet Nam (1993)

⁴⁰ 詳細については、Ministry of Agriculture and Rural Development (2001) 参照。

⁴¹ 詳細については、越語ではあるがUy ban Nhan dan Tinh Hoa Binh (2002) 参照。

⁴² Socialist Republic of Viet Nam (1991)

る。また、こうした耕作権利を十分に持たない家族は、他の家族が休耕させている土地片の一部を一時的に耕することができるが、その場合には「正当な使用者」からの事前承諾が必要となる。またそうした土地の使用に関しては、耕作期ごとに承諾を得なければならないと同時に、畑作耕作のみが可能であり植林は許可されない。本地は、土地法、森林保護法に基づき行政が作成した土地利用計画図によると「特別保全林」の森林地に指定され、将来的には現行の畑作は大幅に制限されることになる。

3 - 3 - 3 村人のプラクティス：交渉手段としての規範・手続き

上で説明した規範と手続きは、各々、ある特定の目的達成に向け、特定状況下にある特定の種類の土地に適用されるべきものであるが、村人のプラクティスはそれほど単純なものではない。それは、本来一定の状況下にある土地について適用されるべき各種の規範と手続きを、村人は土地へのアクセス確保のための有効な交渉手段として別の状況・土地にも活用しようとするためである。ここでは、こうしたプロセスを、特に平坦地に位置する農業用地と傾斜地の森林地について見てみたい。

(1) 平坦地に位置し、「赤本」発行を伴う「農業地」の使用権獲得プロセス

このプロセスを理解するにあたっては、次の3つの問いに答えなければならない。

「赤本」発行に伴う土地使用権配分プロセスが開始される以前に、平坦地に位置するこの土地を使用していたのは誰か。

配分にあたり適用されるべき規範と手続きはどういうものであったか。

実際に適用された規範と手続き、適用プロセスとその結果はどうであったか。

の問いに関しては、この土地は部分的（全部ではない）に一部の村人（全世帯ではない）により耕作されていたということであるが、この一部の村人が具体的に誰（平坦地しか耕作しない2軒のキン族世帯を除いて）だったのかということ、さらに、耕作されていなかった部分の土地は、全くの未使用地だったのか、それとも以前に開墾されたが休耕地となっていたのかについては、相異なる複数の説明が存在するため不明である。

の問いに関しては、この平坦地に位置する農業地の使用権配分にあたっては、本来、「赤本」発給に向けて導入・適用された第一の公式規範および手続きのみが適用されるべきであった。具体的には、1993年の土地法実施を推進するために出された同1993年の政府命令第64号の第12条「農業地の土地使用権配分に関しては、コミューンの総農業地から公的目的のために使用される部分の面積を差し引いた残りの面積をコミューンの農業人口で頭割りとしたものを基準に配分する」⁴³の一文に沿って、当Nコミューンでは1人当たり1,000m²の農業地を基準に⁴⁴、土地使用権が「赤本」発給を通じて各世帯に配分される予定であった。しかし、結果的には、この原則に沿った公平な土地使用権の配分とはならず、キン族の2世帯と、もともとこの地に住んでいたムオン

⁴³ Cong Hoa Chu Nghia Xa Hoi Vietnam (1993) article 12

⁴⁴ 1人当たり1,000m²というのは、相対的に広い面積であるが、当地の農業地には農業用の水源、灌漑施設がほとんどなく水田もごくわずかであり、大部分は天水（雨水）に依存した農業のみが可能な土地である。

人世帯に相対的に有利なものとなった。それはこうした原則がありながらも実際の区画配分や測量は、一方で測量当時の現況をある程度重んじて行われたこと、また他方で村人が非公式規範の論理を巧みに駆使し、一部の村人、特に移住ムオン人を土地使用権配分にかかるこのプロセスから排除しようとしたからである。キンの2世帯が相対的により広い面積の農業地に対する土地使用権を「赤本」発給により得た理由は、上の「菜庭園地」に関して説明したように、キン人とムオン人の耕作様式の違いが少なからず影響したと考えられる。それは、ムオン人が平坦地を丘陵地ほどには重要視していなかったことに加え、使用する場合にも、輪作する傾向にあり、測量当時、一見未使用地と思われるような休耕地の状態においていた区画が多くあり、誰の使用下にあったかを証明するのが難しかったのに対し、キン族世帯は、輪作の習慣はなく、一定の平坦地区画を継続して耕作し続けてきたため、ある区画の土地が自分たちの耕作下にあることを明確に示すことができたからである。また、地元民に有利になった理由は、村人の多くが「自分が最初にこの土地片を開墾した。しばらく休耕させていた」と主張し、一見未使用地と思える土地片やまた他の人が当時使っていた土地片も含め、広い面積の土地に対する使用権行使を正当化、要求したことと関係している。このことは、第一の種類の規範と並行して、村人が、非公式規範を駆使、その論理を適用し、自分の土地使用権の正当性を主張すると同時に、特に居住歴の浅い人々の土地使用権獲得を阻止しようとしたことを示している。結果として、ある世帯は、土地法と関連手続きのみが適用された場合以上の面積の土地への使用権を得ることとなったが（「赤本」取得）他方他の世帯は、この地での耕作歴があったにもかかわらず、この「赤本」発行に向けての土地使用権分与プロセスを経て、本地へのアクセスを完全に失うことになった。実際、この農業用地に関しては、「赤本」を所持している世帯40軒のうち、30軒余りは移住経験のない世帯および2軒のキン世帯であり、移住ムオン人のグループに関しては10軒に満たない。

（2）傾斜地に対する土地使用権獲得プロセス

傾斜地は、「特別保全林」用地と指定されているため、すでに述べたように「赤本」は発給されない。そのため、この地の使用に関しては、原則として植林事業実施にかかる第二の公式規範および手続きのみが適用される。しかし、こうした植林事業が開始される以前から、村人は丘陵地で焼畑耕作を行い、現在でも多くの森林状態にない傾斜地で焼畑が行われているため、傾斜地の使用権配分に関しては、現在に至るまで第三の非公式規範が大きな効力を持っている。2軒のキン人世帯は平坦地を中心に耕作し、丘陵地の土地使用権獲得にはほとんど関心を持っていなかったため、ここではこうした状況下、この土地の使用権獲得にあたってムオン人世帯の中でどのような世帯が有利、あるいは不利になったかが問題になる。ダム建設による浸水被害を逃れた近隣のコミュニンの人がこの村に移住してきたのは1985年前後であり、その後数年後に合作社を中心とした集団生産体制は実質的に崩壊し、ムオン世帯は従来の丘陵地における焼畑を再開しつつあったが、その時、多くの移住ムオン世帯は、地元民により丘陵地の使用を拒まれる事態に直面する。移住ムオン世帯の人々の話によると、当時すでに彼/彼女らは村の正式な住民として住民台帳に登録されていたにもかかわらず、また深い森に覆われた未開拓の丘陵地もまだたくさんあったが、そうした土地を開拓しようとする、「ここは俺たち（地元民）の土地で、お前たちに

分けてやれる土地はない」と怒鳴られ、追いやられたという。そこで彼らは、遠く離れ、地味もよくない隣村との境に位置する土地を開拓するか、もしくは隣村の親戚に頼んでそうした人たちの土地の一部で焼畑を行った。結果として、彼/彼女らは、地元民よりずっと不便かつ少ない面積の丘陵地にしかアクセスできない状況となった。また、そうした土地でさえ、地元民の中には、「もともとは俺たちの先祖が切り開き、しばらく休耕させていただけだ」と言い放ち、植林事業開始後、彼らが畑地開拓後にそうした土地片への移住民のアクセスを植林という行為で取り上げようとした者さえいた。すなわち、地元民は、第三の非公式規範の論理を適用することにより、移住民の丘陵地へのアクセスを制限し、丘陵地に対する自分たちの使用权を保持、拡大していったと推察される。

このようにして丘陵地へのアクセスも制限された人々は、2つの問題に直面することになる。第一に、畑地が限られているため、自分たちの生活維持が難しいこと。中には恒常的に使える土地を持たず、耕作期ごとに他の者に土地の一部を使わせてもらえるよう交渉しなければならない世帯もある。第二に、同じ土地を休耕期間なしに恒常的に使用することになり、結果地味が劣り低い生産性しか期待できないこと。第三に、土地が限られているので、植林事業への参加も制限され、参加すれば得られる労賃を稼ぐことができないこと。すなわち、生活の糧を得るのが非常に難しい状態に置かれているという現状がある。

3 - 3 - 4 土地使用权獲得プロセスにおける勝者と敗者

以上見てきたように、平坦地、丘陵地の両方においてその土地使用权配分・獲得プロセスは非常に複雑なものであった。それではこうしたプロセスを経て一体誰が勝者となり、また敗者となったのであろうか。「農業地」について見ると、ムオン人世帯の中では、実際には「赤本」発給にあたり第一の公式規範しか適用されてはならないところ、第四の非公式規範の論理が作用し、移住経験を持たないもとのT村の住民に有利な土地使用权配分となった。実際、村全体での農業地に対する「赤本」取得率は40%余りであるのに対し（97軒中40軒）、地元民世帯の取得率は約60%であり（50軒中30世帯余り）、移住民世帯のそれは22%にとどまっている（45軒中10軒）。また、このプロセスにおいて「赤本」取得のみを問題にする限り、女性世帯主世帯（Female-headed Household: FHH）だから必ずしも不利な状況に陥ったという事実はない。「赤本」発給に向けての区画割・測量が実施された1996-1997年当時、村には5軒のFHHがいたが、「農業地」については、そのうち3軒が、また「菜庭園地」については5軒すべてが「赤本」を取得している。面積に関しても、農業地に対する「赤本」を取得した3軒は、コミュニティの基準1人当たり1,000m²にほぼ沿った面積に対する使用权を与えられている。ただし、この3軒のうち2軒の地元民世帯は他の多くの「赤本」取得世帯と同じく一年を通して使用できる農業地を割り当てられたのに対し、残り1軒の移住FHH世帯は、ダム湖の水位調整の影響により畑が浸水し半年以上耕作できない土地を割り振られている。

丘陵地においては、「赤本」が発行されず、現在の土地使用权配分状況は、1980年代に合作社中心の集団生産体制が実質的に崩壊後の原則「早い者勝ち」による土地獲得プロセスを踏襲したものである。キン人はこうした土地にはあまり関心を示さず耕作経験もほとんどなかったため、

このプロセスに実質的な参加はなく、またダム建設による浸水被害を逃れるためこの村に移住したムオン世帯は、地元民が非公式規範の論理を駆使して彼らをこのプロセスから排除しようとしたため、最初から不利な状況に置かれた。また森林を切り開き畑地とする作業は労働力を必要とし、さらに丘陵地の土地権利獲得は原則「早い者勝ち」によるものであったため、多くの労働力を迅速に動員できる世帯がこの地の権利獲得競争においては有利になったと推察される。その意味では、労働力が限られるFHHも少なからず不利な状況に置かれたと思われる。しかし、平坦地・傾斜地両者の土地の権利配分プロセスに大きく作用した要素としては、ジェンダー（FHH）以上に、「エスニシティー」とムオン人の場合には「居住歴の長さ」が大きいと考えられるであろう。

現在、村には97世帯（未登録世帯を入れると100世帯）が居住しているが、すでに述べたように2軒のキン族世帯のほかはムオン世帯である。この中で相対的に居住歴の短い「新参者」と見られるグループは3つある（重複あり）。1984年前後から新経済地区政策によりハタイ省より移住してきた2軒のキン族世帯（一緒に移住してきた他の26軒は帰省、あるいはさらに他の地に移住）、ホアビンダム湖建設による低地の水没被害から逃れるため1985年前後からこの地に移住してきた45軒ほどのムオン族世帯、比較的若い世代で分家したばかりの世帯。そして、上で説明したプロセスの結果として、現在も土地権利獲得に関し不利な立場に置かれているのは、この3つの「新参者」グループの中でも、浸水を逃れてこの地に移住した第二のグループとその子孫同士で結婚し新世帯を築いている者と思われる。

移住ムオン家族が特に不利な状況に直面しているのには、少なくとも2つの理由があると思われる。第一に、彼らは、ここに移住当時すでに政治的に弱い立場に置かれていたことが挙げられる。それはダム建設の移住計画では彼らは本来別の地への移住が予定されていたところ、移住地があまりにも遠い、さらには移住先で当時疫病が流行っていたため、彼らは直接あるいは予定地を経由して近隣地である現在の村に移住したからである。第二に、彼らはムオン族として、移住先となった現在の村の住民（同じくムオン族）と同じ文化・規範を共有しているということが挙げられる。そしてその一部である「最初に開拓・耕作した者が土地権利を保持することができる」という慣習的規範は、「新参者」に不利に働く傾向がある。こうした「地元民」と「新参者」の微妙な政治関係と文化規範にはさまれ、「移住ムオン人」は傾斜地のみならず、公式法と手続きが適用されるべき平坦地の農業地分与プロセスにおいても不利な状況に追い込まれ、土地権利を大幅に制限される結果となっているといえるであろう。

3 - 4 人々の生存・生活戦略と森林保全

調査地の100世帯余りのうち半数以上の世帯が、「赤本」による法的権利を保証された平坦地へのアクセスを持たないという現状、さらに傾斜地に関しても恒常的に耕作できる土地を持たない世帯が多くいるという状況は、「貧困」のみならず、「森林保全」面でも懸念されるべきものである。そしてそれは村人の生存・戦略と密接に関係している。

実際、村人は、様々な制約を抱えながらも毎日の糧を得るため様々な試みをしている。例えば、

食事を抜く（an nin）とか、米を他の雑穀ですべてまたは部分的に代替する（an don）とか、さらには、限られてはいるもの殺虫剤の散布や除草、さらには農林物の運搬作業などの季節労働に就くとかである。そしてこうした生存・生活戦略の中には、すべての村民が関わっているわけではないが、森林保全に芳しくない影響を与えているものも含まれている⁴⁵。ここではそうした戦略に説明を加えるとともに、なぜそれらが森林保全に負の影響を与えるのかを検討することにより、「貧困」と「森林破壊」の関係を探っていきたい。

3 - 4 - 1 植林事業の規則や正規の手続きから外れる行為

すでに述べたとおり、村人の最大の関心事は「いかにして腹を満たすか、特に米を得るか」にある。現状では個々の世帯がこれを可能にするには、耕作地の拡大、もしくは現金収入取得の2つの方法がある。前者に関しては、もともと農業に適する土地が限られているのに加え、「赤本」がすでに発給された今、個々の世帯が公的・法的に認められた平坦地に位置する農業地を拡大することは難しい。このことは、特に平坦地の農業地へのアクセスを持たない世帯にとって、「森林地」と分類されている丘陵地に位置する土地の利用が重要になることを示している。そして、丘陵地へのアクセスを得るために、人々は本来の規則や手続きから外れるやり方で植林事業を活用する場合もある。

その第一は、植林事業に何度も参加し、繰り返し苗木をもらってきては同じ土地に植えるという行為である。こうした行為は、実は、植林事業に参加することにより労賃を得ると同時に植林をすることでその土地を他の人が耕作しようとするのを阻止し、自分たちの生活を維持するための生存・生活戦略である。そしてこうした行為は次のように行われる。村人は、まずある植林事業から苗木の供給を受け、現在自分が畑地として耕作している丘陵地の土地片にそれを植える。そして年末に苗木がきちんと植えられたことを事業側で確認してもらい労賃を受け取る。労賃は苗木を世話することを条件に3 - 4年間支払われる。しかし、その後労賃の支払いがなくなると、若木を切り倒し、火入れを行い、畑地に戻す。そしてしばらくするとまた植林事業から苗木をもらってきて植林する演技を繰り返すというものである。こうした「欺き」行為にはまた次のようなものもある。それは、自分が植林できる土地片が限られているにもかかわらず、2つの異なる植林事業から同じ樹種（通常は竹）の苗木の配給を受け、配給された半分の苗木のみを実際に植え、残りは廃棄するというものである。年末の生存率確認にかかるモニタリングは、2つの植林事業で別々に実施されるので、それぞれの役人を違う日に同じ土地に案内し、苗木を植えたことを証明し、労賃を二重に受け取る。実際には、それぞれの植林事業に関わっている役人もこうした「欺き」行為を知ってはいるが、村人の生活状況に鑑み、見て見ぬふりをすることも多い。

第二は、ある意味で土地法や植林事業にかかる規則・手続きの「落とし穴」を巧みに利用した戦術と言える。現在の土地法では、植林が行われる村の丘陵地はダム湖流域保全目的の「森林地」に指定され、原則国家管理のもとに置かれ各世帯の土地使用権承認書である「赤本」は発給され

⁴⁵ 村のどれくらいの人々がこうした戦略にかかる活動に関わっているのか推計するのは難しい。しかし、「米の前借り」をせざるを得ない世帯が全体の80%に上ること、また他の就業機会が限られていることを考えると、これから述べる戦略の幾つかにはかなりの程度の世帯が関わっている可能性がある。

ない。それに加え、植林事業の実施にあたっては、苗木配給以前に丘陵地のどの土地片が誰の実質的使用下にあるのかを確認するプロセスはない。そのため、丘陵地に位置する土地片使用の正当性を誰も法的に証明できないという現状を逆手に取り、平坦地・丘陵地両方にほとんどアクセスを持っていない世帯の中には、自分の使用下にある土地片をほとんど持っていないにもかかわらず、植林事業から苗木を受け取り、既成事実として他の家族の使用下にあるが地味維持のため一時的に休耕に伏されている土地に苗木を植えてしまう。こうして苗木の配給を受け、慣習的規範では他の家族の使用下にあると目される土地に植林することにより、植林を行った家族は、労賃を得るのみならず、植林事業の取り決めで一定期間（通常3年）は単年作物との混作が許可されるため、その土地での耕作も可能となる。こうした行為は、特に土地へのアクセスが限られる村民の一つの生存・戦略となっていると考えられるが、同時に土地使用をめぐる村民間の潜在的・顕在的紛争を引き起こす要因ともなっている⁴⁶。

3 - 4 - 2 林産物利用にかかる規則や手続きに反する行為

森林保全に影響を与える別の種類の生存・生活戦略には、林産物利用にかかる規則や手続きに反する行為も含まれる。当該行為の中には、天然林からの木材・薪材の違法伐採、人工林の林産物の盗伐、これらの違法売買などが含まれる。村民は皆、こうした行為が法に触れるものであることを熟知している。そのため、生活のために時として活動に従事していることを知られるのを非常に恐れている。ここではこのような行為を天然林に関するものと人工林（植林）に関するものに大別して見ていきたい。

（1）天然林の林産物利用に関するもの

現在村に残されている天然林は減少し、またその状態も年々悪くなっている。そしてその主要因は、岩山に残る天然林からの木材・薪材の違法伐採・売買である。こうした行為には村内外の者が関わっているが、重複はあるものの村人の関わりには次の3種がある。

最初のタイプは1人あるいは数人の仲間で岩山に登り木を切り出し、その後買い手を見つけて売る、いわゆる「自営の伐採屋」である。第二のタイプは、自分では伐採行為を行わないが、人を雇って木材・薪材を伐採させたり、あるいは他の人が伐採した木を買い付け、別の木材商への仲介をつとめたり、あるいは自分で運搬し木材市場で売る「木材取引屋」である。そして第三は、第二のタイプの取引屋に木材・薪材の切り出しや運搬のために雇われる労働者である。

第二のグループは多大な利益を得ることもあるが、どのグループも自分たちの活動は、危険かつ不安定であり（森林レンジャー、地方政府、警察とのいたちごっこ、罰金や禁固刑のリスク、収賄の必要性など）また天然林が減少する中、将来は暗いと感じている。特に第一、第三のグループは、ほかに仕事があればこうした行為からは手を引きたいと強く感じている。

さらに法に抵触する可能性のある天然林の利用を伴った生活戦略として、家屋の建設や修理のための天然資源利用許可申請にまつわるものがある。村のムオン世帯の多くは、伝統的家屋様式

⁴⁶ こうした行為がどのような潜在的・顕在的紛争を引き起こし、それらに村民がどのように対処しているかについては、菅原（近刊）を参照。

である高床式の家に住んでいるが、そうした家屋の建設・修理にあたり、地方政府は申請がなされることを条件に、村人による天然林の切り出し・利用を規則に沿った者である限り認めている。家の建設・修理が必要な村人は、コミュン人民委員会に木材使用許可を申請し、人民委員会は、その必要性、申請意図の真偽を確かめた後、許可される天然林の樹種、伐採量、伐採場所を明示した許可書を与える。こうした手続きは、違法伐採を取り締まるために導入されたものではあるが、村人はこの手続きを「逆手」に取り、以下のような行為に及ぶことがある。彼らは、許可書の裏づけのもと、天然林の残る岩山に登り木を切り出すが、実際には許可された量を超えて伐採し、その中で、家の建設・修理に適する木は自分の家の側までおろすが、それ以外の木は森に隠しておき、後に木材買い付け人と事前に打ち合わせた指定の場所に運び木材や薪材として売りさばく。もし、運悪く森林パトロール隊に見つかった場合には、家の建設・修理にかかる木材伐採・利用許可書があることを説明し、難をすり抜けるといった具合である。こうした手段を通じて、何軒かの世帯は、不慮の事態にあった時や結婚などの行事のための資金作りや生活資金の足しにしている。

(2) 人工林(植林地)の林産物利用に関するもの

過剰な森林伐採から天然林の状態が年々悪くなる中、村人の中には、許可が下りていないにもかかわらず、植林による人工林の林産物を利用することにより生計の足しにしようとする者も出てきている。

まず、タケノコの収穫が可能となる5月から7月にかけては、「タケノコ盗み」が横行する。多くの家は、植林事業による苗木の配給を受け丘陵地に竹林を持っているが、この時期は、トウモロコシの除草や収穫に忙しく、遠く離れた竹林を頻繁に見回りに行くことができない。そしてある日自分の竹林に行くと、自分の土地のタケノコがほとんどなくなっていることに気づくという按配である。竹林を持っている世帯の約8割はこうした経験を少なからず持っており頭を痛めている。盗みを働くのは村人で誰がやったか察しがつく場合もあるが、現行犯でない限り、猜疑の目を向けることはできないという。タケノコは背負い籠や衣服の中に簡単に隠せるため頻繁に盗まれるが、盗んだ者からすれば、それは食材の足しになり、また少しまとまった量になれば売りさばいて現金収入を得ることも可能となる。他方、タケノコがなくなるということは、盗まれた家の食材や収入取得の可能性が減ることを意味するのみならず、次世代の竹が育たないことを意味し、竹林の維持・管理が難しくなることを意味する。そのため、タケノコを守り、それを成木にしてから売りたいと考えている世帯のうちの数軒が、2003年初めて、隣村の祈祷師(Ong Mo)に依頼し自分の竹林を守る儀礼を施し、そうした家族のタケノコは全く盗まれることがなかった。儀礼は「イエン・ブア(Yen bua)」と呼ばれるもので、「魔(Ma)」が住む世界と交信できる祈祷師がそこに住むいずれかの「魔」に捧げ物をし、竹林を守ってもらうよう依頼する儀礼である。儀礼が施された竹林には、捧げ物を供えた小さなやぐらが立てられ、「魔」の力がその周辺に及んでいることは一目瞭然となるが、祈祷師がどの「魔」に依頼したかは誰も知り得ない。そしてそうした儀礼が施された竹林の竹やタケノコを盗んだ者は、その竹林の持ち主であろうが、深刻な病に臥せったり、気がふれたりなど災難に見舞われ、そうした状態から抜けるには、「イェ

ン・ブア」を行った祈禱師に、「お祓い」の儀礼を施してもらわなければならない。村人は「魔」を大変怖れ、「イエン・ブア」の儀礼が行われた竹林には近づかない。

さらにアカシアの人工林に関しても、成木になりかかった木を違法に伐採し、それを売りさばくことで現金収入を得る者も少なくない⁴⁷。アカシアは早く成長するだけでなく、木材市場での需要も価値も竹材に比し非常に大きく盗伐の的となる。村の100世帯のうち、49世帯が植林事業によるアカシア林を丘陵地に持っているが、政府から伐採許可が下りる前に、木が盗伐被害にあった経験を持つ者が3分の2以上いる。しかし、実際にはこうした盗伐被害にあったと公言している者の中には、秘密裏に自分で木を伐採し売りさばいている者もかなりいる。それは、不測の事態に対処する資金繰りをつけるため木を売る事態に直面したり、盗伐が横行する中で、アカシアの木が大きくなるにつれ、いつ自分の木が被害にあうか気が気でなく、他の人に盗伐される前に自分で伐採し⁴⁸、ダム湖の水門が閉まり村の川への船の往航が容易となる時期に、木材・薪材船に売り渡してしまうからである。こうした人々は、自分たちの行為は罰せられる可能性があることを十分承知しているので、「木が盗まれた」と他の人には言っている。こうした事情が、アカシアの木が頻繁に盗伐される（と言っている）にもかかわらず、祈禱師（Ong Mo）に「イエン・ブア」の儀式を依頼し、「魔」に自分のアカシア林を守ってもらおうとしないのかを部分的に説明している。それは、すでに述べたように「イエン・ブア」の儀式を執り行くと、盗伐は防げるかもしれないが、アカシア林を育てた自分さえも、祈禱師に頼んで術を解いてもらうまでは、その木を伐採し、売ることができなくなるからである。

（3）林産物の違法利用に関する季節性

上で述べたような法に抵触する可能性のある天然林・人工林の林産物利用を通じた生存・生活戦術には季節性がある。5月から7月に横行するタケノコ盗みを除き、天然林・人工林の違法伐採や盗伐、売買は10月から1月に集中する（旧暦の最後の3ヵ月から4ヵ月）。こうした季節性の理由には以下が考えられる。

第一に、9月頃より水量調節のためダム湖の水門が閉まり、それにより村を流れる川の水量が急激に増し、船の航行に格好の条件を作り出す。それに伴い、様々な目的で頻繁に船が村に出入りし、その中には、米を商ったり、木材・薪材を買い付けに来るものも含まれる。第二に、乾季かつ最終四半期にあたるこの時期は、道路・建物他建設ラッシュが起こり、木材市場の「ホットシーズン」であり木材の値段が高騰する。第三に、村人の生活の視点からは、この時期は農閑期にあたり、農作業以外に費やせる時間的余裕がある時期である。第四に、農閑期にあたるこの時期には結婚式や家の建設・修理作業が集中し、それに伴い出費がかさむ。そして第五に、年末であるこの時期には、新たな気持ちで新年を迎えるために、その年の借金を返済する必要に迫られ

⁴⁷ 竹の成木の伐採に関しては、政府による許可は必要なく自由に伐採できる。またアカシアは時期によって船での運搬が便利な川沿いの丘陵地に位置することが多く、盗伐であれ自己による伐採にしる、売買・運搬が容易であるが、竹は、川から離れた丘陵地に位置することが多く、また竹材の値段も様々なりスクには見合わないと思われるためか盗伐はほとんどない。

⁴⁸ まだ木が小さいこと、さらに違法なものなので安い値段で買い叩かれることが多い。

⁴⁹ 借金は多くの場合、村の雑貨商への「つけ」の清算であるが、年末に返済しておかないと、次の年にはなかなか「つけ」で買うことが難しくなる。

ることがある⁴⁹。

以上見てきたように、「森林保全」の観点から見た場合のこの村の問題は、「植えないこと」ではなく、現在ある森、新しく植林した木を村人が「切らずに保持できない」ことにある。そして、それは、現在の村に、村人の安定した生活を保障するための手段が非常に限られており、彼/彼女らが利用できる財産は唯一「森」と「木」であることと関係しているといえるであろう。

3 - 4 - 3 「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる考察

すでに明らかになりつつあると思うが、村人が置かれた状況、村人の日々の関心事項・切望、それを実現するための生活戦略の一部は「森林保全」の行方を大きく左右するものとなっている。それでは一体、村の「貧困」状況と「森林破壊」の間には何らかの関係があるのだろうか。

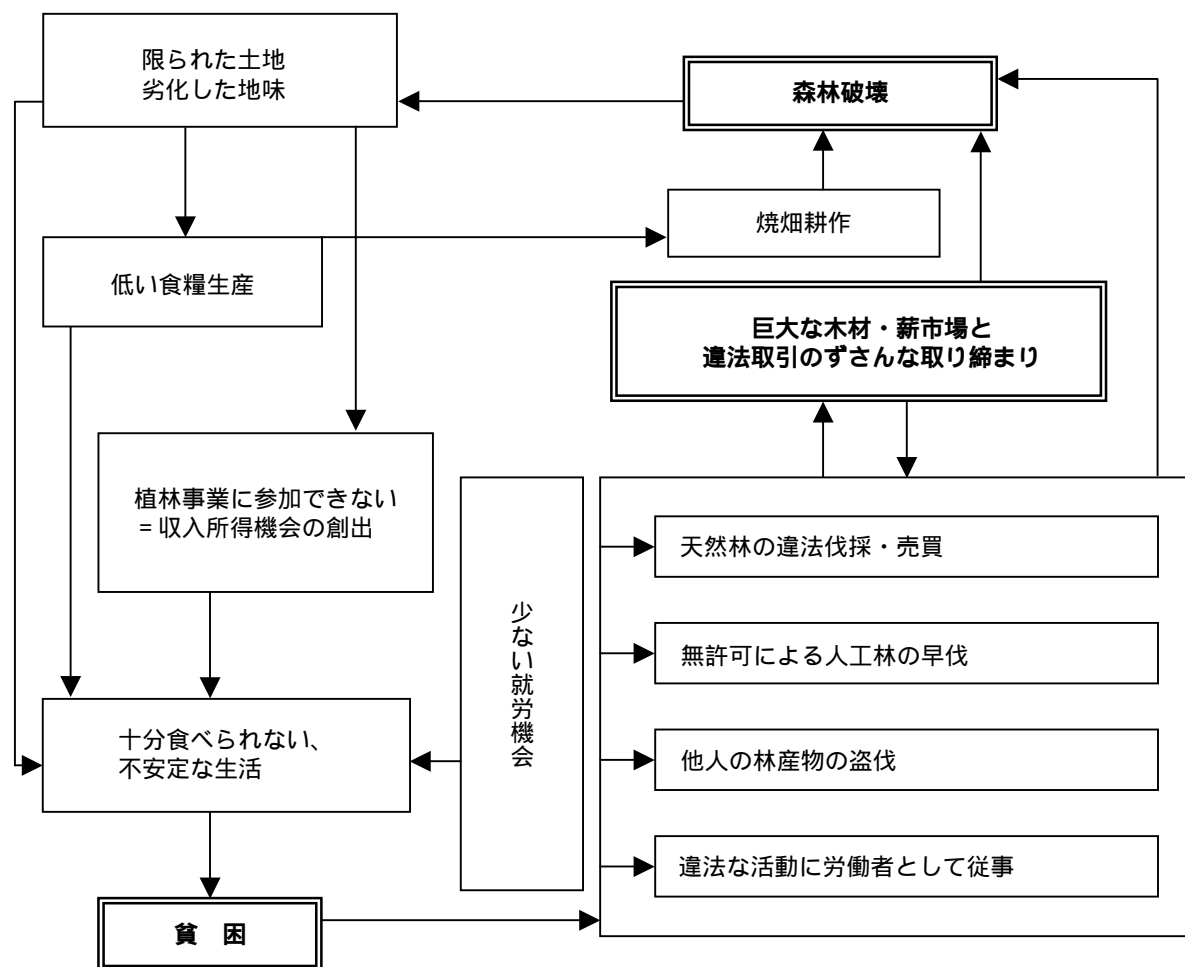
今までの議論より、「貧困」そして「森林破壊」の各側面に関し、以下が明らかになっている。

村には、非常に限られた面積の「農業地」しか存在せず、また土壌の質が年々劣化している。その結果、多くの世帯は、自家消費用の食糧を自分の耕作地で十分生産することができなくなっている。加えて保全林に指定されている丘陵地および岩山の森林地利用に関しては多くの規制が課せられており、耕作地拡大は望めない。村内、近隣地域での収入所得機会も限られている中、多くの世帯は生活の糧、特に「米」を十分に得ることが難しくなっている。希少な労賃取得機会を提供する植林事業には、土地へのアクセスが限られているため参加できない世帯も多にいる。こうした生活状況の中、村人は、生活の糧を得る戦略として、植林規則や手続きから外れる行為に及んだり、また天然林の違法伐採や、人工林の林産物の盗伐、早伐、違法取引など、森林保全にかかる法に抵触する行為に及んでいる場合も少なくない。こうした中、確かに村人は木を植えてはいるが（必要以上に何回も）、しかし、その意図は森林造成ではなく、あくまで将来畑地として耕作する土地の使用権の保持・奪取であり、そのため、植えられた木は数年経過すると伐採され、その地に火入れが行われることがいまだ起こっている。こうした行為はすべて、村人が自分たちの生活を維持していくために行われているものであるが、同時に、森林保全の行方には深刻な影響を与えている。

このように、村の人々の生活状況（「貧困」）と生存・生活戦略、そして「森林破壊」の間には、非常に複雑な悪循環の構造が醸成されつつある（図3-3参照）。村人は、森の重要性については熟知しており⁵⁰、こうした法に抵触するような行為はできれば避けたいと望んでいる。しかし、彼/彼女らが置かれた状況が、禁止されているとはわかっていても、自分たちの唯一の財産である「木」を違法に利用する行為に出ることを余儀なくさせている。しかしこうした状態が続けば、その唯一の財産である森さえもどんと失っていき、それは回り回って耕作地の地力の低下、農産物生産の低下を招き、村人の生活をますます困窮状態へと追いやる可能性がある。もし、森林破壊の原因が人々の生存・生活ニーズと密接に関係しているならば、森を守ることを第一に考えることから、人々の生活に目をやりこうした人々の生存と生活の保持と発展を探る方策を第一に考えるという発想転換が必要となるであろう。

⁵⁰ 政府の役人は、しばしば村人が木を切るのは、彼らが「無知」であるからだという理由づけをし、彼らの意識改革、教育、取り締まりこそが重要だという言い方をする。

図3 - 3 貧困と森林破壊の悪循環



出所：筆者作成。

以上、貧困と森林保全につき、2003年度ベトナムにおいて実施した参与観察型調査から得られた理解の一部を紹介した。こうした理解は、第2章で検討した世銀やDFIDの社会調査の枠組みに沿って調査を実施した結果得られたものではない。それは、人々の日々の懸念・関心事項、それに基づいたニーズや願望の把握、さらにはそれを実現するための日々の営みとその困難を、なるべく村人の立場・視点に立って理解しようとする中で得られたものである。しかしながら、そうした過程で、世銀やDFIDの包括的社会調査の枠組みを構成する様々な領域に触れざるを得なかったのも確かである。続く第4章では、結果の側面ではなく、本調査の実施面に照射し、調査中何が検討され、またどのようにして調査のテーマであった「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる理解が得られ、深化していったのか、そのプロセスを検討していきたい。

4 . 貧困調査の事例： 調査事例にかかる検討領域・理解のプロセスを反芻して

第3章では2003年度に実施した参与観察型の貧困調査の結果を部分的に紹介したが、本章では、そうした結果を導き出すに至った調査内容とプロセスを検討する。具体的には以下の2つのことを行いたい。

第一は、第3章で紹介した調査結果を第2章で取り上げた世銀やDFIDの社会調査枠組み・検討領域との関連で考察し直すことにより、調査地の貧困層が置かれた複雑な状況を理解するに当たっては多領域に触れざるを得なかったことを示し、2機関が提唱している包括的フレームワークを参考に今後貧困調査が進められていくことの有効性・有益性を再確認すること。しかし、貧困層の置かれた状況を理解しようとする社会調査に関しては、上で述べた何を調べるかという検討領域の問題のみならず、そうした理解はどのようにして可能となるかというプロセス面の検討・認識が重要であると考え。

そのため、第二として、前章の調査結果を導き出す基となったフィールド調査のプロセス、特に、理解のプロセスを反芻し、貧困層の置かれた状況把握・理解が段階的にのみ可能となっていたことを示したい。その上で、貧困層の置かれた状況を理解すること、特にそれを「彼/彼女らの視点から」行うとはどういうことか、またそれにはどのような困難がついてまわるのかにつき議論し、往々にして検討領域や項目については精緻化され、周到に準備されるが、事前調査段階での短期集中型情報収集に終始しがちである現在の社会調査プラクティスを再考する一機会としたい。

4 - 1 調査事例の検討領域の考察 - 世銀、DFIDの社会調査の基本枠組みとの関連で

第3章の「貧困」と「森林破壊」にかかる事例研究は、第2章において紹介した世銀やDFIDによる社会調査の枠組みに基づきフィールド調査を行うことにより得られたものではない。しかし、村人の生活、懸念事項・願望、その実現に向けての活動を理解しようとする試みの中で、各々の機関が貧困状況理解に向けての社会調査において重視している5領域に、程度の差こそあれ触れざるを得ない結果となった。ここではまず、両者の基本枠組みとの関連で先の事例を考察し直すことにより、各々の機関が提唱する検討領域の重要性とこうした検討領域により構成される包括的フレームワークの重要性を再確認したい。

4 - 1 - 1 世銀の社会調査の検討領域との関連での事例の考察

すでに見たように世銀は、社会的多様性とジェンダー側面、制度、規範および行動様式側面、利害関係者側面、参加側面、社会的リスク側面の5領域を社会調査における重要検討領域としている。

(1) 社会的多様性とジェンダー側面の検討

ここでは、社会内に存在する多様な集団がどのような分類軸のもとに組織され、結果としてその社会全体を構成しているのかを理解し、それらにより、分類される様々な集団の存在がどのように開発のプロセス・結果に作用し、またそれらから影響を受けるのかを把握することが目的となっている。事例では、「エスニシティー」(キン人とムオン人)や、村人の「居住歴」が、発言権や土地のアクセスの正当性主張に大きく影響し、結果として、この2つの軸により構成される集団間に様々な格差をもたらしていることを説明した。また、土地へのアクセスが限られた者の生存・生活戦略の一環として、法に抵触する形の森林地、林産物の利用も見られ、それが森林保全に芳しくない影響を与えていることも説明した。また「居住歴」要素ほどではないものの、労働力不足から女性世帯主による世帯が植林を通じた生計向上において不利となることを示唆し、「ジェンダー」要素の影響も指摘した。

(2) 制度、規範および行動様式側面の検討

ここでの目的は、対象社会において開発に関与する様々な組織・機関、制度の機能や行動を方向づける公式・非公式の規範を把握・検討し、それらの相互作用がどのように社会開発を促進、また制約しているのかを理解することにあるとされている。事例研究では、村人の行動を方向づける公式・非公式の規範の把握・検討を行っている。ここでは、土地使用権配分や森林保護にかかる国家法(公式規範)が彼/彼女らの行動様式に規制を加えるとともに、焼畑移動耕作の伝統に付随するムオンの慣習的プラクティスに伴う非公式規範とその論理が、平坦地・丘陵地の実際の土地使用権獲得プロセスに大きく作用したことを説明した。また、その結果、土地へのアクセスに関し、相対的に有利な立場に置かれた者と、逆に不利な立場に置かれた者との間に、植林行為を介した土地使用権獲得にかかる攻防戦が微妙な形で展開され、貧困と森林破壊の悪循環を形成しつつあることに触れた。

(3) 利害関係者側面

ここでは、想定される事業に利害関係を持つ集団、組織などを同定し、事業に対するそれらの関心度やその性質、利害の程度、事業への影響力などを把握・検討することが目的とされている。前章の事例研究では、土地利用に関し、国家がダム湖水域の森林保全を第一目的としているのに対し、村人は日常の糧を得ることを第一義としていることにのみ触れた。また、村人は植林をするが、それは必ずしも造林・森林保全の意志を表したものではなく、将来食糧生産にあてられる土地を確保する意図に裏づけられる場合が多いことを示し、植林・森林保全に対する、国家と村人の関心度やその性質の違いを浮き彫りにした。

(4) 参加側面の検討

ここでは、想定される事業により影響を受ける集団の便益の享受度を把握することが目的とされるが、そのため参加の「公正性」と参加様式の「有効性」が検討される必要があるとされている。事例においては、植林事業への参加が、多くの場合丘陵地に位置する土地へのアクセスを持

っていることを前提とするため、土地所有権が不平等に分配されている現状においては、特に、移住ムオン人に不利となり、参加の「公正性」においても、その様式の「有効性」においても問題があることを示唆した。そして(2)(3)でも示唆したように、こうした参加の不正性がまた、植林行為を通じた土地へのアクセス獲得・防御にかかる村民間の微妙なポリティクスを展開させていることを指摘した。

(5) 社会的リスク側面

ここでの目的は、想定される事業実施に伴う社会的リスクやその成果達成を危ぶむ要因を把握・分析することにある。そして社会的リスクとして世銀は5種を挙げている(第2章参照)。事例では、主に第一の種類のリスク、すなわち、裨益者、特に貧困層や社会的に弱い立場にある人々に関連するリスクと成果達成(この場合は国家の観点から森林保全)を危ぶむ要因につき検討している。そこでは、丘陵地に植林することで畑地として利用できる土地が減少し、村人の食糧確保をより困難にし、それにより、生活のための現金収入確保のため法に抵触する形での林産物利用も増える可能性があり、森林保全が困難となるのみならず、村人が社会的・政治的に、より周辺に追いやられていくリスクを指摘した。

4-1-2 DFIDの社会調査の検討領域との関連での事例の考察

DFIDは、貧困層の置かれた状況理解のため、「持続的生活」アプローチを構成する5つの領域、すなわち、外部環境、資財側面、構造・プロセス、生存・生活戦略、期待される成果面、を社会調査において検討する必要があるとしている。

(1) 外部環境側面

ここでは貧困層の生存・生活に影響を与え、貧困層自身の力ではその作用の方向や程度を制御するのが難しい外部環境の作用を、変化の傾向、急変によるショック、季節変動に留意しながら検討するとされている。事例では、特にダム建設による浸水被害を逃れてきた避難民の移住が(ショック)移住先の土地(資財側面)にどのような圧力をかけ、また地元民と移住民の間にどのような政治・経済的問題が引き起こされ、それが彼らの生存・生活にどのような影響を与えているのかが考察されている。同時に、ダムの水門の開閉によるダム湖の水位の変化が(季節性)彼らの生存・生活戦略に、法に抵触する形での林産物利用を含めてどのような機会を提供しているのかも検討した。

(2) 資財側面

ここでは、貧困層の能力に焦点を当て、こうした人々の生存・生活を支える様々な資財がどのような状態にあり、また時間とともにどのように変化しているのかを把握・検討することが目的とされている。事例では、調査地の人々の生活を支える最重要資財として土地(森林地を含む)を挙げ、その種類を村人の視点から把握し直した上で、それぞれ異なる種類の土地へのアクセス・利用がどのような状態にあり(不公平な使用権配分状況)また政策変化を伴う時代の流れ

とともに利用形態がどのように変化してきたのかを検討している。またそうした状況や変化が、人々の生存・生活戦略との関係でどのような機会と制限を提供することになっているのかを検討した。

(3) 構造・プロセス側面

ここでは、様々なレベルで貧困層の生活に影響を与えている組織などの構造、および規範、政策・制度、文化・行動様式など、それらの構造を機能させているプロセス面を検討することが目的とされている。事例では、政府の特定の機関や組織を取り上げ、構造面を検討したわけではなく、特に村人の土地へのアクセスに大きな影響を与えている土地・森林利用にかかる法や政策、植林事業にかかる規則、また村人自身の文化規範、実際の行動様式などプロセス面に照射し、検討を加えている。それにより、国家法や土地利用・森林保全政策、植林事業にかかる規則などの公式規範（これ自体複数ある）が人々の行動をある程度規制するとともに、同時に村人自身がこうした規範を再解釈・援用するのみならず、焼畑移動耕作の伝統に伴う文化規範や行動様式を巧みに活用することにより、自分たちの生存・生活手段確保を図っている様を示した。そして、こうした異なる規範が複雑に作用し合った結果、不公平な土地権利分配状況を作り出し、それが人々の資財状況に大きく作用するとともに、住民の生活状況に格差をもたらす根本的要因となっていることを指摘した。

(4) 生存・生活戦略側面

ここでは、人々が自分たちの生活を維持するためにどのような生存・生活戦略をとり、またそれをどのように評価しているのかを把握することが重要となる。事例では、人々の生存・戦略のうち、森林保全との関連で重要となるものを取り上げた。こうした戦略の中には、往々にして法に抵触するものが見られるが、それを具体的に明らかにするとともに（規則から外れる植林行為、林産物の盗伐、早伐、違法伐採、違法取引）そうした行為や活動にかかるリスクや脆弱性を村人自身がどのように評価しているのかを理解する一助とした。

(5) 期待される成果面

ここでは、上の生存・生活戦略により期待される成果とその変化を把握し、そうした成果やその変化に対する人々の見方・評価を把握・検討することを目的とされている。事例では、特に森林保全に関連すると思われる生存・戦略を把握し（(4)）、そうした戦略をとることで村人が負わなければならないリスク（法に抵触する行為も含まれるため罰せられる可能性）、持続性・将来性（森林が消失することによる将来に対する不安）を検討した（(4)と並行）。さらに、村人の見方に加え、こうした生存・生活戦略の森林保全面への影響（法から外れる形での林産物利用が天然林の保護、人工林造設面での影響）、および長期的に見た場合の村人の生活状況への影響（森林の消失による生計手段の喪失の可能性、土壌への悪影響）について検討した。

4 - 1 - 3 包括的フレームワークの重要性と留意点

以上見てきたように、前章の事例は、世銀やDFIDの社会調査枠組みのもとに調査を実施したわけではないものの、ベトナムにおいて貧しいとされる調査村における人々の生活を理解しようとする試みの中で、各機関が提唱している5検討領域に少なからず触れざるを得なくなったものである。それは、貧困層の生活や能力は、単に自分が属する近親の集団（村などの空間的なもの、あるいはエスニシティーなどアイデンティティーや心理的紐帯によるものの両者を含む）というミクロレベルの現象のみならず、弱体化現象も見られるとはいえ、国民国家の枠組みや、グローバルイゼーション（市場の浸透）の影響下で、国家政策や市場の動向などに大きく作用されるのが現実であり、貧困層の生活およびその置かれた状況を理解しようとする場合、どうしてもミクロとマクロの両レベルの現象に触れざるを得ないからである。

また同時に、従来の開発政策・事業では、往々にして経済的・物質的側面、あるいは公的側面の検討が重視される傾向にあったものの、貧困層の置かれた現実を彼/彼女らの生活に密着した形で理解しようとする場合、そうしたものの背後にある力関係や政治、文化や非公式規範など、地域社会の状況や人々の思考や行動に強く作用している非物質的側面を無視することはできなくなるからである。こうしたミクロとマクロをつなぎ、また可視明示的側面に加え、非可視的側面にも注意を払いつつある世銀やDFIDの社会調査枠組みは、その包括性ゆえに非常に有効な分析枠組みであるといえる。

しかし、こうした有効な分析枠組みを念頭に置いたとしても、もしそれに基づく調査が、現在の社会調査の傾向として見られるように、事業事前段階の集中的情報収集に終始してしまうのであれば、貧困層の置かれた現実を理解するには限界があると思われる。それは、市場の動向や国家政策・制度、法規制などマクロレベルで決定される要素は、それらがそのまま何もないうところに導入されるのではなく、貧困層の生活する場を含めたミクロレベルの社会には、こうした要素が浸透・適用される以前から人々の行動に作用し、方向づける非公式な文化規範や制度、権力構造など様々な要素が存在しているからである。そしてこれらは、マクロレベルから導入される要素の適用プロセス・結果に大きく作用することになる。

第3章における事例でも土地法という国家法が、調査地における適用プロセスにおいて、焼畑移動耕作に伴い継承されてきた非公式規範や土地法実施以前から導入されていた植林事業にかかる手続きを村人が歪曲・援用しようとした結果、本来、土地法が目指した公正な土地使用权配分とは程遠い結果を招くことになったことを説明した。こうしたマクロな要素をその原則面で捉えるのではなく（what it should be）、貧困層の生活する具体的コンテキストにおいてその実態面（what it actually does/is）を捉えようとするには、貧困層の生活に密着した形である程度の時間をかけた調査がどうしても不可欠になる。

また、事例でも述べた土地使用权獲得にかかる非公式規範や慣習的プラクティスや、生存・生活戦略の一環としての法に抵触する形での林産物利用など、さらには村の政治構造（移住民と地元民の関係、村人と行政の関係）など、近年の開発議論が着目しつつある側面の実態を捉えるには、村人に聞けば教えてくれるというものではなく、そのセンシティブティティー故、時間と人間関係・信頼関係構築が鍵となる。それ故、世銀やDFIDが強調する包括的理解、そのためのフレー

ムワークの重要性・有効性は十分認識しつつも、それらを十分活用していくためには、調査の実施方式、すなわち一過性の短期集中型情報収集の再検討が必要であることをここでは述べておきたい。次節ではこの点をさらに詳細に議論していきたい。

4 - 2 事例にかかるフィールド調査とそれを通じた理解のプロセスの考察

貧困層を取り巻く状況理解は、世銀やDFIDの社会調査枠組みに提示される5つの検討領域に沿って調査・質問項目を用意し、それに沿って短期集中的に行う情報収集のみで可能となるのだろうか。これについては、簡単にイエス、ノーの回答を出せるものではなく、調査の目的や範囲、調査者の資質やある地域や集団の歴史や固有性に対する理解、調査者と被調査者の人間関係や信頼関係の度合い・質など、多くの要因に左右される。しかし、単純に、すでに見てきた検討領域を念頭に周到な質問票を用意し、それに沿って情報収集をすれば、社会調査はその目的を果たすと考えるのは短絡的すぎるであろう。それは、貧困層が置かれた状況理解、特にそれを非物質的・非可視的側面を含めて「貧困層の立場・視点」から理解することは、それほど簡単なことではないからである。こうした理解は、自分の認識枠組みや価値観を相手と関わる中で相対化し（文化との関係）、「貧困層」がいかに多様なグループにより構成されているか、またそうした人々の間の政治力学がある程度、認識・理解できるようにならなければ難しい。そしてそのためには、ある程度の時間とプロセス、あるいは経験が必要となると思われる。そうした土台がないと、得られた情報をただ鵜呑みにし、あるいは意識することなく自分の日常の思考体系に沿って解釈してしまいがちになる。

言い換えれば、ある時点で得られた情報の意味を、村人が置かれた社会文化・政治状況、あるいは彼らの思考枠組みで解釈する努力を怠りがちになり、結果として、「貧困層の立場や視点からの理解」からかけ離れた状況理解を行ってしまう危険性を内包することを意味する。一過性の社会調査に関しては、DFIDもその限界を認識し、より継続的なプロセス・アプローチを提唱している。しかし、その理由は、上記のような調査で得られる理解のプロセス面に照射したものとより、貧困層や関係機関や個人が調査に参加できるようにすることで、こうした人々や機関の能力育成（状況把握能力、当事者意識の育成など）や関係構築を図るといった文脈の中で議論されている（第2章参照）。ここではこうした貧困層の能力育成面での重要性もさることながら、なぜ一過性の調査ではなく、時間をかけたプロセス・アプローチが社会調査に必要とされるのかを、前章の事例にかかるフィールド調査を通じた調査者自身の理解のプロセスを反芻することにより、具体的に示したい。

4 - 2 - 1 事例研究にかかるフィールド調査プロセスの概要

フィールド調査は、調査地において「暮らし向き」と「森林保全」の間に関係があること自体がまだ不明確な中で⁵¹、村人の置かれた状況や、その中での人々の願望を理解することを第一義に置き、そうした願望を実現するための人々の日常の営み・活動を理解しようとしたものである。

よって、まずは、人々の日々の営み・会話の中に身を置くことから始めた。しかしだからといって、全く何も持たないままフィールド調査を開始したわけではない。村に入る前には、ジェンダーも絡めて以下の問題意識と目的を持ち、自分の調査を方向づける指針としていた。すなわち、ダム湖の特別保全林に指定されている地域において、「暮らし向き（貧困）」、「森林」、「ジェンダー」の3者の間に何らかの関係があるのかどうか、またあるならばどのようなものなのかを理解する。

さらに、これらに関連してもし何らかの矛盾や紛争が生じている場合には、それにどのように対処しているのかを理解しようとした。また、実際には、後に言及するように非常に困難であることを痛感したが、できうる限り村の人々の視点・立場から、その置かれた状況、行為を理解することを心がけようと思っていた。

こうした問題意識と目的のもと、調査準備段階（調査許可の取り付け、調査地の選定、調査体制作り等々）、一時帰国および帰国準備時期を除いた約9カ月の調査は、調査の位置づけ・目的、参与観察以外にとられた方法の点で以下のような3段階に分けて行われた⁵²。なお、すべての期間において週に3～5日間を村に滞在、それ以外は、ホアビン市およびハノイで、関係者との連絡、情報収集・整理などにあたっていた。

（1）第1期（2003年6月中旬～9月中旬）：村人の生活＝農繁期

- 1) 目的：調査地の概況把握、村の生活・リズムへの適応期、および村人との人間関係構築開始期。人々の関心事・懸念事項の暫定的把握。
- 2) 方法：行政関係者からの聞き取り・情報収集、地図・住民リスト作成、トランセクト、村人の日常生活への参与観察他。事前に準備された形のインタビューなどはなし。
- 3) 内容：明確に準備した質問項目なし。毎晩、その日に印象に残ったこと、また見聞きした中で暮らし向き、土地・森、ジェンダーに関係するかもしれないと思われることをノートに記録。

⁵¹ 貧困と森林破壊の関係については、いわゆる「PPEサークル」(Population increase, Poverty, Environment degradation)が存在するというのが開発における一般的認識となっている。また、ベトナム政府発行の森林保全に関するレポートでも、現在の森林保全政策は人々の食糧生産ニーズを過少評価しているという問題が指摘されている。よって、調査地を含むダム湖周辺地域においても「貧困」と「森林破壊」に何らかの関係が存在すると推察はしていた。しかし、各種のレポートや行政関係者から森林破壊の問題についての言及はあったが、それが具体的にどのような形で貧困と関連しているのかについての説明は調査開始前にほとんど得ることができなかった。また調査の初期、コミュニティのレベルの人民委員会でも森林伐採などについては当初あまり情報を得られず、調査地においてこの2者にかかる問題が存在するのかどうか、また両者の間に何らかの関係があるのかどうかについては調査開始以前にはまだ不明確であった。

⁵² ただし、期間中、他のJICA関係の仕事、RENFODAおよび調査団対応などにも時間を割かなければならなかったため、実際の調査時間はこれより短い。

(2) 第2期(10月~12月): 村の生活=農閑期。ダム湖・川の水位上昇。物流増加。

- 1) 目的: 村の全世帯を一度は訪問して話を聞く。暮らし向き、幸福感、土地・森林利用についての村人の見方・プラクティスを理解し始める。それにより村の社会構成・人間関係・力関係につき徐々に理解するとともに、暮らし向き、森林保全、ジェンダーに関する問題(潜在的・顕在的紛争を含む)の有無を同定し、またその原因および3者の関係について暫定的理解に基づく仮説を出す。
- 2) 方法: 日常の参与観察、村の全100世帯訪問(主に子供をもうけた女性と対話・会話、ストラクチャード・インタビュー+PRA) 日常会話他。
- 3) 内容: 各世帯の 家族構成、移住歴、生計手段、食生活など基本情報、異なる土地(森含む)へのアクセス・利用の現状、過去の使用権配分にかかる経験、魔や祈祷師の儀礼に対する見方や活用、暮らし向き(物質面)および幸福感にかかる見方、潜在的・顕在的土地紛争・家事紛争。これらにつき、日常会話、各世帯訪問時のストラクチャード・インタビュー、日常の観察やインフォーマルな会話、PRAなどを通じて見聞きしたこと、納得したこと、疑問に思ったことを毎晩ノートに書き留める。

(3) 第3期(1月中旬~4月): 村人の生活=テト(旧正月)から作付け準備。農閑期から農繁期への移行期。ダム湖・川の水位の急激な低下。

- 1) 目的: 上期に出された暫定的仮説についてより詳細かつ時間軸を広げて理解する。後半、村人、プロジェクト関係者への調査による暫定的理解についてフィードバック、意見交換を図る。
- 2) 方法: 日常的参与観察。前期の調査を基に幾つかのクライテリアで選定した世帯を頻繁に訪れ、その生活、ライフヒストリーを理解。一部ストラクチャード・インタビュー。村の歴史・変化などについては力関係・人間関係を配慮して小グループを幾つか構成し、別々にグループディスカッション。さらに行政側からも情報・資料収集・意見交換。調査の暫定的結果についてミニワークショップ開催し意見交換。
- 3) 内容: 土地へのアクセスが限られている家族の生活、生計手段、収入・出費、各生計手段への評価。貧困、土地(森含む)利用、森林破壊の関係。潜在的・顕在的土地・林産物利用にかかる紛争の内容、処理形態、有効性や限界、その理由、村人の評価。林産物利用にかかるプラクティス(法に抵触するもの含む)。村の土地利用・森林利用の変化、使用権配分の村人の経験。その他、村人の暮らし向きにかかる懸念事項(米ローン、貧困層ローンへのアクセス、借金による家建設、水問題)につき、気づいた点、気がかりな点、疑問点をノートに記録。

各々の期の目的、内容、方法は、調査開始以前にすべて決められていたわけではなく、逆に、各期の終わりにノートを見直す中で、ある理解が得られ、そこから次期の調査の方向性が見え出す(焦点とすべき内容、方法、暫定的仮説など)という形で、徐々に準備されていったものであ

る。また、全調査期間の中で、暮らし向き、森林保全、ジェンダーに関し、村人の意識の中でも問題と認識されているものがあり（国家・行政の視点からではなく）またこの3者の間にも何らかの関係があると自分自身でも思えるようになったのは、第2期の調査の後半であった。それまでは、村の人の名前と顔、人々の生業、土地・森林利用、懸念・願望すべてが混沌とした状態にあった。また第2期には、ストラクチャード・インタビューなども方法としては盛り込んだが、それを調査の第1期に実施したのでは、得られる情報の質、それをクロスチェックする機会の面でも、また得られた情報を村人の視点から理解するという意味でも様々な問題を抱え、前章で紹介した理解には至れなかったと思っている。次節では、調査を通じての理解のプロセスに焦点を絞り、この点をもう少し詳しく説明したい。

4 - 2 - 2 理解のプロセス

ここでは、フィールド調査の理解のプロセスに焦点を当て、3段階の調査期を経て、「暮らし向き（貧困含む）」と「土地・森林利用（森林破壊への影響含む）」の関係にかかる自分の理解がどのように深化していったのかを考察する。それにより、貧困層を取り巻く状況理解は、単に短期集中型の情報収集のみで得られるのではなく、時間をかけた村人との人間・信頼関係構築、経験の共有や共感、コミュニケーションの深化（言語のみではない）を通じ、彼らが置かれた社会・文化状況や思考・行動様式を調査者自身が身をもって学ぶことにより、様々な事象を「村人の視点」から解釈することが可能となるプロセスを示したい。

（1）第1期

この期は、公的資料や見解に基づく調査地の概況把握に加え、村の生活・リズムへの適応、および村人との人間関係構築を目指した時期であり、人々の関心事・懸念事項の暫定的把握を目的としていた。

1）調査中の自分の理解状態

自分の関心事項である、暮らし向き、森林、ジェンダーに関し、何らかの問題があると認識されているのかどうか（外部者の認識ではなく、村人の意識の上で）、またそれらに関係があるのかどうかのみならず、村人の名前と顔が一致せず、人間関係、土地や林産物利用についても皆目見当がつかめず、混乱しきっていた時期。見るもの、聞くもの、経験することがすべて新しく、何をどう理解すればいいかわからない。また自分の関心事につき、必ずしもこちらが期待しているようには話題に上ってこない。村人は、自分たちの貧しさについてはこちらが何も言わなくとも一生懸命説明しようとするが、土地・森林利用に関しては、一笑する、口をつぐむ、あるいはお茶を濁す態度。また物質的には貧しいけれど、人情に厚く皆が助け合っているという言説を多々耳にし、平穏な村のイメージ。

2）終盤のノート整理段階での自分の理解と次期の調査の方向性

すでに述べたように、この時期、「暮らし向き」、「ジェンダー」、「森」に何らかの関係があ

るのかどころか、村の人間関係や土地・森林利用すべてが混沌としたままであった。しかし、この期のノートの見直しでは、村人の言動として以下が気になる点として認識され、次期の調査を方向づけていくことになる。

第一は、村人の「米」への執着（村人の懸念・願望と密接に関連）。第二に、土地の分類と土地使用权分配についての村人の言動（話を避けようとする場面に何度か遭遇 多分ここに何らかの問題があると認識）。第三に女性と男性の行動の違い（畑仕事 = 女性が大多数、複数の男性による日中のごろ寝・飲酒 暮らし向きや幸福感に関係している、あるいはくるとはなれないかと推察）。第四に竹林を守るための祈祷師の儀礼および魔物についての村人の言動（村人にもこれは一部の教養のない人の迷信と言われ、自分自身でもこの時点では興味本位。しかし森・林産物利用・管理と関係していると推察）である。

これらに何らかの関係があるのかどうか、それが、貧困、土地・森林利用、ジェンダーとどのように関連しているのかわからなかったが、これらを次期の調査の中心的理解事項とした。また、この期に人間関係を築きつつあり、自分が話を聞いている人の選択にどのようなバイアスがあるのかを知るためにも、次期には村の全世帯を訪問することとし、日常の参与観察に加え、上の4点にかかるストラクチャード・インタビューを方法論として加えていくことにした。またその準備の一環として、人々が土地について使用している約40に上る名称・言葉を公式の土地法や土地・森林利用現況図による土地の分類法や名称と比較、検討、整理し、土地に関するインタビューを人々の認識・分類体系を基に行う土台とした。

（2）第2期

この期の調査の目的はすでに述べたように以下の2つであった。

村の全世帯を一度は訪問して暮らし向きを目で確認し、話を聞き、知り合う機会が限られていた人たちとの人間関係を構築する。

暮らし向き、幸福感、土地・森林利用についての村人の見方・プラクティスを理解する。

それにより村の社会構成・人間関係・力関係につき徐々に理解するとともに、貧困、森林破壊、ジェンダーに関する問題（潜在的・顕在的紛争を含む）の有無を同定し、またその原因および3者の関係について暫定的理解（仮説的なもの）を出す。そのため、日常の参与観察に加え、村の全100世帯に対し、ストラクチャード・インタビューと幾つかのPRA（wealth ranking and well-being ranking）を実施した。実際のインタビューは、たいていの場合、昼食前あるいは夕食前に食材を雑貨店で購入し、それを持ってある家族を訪問し、その家族と一緒に食事の用意および食事をする中で、質問項目周辺の話を聞くという形で行われた。

1）調査中の自分の理解状態

この時期は、自分の本領域への理解が飛躍的に高まった時期であった。それは、ストラクチャード・インタビューやPRAで得た情報以上に、それを導入口として、村の人間関係・力関係が徐々にわかり（どういう人が誰のことをどのように言うという傾向とその理由が徐々につかめるようになる）また得た情報の意味をそのまま鵜呑みにするのではなく、いろいろな人と

の会話や場面との遭遇の中で、その意味を再確認し、あるいは再検討、再解釈する機会や土台が提供されるようになったからである。

より具体的には、以下の理由が挙げられる。

第一に、私の村での存在がそれほど珍しくなくなり、多分行政および人々の警戒心も溶け始め、村人が噂話も含めていろいろ話し始めたこと。第二に、私自身も村人の顔と名前が一致するようになり、インタビューや噂話を含めて、村人の会話にかなりついていけるようになり、ある場面で話題に上ったことを、別の様々な場面で見聞きしたと結びつけて考えることができるようになりつつあったこと。第三に、この時期が農閑期（季節性）にあたり、村人側にもインタビューや茶飲み話に付き合ってくれる時間的・精神的余裕があったこと。第四に、ダム湖の水門が閉鎖され、村の川の水位があがり、村の風景が一変すると同時に（季節性）、今までとは異なる事象が次々と現れ、村人がそれまでは警戒して話さなかったことについても、否応なしに現象として私の目に触れるようになったこと。その中には法に抵触するおそれのある林産物利用にかかる活動や、時期的に酒が振る舞われる機会（結婚式、家の建設・修理にかかる共同作業への食事の振る舞い）が増えるに伴い目につくようになった小競り合いや家事紛争、家庭内暴力などが含まれる。

こうしたことから、前期には貧しいけれど平穏な村と思っていた村が、実は、村の歴史と関係して非常に微妙かつ複雑な人間関係や力関係を内包しており、人々は口に出すのをはばかってはいるが、土地や森林利用、さらには家族関係に関し様々な矛盾と潜在的・顕在的紛争を抱えていることを徐々に認識できるようになっていった時期である。

2) 終盤のノート整理段階での自分の理解と次期の調査の方向性

この段階では以下のような理解にたどり着きつつあり、同時にそれが、暮らし向き・幸福感、土地・森林利用、ジェンダーに関する暫定的仮説となっていた。

まずこの段階で、土地が非常にセンシティブな問題であることが明確に認識される（前期でなぜ人々がこのことにあまり触れなかったのかがようやく分かりだす）。それは、暮らし向きを大きく作用する土地使用権の配分が非常に不公平かつ不正義なものであったと認識し、不満を持っていながら、村の政治状況・力関係の中でそれを口に出せない者、あるいはもう口にしたくない者が多数いることと関係している。また、土地や森林利用に関し様々な潜在的・顕在的紛争も存在し、それらに祈祷師の儀礼を含め様々な形（回避を含む）で村人は対処しているが、その紛争処理のプロセス・結果には村の中の力関係が大きく作用している。そして村人は暮らし向きの差の根本的要因であるこうした問題については容易に語らない。さらに本地の丘陵地は保全林に指定されているため、村人全体として相対的に「食べていくための土地」確保が難しい状況に置かれている。

こうした中、一部の村人は「米」を得、生存・生活を維持する方策の一環として、丘陵地や、植林活動、さらには丘陵地・岩山の林産物を法や規則から外れる形で活用しているが、こうした活動について知られることを恐れている。またそれが、植林や森林保全に少なからず芳しくない影響を与えていると考えられる。

また、村人は、家族の結束力が幸福感と密接に関係しており、家族の結束力は暮らし向きの良し悪しとかなりの程度関係しているとしている。しかし、夫婦間に争いが絶えず、場合によっては飲酒と暴力も絡み不幸な家族と見られている家の暮らし向きは多様であり、必ずしも村人の理解するように貧しさと家族の結束度、特に夫婦の絆の強弱は関係していない。このような夫婦間の暴力が絡んだ家事紛争を抱える家庭は、暮らし向き（貧しさ）以上に、夫と妻の力関係がかなりの程度影響していると推察される（夫が婿入りした家庭、妻の方が相対的に高い家計維持・管理能力を示している家庭）。

この期には、「暮らし向き」、「土地・森林利用」、「ジェンダー」にかかるこうした暫定的理解を得たので、時期には、フォーカスする世帯をしぼってこうした点での理解を深めていく方向とした。

（3）第3期

この期の目的は以下の2つであった。

前期に得た「暮らし向き」と「幸福感」、「土地・森林利用」、「ジェンダー」の関係にかかる暫定的理解を、世帯をしぼって彼/彼女らの生活状況や活動、生存・生活戦略や問題対処策をより詳細に把握することにより、さらに深める。

後半、村人、プロジェクト関係者に対し、暫定的な調査結果につきフィードバックし、意見交換を図る。

すでに述べたようにこの期には、フォーカス世帯を決めて、その家族のライフヒストリーも含めて生活状態や活動をより深く理解するという方法をとった。フォーカス世帯は、次のグループ、すなわち、土地へのアクセスが限られているグループ、土地や森林利用に関し潜在的・顕在的紛争を抱えているグループ、家事紛争・家庭内暴力の問題を抱えているグループ、法に抵触する可能性のある林産物利用、活動に関わっていると思われるグループそれぞれから選ばれた。そして、こうした世帯を個別に頻繁に訪ね、次の3点にかかる理解を深めるようにした。

生活状態：物質的面、食生活の変化、収入と出費の傾向（貨幣経済＋現物経済、生存・生活戦略）

土地・森林へのアクセスと利用にかかる経験（争い・その後の対処含む）

林産物利用にかかる活動、流通、市場とそれへの評価

この期の初期には、これらに加え、家事紛争に関する項目（家庭内暴力現象の変化、経験、対処等々）についてもより詳細に話を聞いていたが、この項目については、後半も参与観察は続けたが、こちらから積極的課題にすることは避ける方向とした。またフォーカスグループのみから話を聞いたわけではなく、日常生活の他の場面で、これらの人たちについて話されることやその人たちへの対応などに注意を払うことにより、フォーカスグループからの話を再考察、再解釈した。また後半は、村の力関係、人間関係に配慮して幾つかの世帯でまとまってグループディスカッションを何度かしてもらい、自分のそれまでの理解を再確認、修正、また深める一助とした。

1) 調査中の自分の理解状態

この時期には、「米の入手」と「土地へのアクセス・利用」と「林産物利用」に関し前期の調査にてかなりの程度関係があると推察しつつもまだ漠然としていた状態にあったのが、それらの間にある関係をより詳細かつ具体的に理解することができるようになった時期であった。また、村人が口にするのをためらう傾向にあった土地や森林に関する潜在的・顕在的紛争やその処理にかかる経験、さらには法に抵触する可能性のある林産物利用に関する経験やそれらに対する村人自身の見方や評価などに関してもかなり具体的に把握・理解できるようになった。

その理由には、第2期の理解のプロセスに関してすでに挙げた様々な要因によるところが多い。特に次の2つは大きく影響しているように思う。

第一は、村人との人間関係がさらに深まり、その中で、村人との間に（もちろんすべての村人ではない）、ある程度の信頼関係が醸成されつつあったこと、さらに互いに共感できる部分が増えてきたこと（よって外部の人には話さないようなことも話すようになる）。同時に、それは、ただ話を聞くというのではなく、自分自身の考えをぶつけ、それを機に意見交換や議論をすることが可能になってきたことを意味する。そしてそうしたことを通じて、自分の今までの理解を再確認、あるいは修正し、より村人の見方に近い新たな理解に至るというプロセスを経ていった。第二の大きな理由は、9ヵ月という短い時間ではあったが、その中で見たり聞いたり、経験したことが、自分自身の中に蓄積され、それまでお互い全く関係のないこととしてばらばらにしか捉えられていなかった事象間の関係（例えば竹林を守るための祈禱師の儀礼と病気の時の儀礼およびアカシアの盗伐）や不可解な現象（例えば、借金による家の建設）の意味をようやくつかむことができるようになってきたからである。

2) 終盤のノート整理段階での自分の理解・ワークショップと次へのステップ

この期を終えた後の「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる自分の理解に関しては、この2者に明確な関係があるという感触を得ていたが、あくまで暫定的理解と位置づけそれを村人およびRENFODAプロジェクト関係者にフィードバックし、意見をもらった。その後、本調査研究での執筆機会も含め、フィールドノートを全体的に見直した後に得られた理解については、前章で紹介したとおりである。そしてそれもあくまで現段階での暫定的な理解であることをお断りしておきたい。

4 - 3 一過性の調査の限界と社会調査におけるプロセス・アプローチの重要性

以上、長々とフィールド調査を通じた理解のプロセスを説明したのは、貧困層の置かれた状況の理解、特にそれを「貧困層の立場・視点」から行う場合には、一過性の調査では限界があることを示したかったからである。ここでは、上の調査事例にかかる理解のプロセスに言及しながら、なぜそれが難しいのかを、社会調査（の理解）の本質と困難性に分けて議論し、社会調査におけるプロセス・アプローチの重要性を示したい。なお、ここでいうプロセス・アプローチとは、事業の立案・計画のために事業実施前段階に特化・集中し、またそれにより調査が終了すると見ら

れている短期集中型情報収集調査との比較において出されている。プロセス・アプローチを厳密に定義することは難しいが、不可欠な要素として、調査から得られる理解の暫定性への認識（ある時点での理解はあくまで部分的、暫定的であることへの認識と不断の更新努力の必要性）、調査の継続性（事業実施以前のみではなくそれを超えて継続）、貧困層の生活への密着性（貧困層の立場・視点からの理解の重視、そのための状況理解の継続的修正・更新）を挙げておきたい。そしてこうした継続的状況把握を行うことで、事業の方向性、実施様式の見直しを行い、示唆を提供していくものである。

4 - 3 - 1 社会調査（の理解）の本質

社会調査とは、単に情報収集をすることではない。情報を得ると同時に、それをいかに解釈するかということが重要となる。そしてこの2つを、第2章の開発・援助理念や貧困にかかる社会調査にかかる議論でも見たように「貧困層の立場・視点」を反映・重視する方向で行うことが期待されている。

このことは情報を得るという点に関しては、いかに意味ある情報を得るかということが重要となってくる。ここでいう意味ある情報というのは、直接・間接を問わず、また貧困層の生活に大きく影響しているものやその作用に関するものである（マクロ・ミクロ両レベルを含む）。しかしこうしたものの中には、簡単には把握することや理解することが難しいものがある。例えばそれは、市場や政策、公的制度などマクロレベルでの動向が、貧困層の生活するミクロレベルの場において具体的にどう作用するのかという実態面の理解に関しても言えることである。なぜなら、貧困層の生活する場には、その土地独自の権力構造や文化規範などがあり、現地でのこうした要素はマクロレベルで決定される政策や制度の適用に少なからず影響し、また、市場の浸透や利益配分にも作用し、マクロレベルでは予想されなかった形で貧困層の生活に影響を与えることが多々あるからである。

また、近年の開発議論が照射しつつある排除の論理やメカニズムを含む政治的側面に關わるものや、世銀が注意を払いつつある非公式規範などいわゆる社会の表には出にくいインフォーマルなものや法に抵触する可能性のあるシャドーなものに関してはなおさらそうである。こうしたものに関しては、それらが自分たちの生活にいかに大きな作用を及ぼしていようが、あるいはまた大きな役割を担っていようが、それを口にすることから生じる自分たちの生活へのリスクを考え、貧困層はなかなか口にはしないものである。この点については、前節の調査の理解のプロセスに関する説明の中でも、先住民と移住民間の微妙な力関係に根ざす土地問題や、それに関連する潜在的・顕在的紛争、様々な制約下で生活手段の一環として村人が行っている法に抵触する形での森林地や林産物利用につき、村人がなかなか話をしなかったことを示した。こうした政治側面や非公式あるいはシャドーな側面の理解は、貧困層の置かれた状況の包括的理解には欠かせないが、それらは短期間での情報収集や単刀直入な質問・ディスカッションなどの正攻法で得られるものではない。この点については、次節で政治力学にかかる困難性との関連で再度取り上げるが、こうした側面の理解は、村人の生活の中に身を置くことにより、村人間のやり取りやそれに伴う態度や感情から微妙な力関係を感じることができるようになったり、話題にはされなくともそれに

関連する事象を垣間見たり、また、村人との人間関係や信頼関係が醸成される中で、徐々に得られていく性質のものである。こうした意味で、短期集中型の情報収集のみによる社会調査ではこうした側面が捨象される可能性が高い。

また、得た情報の解釈という面でも、一過性の調査では限界がある場合が多いと思われる。それは一過性の調査では、調査者の中に、調査地域や貧困層を取り巻くコンテクストについての知識やその中の生活経験のストックが乏しいが故に、ある場面において得られた情報をそのまま鵜呑みにしたり、あるいはそれを貧困層が生活するコンテクストの中で読み解くことが出来ないことと関係している。このことについても、事例における理解のプロセスとの関連で、なぜ調査の第2期に自分の関心事であった貧困と森林破壊にかかる関係についての理解が飛躍的に高まり、また第3期にそれがさらに深まっていったのかを示した。それは村人との人間関係やコミュニケーションが深まるにつれ、また村での生活経験のストックが徐々にではあるが増えるにつれ、ある場面で得た情報をそのまま言葉どおりに事実として受け取るのではなく、他の場面で見聞した事柄と関連づけて再検討したり、それらの間にある矛盾点や不明確な部分を明らかにすることにより、さらに理解が必要なところを探っていくことが可能となっていったからである。同時に、別個とされていた事象間の関係が徐々に明らかになったり、また、次節の認識論にかかる困難性の項でも触れるが、村人との生活の中で自分のものの見方や解釈の枠組みと相手のそれとの齟齬を感じる場面にも遭遇し、そうしたプロセスを通じて、様々な事象を徐々に村人の思考体系に沿って解釈できるようになっていったことと関係している。こうした解釈にかかる理解のプロセスは、小説、特に推理小説を読むときに得られる理解のプロセスに似ている。それは、小説のある箇所を読んでいるときは、その箇所の意味を文字どおりにしかとれないが、読み進むうちにそこに書かれてあったことを他の箇所と関連づけることができるようになり、その箇所が全体の中で持つ意味を徐々に読み解くことができるようになるからである。また、読んでいる途中の自分の推理が暫定的なものであり、さらに小説を読み進める中で推理の妥当性を再検討したり、修正したりするプロセスとも類似している⁵³。

以上の議論でも明らかのように、社会調査による理解とは「そこにある情報をとってくる」というものではなく、人々と生活を共にすることで、彼/彼女らが生きるコンテクストを部分的ではあるが自ら経験し、また人々との人間関係の深まり、経験や知識の共有プロセスを通じて「人々と共に徐々に作り上げるもの」とも捉えられる。また、その理解はあくまである時点での暫定的なものであり、常に更新が必要とされる性質のものである。それ故、貧困層の置かれた状況理解を図るには、いかに意味ある情報を得るかという点でも、またそれをいかに適切に解釈するかという点でも、一過性の情報収集では限界があると思われる。

4 - 3 - 2 社会調査の困難性：「村人・貧困層の視点からの理解」の難しさ

短期集中型の調査であろうが、プロセス・アプローチを重視したものであろうが、社会調査に

⁵³ 人類学では、こうした理解の様式を 'hermanutics' と呼ぶこともあるが、こうした議論に関心のある向きは、異文化理解の古典の一つである Geertz (1973) を参照。また、調査を通じた理解の本質や客観主義批判などについてより人類学的議論を知りたい人は、クリフォード、J. 他 (1986) から入るとよいであろう。

は様々な困難が付きまとう。ここでは先の調査事例にも言及しながら、貧困層の置かれた状況を、とりわけ「貧困層の立場・視点」から理解しようとする場合の困難性を、認識論に関わるものと、政治力学にまつわるものに分けて議論する⁵⁴。その上で、こうした2種の困難の認識・克服という点でもプロセス・アプローチがより望まれることを示したい。

認識論に関わる困難は国際協力の大前提ともなる「異文化」との対峙・相克に関するものである。調査者（現地の人、外国人両者含む）と調査対象グループに属する人々は、それぞれ固有の歴史と文化を持つ社会の中で生まれ育ち、それ故、両者の間には、共有する部分も多いとはいえ、価値観や認識体系、分類枠組みなど、文化的差異が存在する場合も多い。政治力学にまつわる困難は、貧困層とそれ以外の人々（調査者含む）が異なる「階級」に属することから生じる政治力・経済力の差異に根ざすものである。そしてこの両者は密接に関係している。文化的差異から生ずる価値観や認識体系の違いは、それが認識されないのみならず、たとえ認識された場合にも、政治力・経済力を持つ者のそれが往々にしてより客観的、合理的であり、真実であるとされ、そうした立場から他方の価値づけ（非合理であるとか）される場合もある。そしてそれが、「村人・貧困層の視点」からの理解を阻むことにつながる危険性もある。このように両者は密接に関係しており、この関係性を意識すること自体が重要であるが、ここでは便宜上、「貧困層の視点からの理解」にかかる困難を認識論にかかるものと政治力学にまつわるものに分けて議論する。

（１）認識論にかかる困難性

これは調査者と調査対象者の間に、認識・価値体系や思考に何らかの差異があるにもかかわらず、その差異に気づかなかつたり、また見聞した事象や情報も自分の認識体系に基づいてのみ解釈したり、あるいはそうした差異の存在を垣間見ても、それは取るに足らないこと、あるいは非合理的なこととして切り捨てることから生じる困難性や危険性である。この中には、例として以下のようなものが含まれる。

１）調査者の通常の思考回路には浮上しないので重要な事象を検討項目に入れない

例えば、貧困と森林破壊の関係にかかる社会調査の場合、経済・社会、林業の観点から質問項目が立てられるのが一般的であろう。それ故、民俗学などで注目される宗教や儀礼などを最初から調査項目の中に入れる場合は少ないと想像される。しかし、事例でも見たように祈祷師による儀礼は竹林を守るに一定の役割を果たしている。先のある程度時間をかけたフィールド調査では村に生活する中で、こうした儀礼の印である竹製の祠をたまたま目にしたことから、儀礼が森林に関する紛争処理に果たす役割につき理解を深めることにつながっていった。

しかし、それまで、村人との話で祈祷師や儀礼が話題に上るのは病気との関連においてのみであり、こうした祠を目にする機会がなければ、儀礼の存在もその機能も自分の調査には入り込む余地は少なかったであろう。また、こうした儀礼について行政関係者にも意見を求めたが、「迷信」として一笑され、なぜ村人がこうした儀礼を再活用し始めたのか、またなぜ効を奏し

⁵⁴ こうした認識論や政治力学にまつわる理解の困難性については、開発との関係では例としてHobert (1993)、Grillo et.al (eds.) (1997) 参照。

ているのかにつき理解しようとする態度は見られなかった。

2) 調査者の通常の思考では理解しがたいと思われるので、ある現象を「非合理」として切り捨てる

ある程度の時間をかけた調査では、その過程で関心事項との関連で多かれ少なかれ不可解に思われる事象に遭遇する機会がある。そしてこれ自体がプロセス・アプローチの大きなメリットでもある。こうした事象には、調査者の通常の思考回路では簡単に説明のつかないものもあり、「貧困層」や「少数民族」に対し調査者が持つある種のイメージや思い込みも手伝って、こうした事象を「無知からくる非合理的なもの」として片づけ、調査対象者の経験からの意味づけをする努力を怠ってしまう場合がある。

例えば、事例との関係では、先に述べた祈祷師の儀礼に限らず、米ローンに頼らざるを得ない生活状況にあるにもかかわらず、多くの世帯が生産目的のために借り入れた銀行ローンの一部をまわして行っている家の建設ラッシュ現象がある。こうした現象を、村の外部の人間は「借金がかさむだけで意味のない行為」、「計算ができない愚か者のすること」と見ていた（私自身も理由がわからず同じ理解に落ち着きそうになっていた）。しかし、その後の参与観察を通じて、家の建設が多くの村人を動員して行われることから社会資本形成・保持の意味でも重要であると同時に、事例研究でも言及したように、家屋建設にかかる木材伐採・使用許可を取り付けることにより、天然林の伐採を公に行うことが可能となるのみならず、そうした手続きを援用・歪曲することにより、闇での林産物取引のリスクを減らすという、彼/彼女らの置かれたコンテキストにおいては合理的判断に基づいた生活戦略の一部であることが人々との生活を共にすることで徐々に明らかになってきた。

3) 調査者の認識枠組みを相対化することなく、調査をすすめる

調査対象者の日常の生活や会話などに慣れ親しんでいない場合には、調査者の認識枠組みや物事の分類体系などが、調査対象者のそれと異なる場合があることに気づかず、前者に沿った質問項目や様式を採用することで、時として貧困層の生活や状況にかかる誤った理解をしてしまう場合がある。

事例との関係では、土地の分類や名称がいい例であろう。土地や林業についての公的文書や行政官との話では、土地法やそこから派生した政策の基盤となっている利用目的別の土地分類名称が使用されることが多いが、村人の日常会話や行動を見聞することから、村人はこうした分類枠組みとは異なる形で土地を類別していることが徐々に理解されたことを事例にて示した。こうした差異に気づき、両者の関係がどのようなものであるかを検討した上で、村人の日常の思考に合わせた形で調査を実施しないと土地利用や使用権分配状況に関し誤った状況理解をすることにつながりかねない。実際、UNDPの支援のもとに、調査村を含む周辺地域で2001年に実施された参加型森林土地利用計画にかかる報告書によると⁸⁹、居住地、庭園地、公共目的

⁸⁹ Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam (2001) p.18

の土地以外は、「農地」(dat nong nghiep)、「森林地」(dat lam nghiep)というカテゴリーのもとに調査が行われたが、こうした分類法だと、村人の耕作様式と関係する「休耕地」(dat trong nghi)は村人の日常の思考ではどちらのカテゴリーにも入らないので把握されなかった可能性が強く、また丘陵地にある耕作地はインタビューを受けた世帯の解釈によりこのどちらにも分類可能であり、どの程度村人の日常的な土地分類と公的分類の齟齬を見極めた上での調査実施であったのか疑問が残る。

(2) 政治力学にまつわる状況理解の困難性

上で述べた認識論にかかる状況理解の困難性に加え、政治力学にまつわる困難性もある。これは、異なる集団や人々を取り巻く政治状況や、調査者も含めて人々の間に作用する力関係を認識できない、あるいは無視することにより招く可能性のある状況理解にかかる困難性・危険性である。こうした政治力学の作用に対する認識・自覚がないと、ある集団や人々の真意を汲み取ることが困難となり、また得られた情報の意味を人々が置かれた政治状況との関係で探ることなしにそのまま鵜呑みにする可能性がある。こうした政治力学にまつわる困難性は、便宜的に次のような3類型に分けて考えることが可能である。

1) 調査対象地域における住民や集団間の政治力学を見逃すことからくる危険性

調査対象地域全体が、たとえ貧困地域に指定されているにしても、その住民は一枚岩ではない。世銀も指摘しているように、ある社会がどのような社会機軸により構成されるのかはその社会ごとに異なるため、まず、それらを同定することが第一の課題となる。そして、親族、エスニシティ、ジェンダーなどに代表されるこうした機軸により構成される様々な集団は、それぞれ異なる状況下にあるのみならず、階級や階層、社会的地位など権力構造と結びつき、そうした集団間や住民間に複雑な政治関係や力関係が存在するのが常である。

こうした政治力学を理解するには、もし当地での経験や知識がほとんどない場合には、ある程度の時間と観察が必要となる。あるいは、現地の人の場合には、こうした状況の中で日常生活を送っているが故、あまりにも当たり前のことであり、自分と他者、あるいは集団間の力関係を再検討しようと姿勢にはつながりにくい場合もある。しかし、調査者を含めて様々な個人や集団間の力関係についての意識と理解がないままに調査を行うと、権力構造の中で下位に属する集団や個人の真意をすくい取ることができなくなり、あるいは、相対的に強い力関係を持つ集団や個人の声を地域社会全体の声として捉えてしまう危険性がある。

事例では、調査の初期段階においては、人々の話から物質的な問題を除いては集団間・個人間にあまり問題のない平和な村と思っていたのが、人間関係の深まりとともに、地元ムオン人と移住ムオン人、キン人とムオン人、さらにはジェンダーに絡む複雑な力関係と微妙なポリティクスが存在し、それが潜在的・顕在的土地紛争、家事紛争を引き起こしていることが徐々に認識できるようになっていったプロセスを説明した。そして、例えば地元民と移住民が共にいるところでは土地使用を話題にすることは難しく、またそうした場では後者が何も言わなくなる傾向にあることを指摘した。こうした場で、「参加」の名のもとに、彼/彼女らの意見を無

理に引き出そうとしても真意を語ってもらえるかどうかについては疑問が残る。こうした場合には、あるイシューに関する政治力学を十分認識した上で、それを話題にするときのグループ構成を慎重に行う必要がある。このように、政治力学に関することはセンシティブなイシューであり、村人がこうしたことを語ることは村内外の人間関係に影響を与え、自分の立場を悪くする可能性があるため、調査対象者はこうしたことに対する自分の言動には十分気をつけており、調査者との間に人間関係・信頼関係が醸成されていない場合には、調査を受ける側は自分の本意をそう簡単には明かさない。

2) 調査対象地域の住民と国家・行政との距離・関係に無自覚あるいはそれに注意を払わないことからくる困難性

貧困層といわれる人々は、様々な面で社会の周縁に位置する場合が多く、それはまた国家や行政との距離や関係に大きく作用する。そしてこうした人々は往々にして、自分たちは権力から遠いところにいることを自覚し、また時として生きるために法に抵触する活動にも従事せざるを得ない状況にあるため、国家や行政に対し、物理的・心理的距離感とともに、少なからず脅威を覚えている。住民、特に貧困層のこうした心理的事情を理解・慮ることなく、調査を進めようとする場合、表向きの答えしか得ることができず、彼/彼女らの置かれた状況や活動を（知られたくない活動を含めて）包括的に捉えることが難しくなるのみならず、それらに対する彼/彼女らの見方や苦悩、願望にかかる真意を汲み取ることが困難となる。

事例では、森林保全にかかる国家政策との関連で行政による取り締まりを恐れ、また自分たちの行為の違法性も十分承知しているが故に、生計を維持するため時として従事せざるを得ない様々な形での違法な林産物利用につき、知られることを最後まで村人はある面恐れていた。こうした活動が少しずつ把握できるようになったのは、村で生活することにより、村人が話題にしなくとも、法に抵触する形での林産物利用の実態を部分的に垣間見る機会を得たことがある。同時に、村人の警戒心は最後まで完全に解けることはなかったと思うが、こうした活動を私が知ってもそれをとがめたり、それにより罰せられたりすることがなかったため、調査の中盤期には、何人かの村人がそうした活動について話をしてくれるようになっていった。このように、こうした活動も含めて貧困層の置かれた状況を理解しようとするには、調査対象者と調査者の間にある程度の信頼関係が醸成されていることが前提となり、そのためにはある程度の時間と人間関係構築が必要となる。

3) 調査対象地域の住民と調査者の間の関係について無自覚なことからくる危険性

調査者は透明人間として調査対象者の生活や状況把握・理解をするわけではない。そのため、調査者のアイデンティティーとそれを村人がどのように解釈するかが調査のプロセス・結果にも作用する。こうしたことに無自覚である場合、あるコンテキストにおいて得られた情報を他のコンテキストとの関連で相対化したり、その意味を再検討・再解釈することなく、そのまま鵜呑みにし、それをもって状況理解がなされたと思い込んでしまう場合もありうる。

例えば事例との関連では、JICA（村人はこの名称を聞いたことはなかったが外国の援助機

関の一つということはずぐ理解した)の名のもとに調査に来た人間に、村人は当初、自分たちの「貧しさ」ばかりを強調した。そして、調査の第1期に訪問した幾つかの世帯でも、「家には家畜は何もない」、「水田がない」、「ローンも回ってこない」など「ない・ないづくし」の話ばかり聞かされた。しかし、村での生活に慣れるにつれ、そうした家の中には実際には水牛を飼育したり、ローンも2、3回借り入れている家があるということが徐々に明らかになっていった。

また事例のところでは書かなかったが、村で何回かグループディスカッションを行った際に、何人かの参加者から、村長から事前に「とにかくこの村が貧しいことだけを訴えるように、また森の活動に関してはあまり言わないように」悟されてきたと教えられた。このように調査対象者は、必ずしも初めから実情を明らかにするのではなく、相手のアイデンティティーを巧みに利用する存在でもあることを自覚した上で、あるコンテキストにおいて得られた情報の意味を再検討・再解釈することも必要となろう。さらにそのためにも、こうした裏情報を得られるような人間関係を作っていくことが重要となり、またグループディスカッションなどの事前に設定された場での情報のみならず、こうした裏情報を含めた人々のつぶやきに常に注意を払い、価値ある情報として日々の参与観察を通して記録・蓄積しておくことが重要となる。

このように、貧困層の置かれた状況を、政治力学や文化的要素、また法に抵触する可能性のある行為など非物質的、非可視的側面も含めて「村人や貧困層の立場・視点」またその思考様式から行おうとする場合、設定された場を通じての一過性の調査ではその克服が難しい点が多々あると思われる。

以上、本章では、社会調査の検討領域や事項のみならず、調査を通じた理解のプロセスとはどのようなものであるのかを具体的調査事例を通して考察することにより、貧困にかかる社会調査プラクティスを再考する一助とした。ここでは、貧困層の置かれた状況把握、特にそれを「貧困層の立場・視点から行う」ことが一過性の情報収集では限界があることを、情報収集と解釈面にかかる社会調査の本質と、認識論および政治力学にまつわる社会調査の困難性に分けて議論し、社会調査におけるプロセス・アプローチの重要性につき注意を喚起する試みとした。次章では、こうした認識をどのように今後の貧困関連の社会調査や事業に活かすことができるのかを検討していきたい。

5．総括および実務への示唆

ここでは、今までの議論を総括するとともに、それを踏まえて実務への示唆を提供する。

5 - 1 議論の総括

本調査研究では、貧困解消に向けての社会調査の重要性を再認識するとともに、その可能性、困難性を検討し、今後の社会調査の方向性を探る一助とするため以下を行ってきた。

第2章にて、世銀、DFID、国連を取り上げることにより、近年の開発・援助理念、および貧困関連の社会調査に関する議論の動向を探った。そこでは3機関の強調点に差が認められるものの、理念レベルにおいて以下のような共通認識が見られることを確認した。第一に、生存・生活が困難な状況にある者や集団に対する支援を最優先していく姿勢。第二に、潜在能力の発現や権利や自由の実現に関する阻害要因あるいは促進要因の把握・対処を、経済、政治、社会、文化領域を含めて包括的に行っていこうとしている点。第三に、国家や公的機関の見解を偏重するのではなく、人々、特に、生存・生活が困難な状況にある者の現実、彼/彼女らの立場や視点、評価をより重視すべきとしている点。そして第四に、以前にもまして、貧困や人権侵害の根本要因となっている政治資本の欠如、排除や排斥メカニズムなどの政治的側面・力学を注視しようとする姿勢である。

こうした理念レベルでの重視事項は、貧困関連の社会調査の計画・実施にも当然考慮されていくことが期待され、また実際、世銀およびDFIDの社会調査の位置づけ・役割、基本枠組みにも少なからず反映されている。そしてこの2機関の社会調査の機能や検討領域、強調点には以下のような共通点が見られることも指摘した。すなわち、第一に、社会調査の機能を状況把握にとどまらず、関係者の能力構築をも図るものとして捉えていること、第二に、貧困状況を把握するための基本枠組みが非常に包括的であること、第三に、貧困層の置かれた現実を彼/彼女ら自身の視点や見方から理解することの重要性を強調していること、そして第四に、こうした人々が直面する問題やニーズのみならず、彼/彼女らの持つ能力側面にも照射していこうとしている点である。こうした開発・援助理念、および社会調査にかかる近年の議論の動向は、今後のJICAの貧困調査・対策の方向性を考えていく際にも参考とすべきであろう。

続く第3章、第4章では、2003年度にベトナムにおいて実施した参与観察型の貧困調査を事例として取り上げた。第3章では、調査地の村人の日々の営みを理解する試みを通じて得られた「貧困」と「森林破壊」の関係にかかる調査結果を部分的に紹介した。それにより、貧困層の置かれた状況理解に関心を持つ向きや、今後、貧困対策や森林保全活動に関わる向きの参考としてもらうと同時に、第4章で、こうした理解はいかに可能となったのかを検討するための材料を提供した。事例では、「米」に関する村人の見方やニーズ・願望がいかに村人の置かれた物質的状況のみならず、ムオンの歴史や集団化時代の記憶と関連しているのか示唆し、また「暮らし向き」やその格差を人々の認識から明らかにしようとした。そして、「暮らし向き」を決定づける大きな要因となっている「土地（森林含む）」使用権の配分状況・獲得プロセスを慣習的規範の適用や

植林活動の援用も含めて検討したのち、こうした状況が人々にどのような生存・生活戦略を選択させることになっているのか、さらにそうした戦略の森林保全への影響はどのようなものであるかを考察し、「貧困」と「森林破壊」の間に形成されつつある悪循環を説明した。

第4章では、上の結果を導き出すに至った調査事例の実施側面に照射し、いかにしてこうした理解が可能となったのかを、検討領域側面とプロセス面において検討した。そして前者については、本調査が世銀やDFIDの社会調査枠組みを念頭に計画・実施されたものではないものの、村人の日々の懸念や願望、その実現を阻む要因やそれに向けての人々の営みを理解する試みの中で、各機関が重視している検討領域すべてに程度の差こそあれ触れざるを得なかったことを示した。それにより、貧困関連の社会調査におけるこうした機関による包括的フレームワークの重要性と有効性を再確認した。他方、プロセス面の考察、特に調査を通じた調査者自身の理解のプロセスを反芻することにより、貧困層の置かれた状況を彼/彼女らの立場・視点から理解しようとする場合には、たとえ、世銀やDFIDの社会調査の枠組みを念頭に置いたとしても、一過性の短期集中型情報収集では難しいことを示した。それは、こうした理解を得るには、意味ある情報にアクセスする（貧困層の生活にとって）という点でも、またそれらを貧困層の立場・視点から解釈できるようにするという点においても以下が前提となるからである。

すなわち、調査者とこうした人々の間にある程度の間人関係や信頼関係の構築およびコミュニケーションの深化がなされると同時に、調査者自身の中に、地域社会や貧困層を取り巻く政治、経済、文化状況（コンテキスト）についての知識や生活者としての経験がある程度蓄積されることである。こうした前提条件が満たされないと、近年の開発議論が注視しつつある政治的要素や政治力学（排除・排斥の論理とメカニズム）、非公式規範や文化規範などに支えられるインフォーマルな行動様式、あるいは法に抵触するようなシャドーな活動（表に出にくい活動）の把握やその作用の理解は難しい。またたとえ把握できたとしても、それらを自分の通常の思考や価値観で解釈・判断してしまう危険性がある。こうした社会調査の理解のプロセスと関連して、一過性の調査にまつわる限界として、自分と相手の認識や思考様式にかかる差異や、自分を含めて関係者の間に存在する政治力学の作用に無自覚になりがちとなる危険性も、調査事例に具体的に言及しながら指摘した。

以上の議論より、今後の社会調査を考える上で以下の重要性を強調したい。第一に、貧困地域での案件を含め、生存・生活の安定が脅かされている人々と関わり、そうした人々の生活にインパクト（正負）を与える可能性のある案件に関しては、彼/彼女らの生存・生活基盤の脆弱性故、その社会調査も慎重に行う必要があること。第二に、社会調査により得られる理解の暫定性とその理解の継続的な更新が必要となることを十分認識すること。よって、事前調査に基づくPCM（Project Cycle Management）/PDM（Project Design Matrix）もあくまで目標達成に向けてのある時点での仮説に過ぎず、状況理解の深化に伴い、当然目標達成に向けての仮説、すなわちPCM/PDMの更新が必要とされること。第三に、貧困層の立場・視点に立った包括的状況理解を目指す場合には、調査地域の社会や貧困層を取り巻く状況について調査者自身が生活者としてある程度の経験を蓄積し、またそこでの人間関係・信頼関係醸成が重要となることである。以上の重要性を鑑みると、現在、事業実施前に傾斜して短期集中的に行われる傾向のある社会調査プラ

クティスでは限界があると思われる。そのため、今後の貧困にかかる社会調査に関しては、より時間をかけたプロセス・アプローチの導入・活用が検討されていくべきであろう。

5 - 2 実務への示唆

以上の議論は、事業立案前の包括的アンケート調査や現場重視型PRAなどによる社会調査の価値を否定するものではない。また、すべての社会調査においてプロセス・アプローチを導入しなければならないと主張しているわけでもない。しかし、近年の開発・援助理念も強調するように、もし貧困層を含めて生存・生活や安全が脅かされている人々を優先的に支援していく場合には、彼/彼女らの生存・生活基盤が脆弱であり、想定される事業による負のインパクトに耐える余裕が限られているため、社会調査もより慎重に行う必要がある。また、同じく近年の開発議論が重視しているように、貧困層の視点や見方を重視した状況理解を行おうとする場合には、それがアンケート調査であろうが、PRAであろうが、もし短期集中型の一過性の調査に終始するのであれば限界がある。よって、プロセス・アプローチを重視した社会調査は、こうした既存の調査を一部代替し、またその限界を補完するものとして導入・強化される必要がある。しかしだからといって、ただ長い時間をかければいいという問題でもなく、調査の質を担保するにはいくつか留意しなければならない点がある。ここでは、今までの議論をもとに、社会調査の質を上げるためにどのようなことが考えられるのかを、プロセス・アプローチを重視した調査の導入・活用という観点から、調査の実施様式、参与観察型調査、調査研究および人材育成・活用につき示唆を提供する。

(1) 調査の実施様式に関して

すでに指摘したように、貧困の根本要因である排除・排斥と密接に関連する政治的側面や集団間の政治力学、あるいは、公的・可視明示的なものでないが故に看過されやすい慣習的プラクティス、価値観、さらにはインフォーマルなネットワークや法に抵触する可能性のある活動などは、一過性の調査で十分把握・理解することは難しい。こうした側面も含めて貧困層の置かれた状況を貧困層自身の立場や見方を重視しながら包括的に理解するには、社会調査に継続性と密着性を担保する必要がある。

まず継続性の担保に関しては、現在社会調査は、案件形成・事業立案のため、事業実施前に集中的に行われるのが一般的である。しかし、これによりある程度の状況把握が可能となるにしても、上に述べたような非物質的で表には出にくい部分については、その非可視性および調査者と調査対象者の人間関係や信頼関係がまだ構築されていないが故に（公的領域の付き合い+顔）把握することが難しいであろう。こうした部分については、引き続き理解する努力が必要となるため、案件形成・事業立案段階を超えて、調査機能を拡充していく必要がある。これはモニタリングの一部として組み込まれていくべきものであるが、ここでいうモニタリングはPCMのモニタリングの機能・範囲に限定されるものではなく、逆にそれらの拡充が期待される。こうした継続的調査は、事業計画との関係でなされる進捗状況の把握を目的とした従来型のモニタリングのみ

ならず、貧困層の生活に密接に関係・作用しているが、事業の立案・計画段階では十分認識されていなかった要素や側面を把握し、その作用を明らかにし、プロジェクトの目的・方向性、ターゲットの見直しも射程に入れてフィードバックしていくべき性質のものである。そのため、計画段階でモニターすることが決められた範囲のみを追っていたのでは限界がある。

それでは、どのようにして事業の立案・計画段階ではまだ十分認識されていなかった貧困層の生活にとり重要な作用を及ぼしている側面の把握・理解は可能となるのであろうか。これは、継続性と重なる部分もあるが、調査にあたり貧困層の生活への密着性を高める必要性を強調したい。事業の全期間およびプロジェクトの全実施地域において貧困層とともに生活することは困難と思われるが、特に事業の事前および初期段階は、ある一定期間継続的・集中的に貧困層が生活する場に身を置いて、あるいは足しげく通い参与観察型調査を行うことが不可欠だと思われる。そしてその後は断続的に、こうした貧困層の生活に密着した参与観察を繰り返していくことが望ましい。ここでの目的、特に初期段階の目的は、自分が知りたいことについて調査者として情報を取りに行くのではなく、人々の日々の営みの中に身を置くことにより、人間関係・信頼関係を構築するとともに、生活者として彼/彼女らの生活するコンテクストについての経験と理解のストックを自身の中につくることである。すでに調査事例にかかる検討でも何度となく繰り返してきたが、非公式な規範や非合法的活動など表に出にくい部分や、貧困の根本要因と密接に絡む政治的側面や力関係にかかる理解は、人々の生活する場に身を置くことによって垣間見る機会に恵まれ、また人間関係やコミュニケーションの深まりの中で人々の言動にまつわる感情を察することができるようになり、徐々に明らかにされるものである。

そしてこうしたものの理解を経て、事前調査の段階で把握されたマクロレベルの政策や制度、法律、また市場の動向が、貧困層が生活する具体的コンテクストにおいてどのように作用するのか、あるいは逆にこれらに影響を受けているのか実態面の把握が初めて可能となる⁵⁶。また人々の言動や様々な事象をそのまま事実として捉えるのではなく、彼/彼女らの立場や価値観、思考様式を踏まえてその意味を再検討・解釈できるようになるには、自身の中に彼らが生活するコンテクストについてある程度の知識と経験のストックが必要となる。しかし、日々見聞するものは多岐にわたるため、参与観察といっても何にどのようにアプローチすべきか混乱し、ただ時間だけが過ぎてしまうことにもなりかねない。この参与観察型調査の留意点については別途議論するが、貧困層の立場・視点を重視した調査を目指すのであれば、計画されている事業分野にとらわれずに（これが難しいのだが）、人々の懸念事項・ニーズ、願望は何か、その実現に向け人々が何を行い、また何を行わない、あるいは行えないているのかを詳細、かつ継続的に把握・理解することを中心に参与観察を進めることが肝要であろう。

また、事業立案・計画に関わる人材（調査含む）と実施に関わる人材は現在別々に起用されるのが一般的であるが、調査の継続性（ひいては実施への貢献）を確保するため、事業立案・計

⁵⁶ こうした点の重要性は世銀（2003b）pp.16-18でも言及されている。すなわち、法律や国家政策・制度や市場などマクロレベルの要素は、期待あるいは予想される形で機能することは稀であり、様々な社会の置かれた現実（収賄、権力構造、非公式規範、因習等々）が大きく作用する。そのため、マクロの要素が貧困層の生活するミクロな場で具体的などのような展開・結果を招いているのか、その実態面を捉えることが事業の成否を大きく決定づけることになる。

画・実施に一貫して関わり、社会調査・配慮を主任務とする人材（専門家）を最初から起用することも検討される必要がある。そしてこうした人材には、調査の密着性を高めるため貧困層の生活に密着した参与観察型の調査を初期段階は継続的・集中的に、また後半は断続的に現地の関係者とともに行うことを（これは能力強化の意味でも重要）主任務の一つとして指示書に明示することも検討すべきであろう。さらに、現在のJICAスキームの中ですでに住民に近い部分で活動している青年海外協力隊、特に村落開発普及員は、そこで生活しているという点のみをとっても大きな可能性を持っている。彼／彼女らの参与観察型調査能力と機能を強化し、案件形成や具体的事業の実施と結びつけて関係者とともに継続的参与観察＋モニタリングを行ってもらうことも重要である。ただし、この場合、機能強化のみならず、そうした活動を有効にすすめられるよう研修の提供と権限の拡大も重要である。また、貧困層の生活する地域での参与観察は、様々な不便や困難、場合によっては危険もある。よって、経済的インセンティブに限らず、二重生活（村と町など）や休暇の便宜を図るなど、処遇面でも見直しが必要ないと、継続性をもってこうした調査を実施していくのは難しいであろう。これは、JICA関係者・JOCVのみならず、現地のカウンターパートや関係者にも適用が考慮されるべき事項である。

（２）参与観察型調査

貧困層の置かれた状況を包括的にかつ彼／彼女らの立場・視点から理解するためには、調査の継続性と密着性を担保し、参与観察型の調査をより重視し組み込んでいく必要があることを指摘した。それでは、単に貧困層の生活する場に長く住んでいれば、こうした理解は可能となるのであろうか。あるいは、またこうした調査はよく言われるように現地の人に任せれば済むものなのであろうか。

参与観察型調査にある程度の時間が必要となることは、すでに明らかであろう。しかし、ただ現地に長く住めば、あるいは現地の人に任せれば、自然に貧困層の立場・視点からの状況理解が可能になるというものではない。「参与観察」という言葉が端的に示しているように、そこには「参与」と「観察」という往々にして相矛盾する2つの行為を同時並行的に、あるいはこの2つの間を行き来しながら行うことが期待されている。ただ、長く生活をするだけであればそれは「参与」のみで終わってしまう可能性がある。また前者なしに（生活者としてではなく）傍観者として「観察」に終始すれば（調査者に特化）見聞したことを相手の価値観や思考様式、政治的コンテクストに基づいて解釈するのではなく、あくまで自分の思考体系で無自覚に意味づけしてしまう危険性が起こる。現地の人がかような調査に関わる場合、「参与」の部分はより容易かもしれないが、あまりにも慣れ親しんでいるので（これも必ずしもそうとはいえない部分もあるが）見聞したことを一度突き放して、その意味を改めて探り直したり、違いに気づきにくいので自分の認識枠組みを相対化することが困難である場合も多い。

「参与観察」を行うとは、人々の日々の暮らしの中に身を置いて、会話や行動を共にしながらも、それに没頭するのではなく、常にどこか覚めた目でそこで展開されていることを記憶にとどめ、反芻する材料を書き留め、そうして得られた情報を相互に、また自分の認識体系と比較・検討していくことにより、個々の言動や事象へのより適切な意味づけを行うことにほかならない。

そして、通常の質問形式やディスカッション形式の調査とは異なり、言葉を通して出てきたことのみを記録するのではなく、日々のフィールドノートに、会話が行われた状況（誰と誰の間でどこでどういう状況で）や、その時の発言者の態度や言葉づかい、他の人・あるいは自分に対して使われた呼称、周りにいて言葉を発しなかった人たちの態度・表情、会話を避けた話題、自分への振る舞い、奇妙に思えたり、理解に苦しむ行動や現象等々、言語の使い方や、言語にならなかったものも含めて最初は特に細かく書き留めていくことが必要となる。そして、そうした細かい情報がある程度蓄積され、それらを横断的に定期的に見直す中で、人々の置かれたコンテキストの部分的理解を図り、同時に自分の認識枠組みを意識的に相対化する努力と、それに基づいて得た暫定的理解の妥当性の再検討・確認・修正を不断に繰り返していくことが重要となる。こうした日々の参与観察によるフィールドノートの蓄積と見直しの中で、自明だと思っていた人々の懸念や願望にかかる新たな側面が徐々に見えだし（全員が共通して関心を持ち、エネルギーを使っているもの、あるいは話題を避けるものは何か）、格差の原因や集団間の力関係が見えてきたり（例えば、どういう時に話をする人たちとしゃべらない人たちがはっきり分かれるのか、それぞれのグループの人に共通する要素は何かを検討する、あるいは誰がどういう人たちをどういう呼称を使って呼ぶか）、人々の認識や分類体系と自分のその違いに気づいたり（例えば人々がよく行う儀礼についてのノートをすべて見直すことにより病気や身体に対する自分とは異なった捉え方を学ぶ、会話で出てきたすべての土地名称を列挙・整理し、土地分類様式の違いを知る等々）、また、今まで不合理としか思えなかった行動が意味あるものとして理解できるようになる。

こうした参与観察には定式的な様式や方法論はなく、ある程度の経験が必要となる。しかし、調査にあたるのが現地の人であろうが、そうでなかろうが、調査事例の検討でも明らかにしたように、人々との人間関係・信頼関係を基礎とした日々の参与観察の中で、自分を含めて様々な集団間の政治力学の作用をいかに自覚し、また自分と相手、あるいは集団間の認識や価値観の違いにいかにセンシティブになれるかが、こうした調査により得られる情報の質と解釈の妥当性を決定づけていくと思われる。さらに言語や言語の使われ方には、価値観や思考様式、社会関係の一部が表出される場合が多いが故に、言語に対するセンシビティもこうした調査の質を左右する重要要素であることも付け加えておきたい。

また、誰がこうした参与観察型調査を行うかについては、理想的には、ローカルリソースの活用、能力育成の面でも、現地の人材に任せられればそれに越したことはない。しかし、そうした選択が必ずしも最良ではないと思われる状況も存在している。例えば、調査を請け負う現地の間人は、外国人以上に現地のポリティクスや利害関係に影響を受ける場合も少なくない。さらに、現地の人材に調査を委託する場合には、英語能力が一つの大きな選択基準になっている場合も多く、彼/彼女らが現地社会においてはエリート層であることにも十分留意しなければならない。こうした事情を鑑みると、現状においては、ローカルコンサルタントやNGOなど現地の人材と、JICA/JOCV事業に関わる日本人・外国人の登用によるコンビネーションが妥当と思われる。また、参与観察型調査に関わる現地の人材の登用に関しても、定期的報告や会議を翻訳・通訳を介して行う可能性を検討すれば、必ずしも英語能力が選択基準である必要はなく、それ以上に、参与観察型調査の経験、および調査地の状況への適応度や理解度、コミュニケーション・人間関係

構築能力などを考慮する必要があるであろう。

(3) 調査研究と人材育成・活用

こうした参与観察には定式的な様式や方法論がなく、ある程度の経験が必要であるとしても、こうした調査経験のない人に手放して「はい現地に行ってプロセス・アプローチを重視した参与観察型調査をして下さい」というのは無茶であろう。それは、自身の経験から言っても、また村落開発隊員の活動を見てもかなり難しいと思われる。そのため、こうした調査に関わる人に対しては、ある程度のオリエンテーションと実地トレーニングが必要となる。

今回の調査研究の主目的は、ベトナムでの調査事例を検討することにより、貧困との関係において一過性の調査の限界を示し、社会調査におけるプロセス・アプローチと密着型参与観察調査の必要性を示すことにあった。そのため、ここでこうしたオリエンテーションやトレーニングの構成や内容、方法論、留意点に関し具体的提案を行うことは難しい。しかし、貧困層の立場・視点を重視することが真剣に検討されるのであれば、調査の継続性と密着性を高める参与観察型調査に関わる人材育成は緊急の課題であり、それを個人の資質・経験にゆだねるのではなく、その実施にあたり考慮すべき点の整理が積極的に行われていかなければならない。そのため、将来的に専門家養成研修やカウンターパート研修、JOCV研修に活用するための準備として、以下を内容とする調査研究を実施し、研修手引書のたたき台をつくるのがまず取り組まれるべきであろう。内容の第一は、参与観察型調査にかかる概論である。第二は、参与観察型調査実施の留意点、ヒント・落とし穴である。第三は、参与観察型調査に関わる者が直面する可能性のある生活上の問題である。そして第四は、実地トレーニングに関するものである。第一の点に関しては、貧困関連の社会調査における参与観察型調査の重要性、有益性、目的に加え、事前に決められた分析枠組みに沿ったアンケート調査やPRAとの比較での特性と相互補完性などが、一般論のレベルで明らかにされる必要がある。第二は、参与観察型調査の調査にまつわる実施上の留意点、ヒント・落とし穴を2つのレベルで取り上げていく必要がある。その一つは、理論・一般論のレベルでの議論である。こうした調査の困難点や危険性については、認識論や政治力学にまつわるものに限らず、倫理面や言語面、調査による人々の生活へのインパクトなどを含め、社会学や人類学分野でかなり議論されているので、まずこうした論点を整理する必要がある。2つ目は、参与観察型の貧困調査の具体的事例から、調査結果ではなく、そのプロセスを反芻・検討することにより、上で整理した困難点や論点をより具体的に示し、その克服に向けての方向性や示唆を検討・提供することである。そして第三は、調査者が直面する可能性のある生活上の困難点であるが、これはこうした調査が往々にして僻地や不便なところで行われる可能性が高いため、こうしたことに対してのある程度の予測と準備がないと調査自体ができないことになりかねない。これも過去こうした調査（貧困調査でなくとも、民俗学調査経験者でもいいと思われる）に携わった人たちや、JOCVの経験から問題群を整理し、その対処に向けての示唆を例示すべきであろう。第四の実地研修に関しては、参与観察型のフィールド調査を重視して、そのための研修を行っている機関の経験から（例えば財団法人国際開発高等教育機構（Foundation for Advanced Studies on International Development: FASID）が行っている海外フィールドワークプログラムや民族博

物館などの人材育成) 内容、実施方法、研修地選定、留意点、フォローアップなどにつき学ぶことである。そしてこの3点について内容のみならず、誰が実際にこうした研修を実施していくことが可能かにつき、組織や人材についても具体的示唆を提供できることが望ましい。

また、こうした調査には、開発の分野の人材に限らず、現地の言語もある程度習熟し、参与観察型フィールド調査につき学び、また実施を予定している社会学や人類学の研究者や大学院生などと連携していくことも考えるべきであろう。そして、そうした人々を特定案件の枠内で雇用するのではなく、例えば、JICAの専門家養成個人研修や、インターンシップ・プログラム、海外長期研修を活用して、JICAが事業立案・実施を計画している場所の一部にそうした事業活動と並行して入ってもらい、事業と一定の距離を保ちながら継続的に調査をしてもらうことも一案であろう。こうしたアレンジには2つの点でメリットがあると思われる。第一には、特定事業に完全に組み込まれた形で調査を行うと、どうしてもその事業の目的・関心事、枠内だけに特化した調査になる傾向が強く、それは貧困層の生活の視点から包括的に物事を把握し、事前調査段階で見えていなかった部分をもすくい取ろうとするより広い調査目的を遂行するには足かせとなる場合があること。第二に、こうした機会を研究者に提供することで、往々にして現地の人を研究の対象物とし、研究のための研究に終始してしまいがちである社会学・人類学のフィールド調査プラクティスを再考する機会ともなるからである。

以上、本調査研究の議論を総括するとともに、プロセス・アプローチを重視した貧困関連社会調査の実施に向けて、実務への示唆を提供した。ここでの議論および示唆はまだ大枠にとどまり、今後より精緻な議論と具体的検討が求められるが、本調査研究の議論が、貧困層の立場・視点を重視した貧困状況の把握、そしてそれに基づくより有効な貧困対策の展開に何らかの形で結びついていくことを期待したい。

参考文献

日本語文献

- クリフォード、J. 他 (1986) 『文化を書く』 紀伊国屋書店
- 国際協力事業団 (2002) 「ヴィエトナム国北部熱帯天然林更新技術開発計画第1回短期調査および森林保全協力基礎調査」 森林・自然環境協力部、国際協力事業団
- 国連開発計画 (1994) 『人間開発報告書1994 (日本語版)』 国際協力出版会
- (1997) 『人間開発報告書1997: 貧困と人間開発 (日本語版)』 国際協力出版会
- (2000) 『人間開発報告書2000: 人権と人間開発 (日本語版)』 国際協力出版会
- 菅原鈴香 (近刊) 「事例研究2: ベトナム北部山岳地帯ホアビンダム湖周辺保全林地区に住む人々の土地権利獲得プロセスとその結果から生じた潜在的・顕在的紛争への対処・対応」 『法・貧困・ジェンダー: 法多元主義と正義へのアクセス』 アジア女性交流・研究フォーラム
- セン、アマルティア (2003) 開発、権利と「人間の安全保障」、人間の安全保障委員会 (Ed.) 『安全保障の今日的課題』 pp. 31-35、朝日出版社
- 人間の安全保障委員会 (2003) 『安全保障の今日的課題』 朝日新聞社

欧文文献

- Chambers, R. (1997) *Whose Reality Counts? Putting the first last*, Barth: Intermediate Technologies Publications.
- Chambers, R. & Conway, G. (1992) *Sustainable rural livelihoods: Practical concepts for the 21st century*, *IDS Discussion Paper 296*, Brighton: Institute of Development Studies.
- Cusinier, J. (1948) *Les Muong: Geographie humaine et Sociologie*, Paris: Institut D'ethnologie.
- DFID (2004) *Sustainable Livelihood Guidance Sheets*, London: DFID.
- Geertz, C. (1973) *The Interpretation of Cultures*, New York: Basic Books.
- Grillo, R. D. & Stirrat, R. L. (1997) *Discourse of Development: Anthropological Perspective*, Oxford: Berg.
- Hobart, M. (1993) *An Anthropological Critique of Development: the growth of ignorance*, London and New York: Routledge.
- Jodha, N. S. (1988) Poverty Debate in India: a minority view, *Economic and Political Weekly*, 23, 2421-2423.
- Kabeer, N. (1996) Agency, Well-being and Inequality: Reflections on the Gender Dimensions of Poverty, *IDS Bulletin*, 27, 11-22.
- Ministry of Agriculture and Rural Development (2001) *Updated Description of the National Five Million Hectare Reforestation Programme 1998-2010*, Hanoi.
- ODI (1999) *Rights-based Approach to Development*, London: ODI.

- Sen, A. (1993) Capability and Well-being. In S. Amartya & M. Nussbaum (Eds.), *The Quality of Life* (pp. 30-53), Oxford: Clarendon Press.
- (1999) *Development as Freedom*, Oxford: Oxford University.
- Socialist Republic of Viet Nam (1991) Law on Forest Protection and Development.
- (1993) Law on Land.
- (2001) Decision No.08/2001/QD-TTg of January 11, 2001 Issuing the regulation on management of special-use forests, protection forests and production forests, which are natural forests.
- (2001) Decision No.178/2001/QD-TTg of November 12, 2001 on the benefits and obligations of households and individuals assigned, leased or contracted forests and forestry land.
- (2002) Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy (CPRGS).
- World Bank (2003a) An OED Review of Social Development in Bank Activities. In Operations Evaluation Department (Ed.), Washington D.C.: World Bank.
- (2003b) *Social Analysis Sourcebook: Incorporating Social Dimensions into Bank-supported Projects*, Washington, D.C.: World Bank.
- (2004) Social Development in World Bank Operations: Results and Way Forward (Discussion Draft), In Social Development Department (Ed.), Washington, D.C.: World Bank.

越語文献

- Cong Hoa Xa, Hoi Chu Nghia (Socialist Republic of Viet Nam)(2001) Phuon an Dieu che Rung (Forestry Usage Adjustment Plan), In Hoa Binh Province (Ed.).
- Cong Hoa Xa, Hoi Chu Nghia (Socialist Republic of Viet Nam)(1993) Nghi dinh cua Chinh phu So 64-CP Ngay 27-9-1993 Ban hanh ban quy dinh ve viec giao dat nong nghiep cho ho gia dinh, ca nhan su dung on dinh lau dai vao muc dich san xuat nong nghiep (政府命令第64号 農業生産目的に長期に土地を使用する世帯、個人に対する農業地の配分についての規則を適用するために).
- Uy ban Nhan dan Tinh Hoa Binh (People's Committe of Hoa Binh Province)(2002) BaoCao: Ra soat dieu chinh bo sung du an on dinh dan cu phat trien kinh te xa hoi vung chuyen dan Song Da Tinh Hoa Binh (Report: Improving the project to stabilize residents and develop socio-economic situation in the area affected by resettlement of people along the Da River in Hoa Binh Province), Hoa Binh.

略 歴

菅原 鈴香（すがわら すずか）

英国サセックス大学開発問題研究所にて修士号取得後、UNICEFニューヨーク本部、アフガニスタン・カブール事務所などにてモニタリング&評価担当官として約5年間勤務。その後、3年間はJICAジュニア専門員として国際協力総合研修所調査研究課およびベトナム事務所に配属（貧困分野企画調査員）。以降、ロンドン大学で人類学理論を学び直すとともに、休学後は、名古屋大学大学院国際開発研究科他で「開発と文化」にかかる非常勤講師を務めるとともに、OECD/DAC、JICA他の貧困関連および地域の固有性配慮に関する調査研究、研修事業、評価活動などに従事。2003年5月から1年間、JICAキャリアプロGRESS研修制度を通じてベトナムの山間地にて参与観察型貧困調査を実施。現在、名古屋大学大学院国際開発研究科国内客員研究員、2005年1月よりロンドン大学東洋・アフリカ研究所人類学博士課程復学。